

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	PD-2-10 改 35
提出年月日	平成 29 年 12 月 22 日

東海第二発電所

津波による損傷の防止

平成 29 年 12 月
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、 は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

目 次

第 1 部

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置，構造及び設備

(2) 安全設計方針

(3) 適合性説明

1.3 気象等

1.4 設備等

1.5 手順等

第 2 部

. はじめに

. 耐津波設計方針

1. 基本事項

1.1 設計基準対象施設の津波防護対象の選定

1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等

1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域

1.4 入力津波の設定

1.5 水位変動・地殻変動の評価

1.6 設計または評価に用いる入力津波

2. 設計基準対象施設の津波防護方針

2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

2.2 敷地への浸水防止（外郭防護 1）

(1) 遡上波の地上部からの到達，流入防止

(2) 取水路，放水路等の経路からの津波の流入防止

2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）

2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）

(1) 浸水防護重点化範囲の設定

(2) 浸水防護重点化範囲における浸水対策

2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(1) 非常用海水冷却系の取水性

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認

2.6 津波監視設備

- 3. 施設・設備の設計方針
- 3.1 津波防護施設の設計
- 3.2 浸水防止設備の設計
- 3.3 津波監視設備
- 3.4 施設・設備の設計・評価に係る検討事項

添付資料

- 1 設計基準対象施設の津波防護対象設備とその配置について
- 2 耐津波設計における現場確認プロセスについて
- 3 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて
- 4 敷地内の遡上経路の沈下量算定評価について
- 5 管路解析のモデルについて
- 6 管路解析のパラメータスタディについて
- 7 港湾内の局所的な海面の励起について
- 8 入力津波に用いる潮位条件について
- 9 津波防護対策の設備の位置付けについて
- 10 常用海水ポンプ停止の運用手順について
- 11 残留熱除去系海水ポンプの水理実験結果について
- 12 貯留堰設置位置及び天端高さの決定の考え方について
- 13 基準津波に伴う砂移動評価
- 14 非常用海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について
- 15 漂流物の移動量算出の考え方
- 16 津波漂流物の調査要領について
- 17 津波の流況を踏まえた漂流物の津波防護施設等及び取水口への到達可能性評価について
- 18 地震後の防波堤の津波による影響評価について
- 19 燃料等輸送船の係留索の耐力について
- 20 燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係について
- 21 鋼製防護壁の設計方針について
- 22 鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について
- 23 鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア）の設計方針について
- 24 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について
- 25 防潮扉の設計と運用について
- 26 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて
- 27 防潮堤及び貯留堰における津波荷重の設定方針について
- 28 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組合せについて
- 29 各種基準類における衝突荷重の算定式及び衝突荷重について
- 30 放水路ゲートの設計と運用について
- 31 貯留堰継ぎ手部の漏水量評価について
- 32 貯留堰の構造及び仕様について
- 33 貫通部止水対策箇所について

- 3 4 隣接する日立港及び常陸那珂港区の防波堤の延長計画の有無について
- 3 5 防波堤の有無による敷地南側の津波高さについて
- 3 6 防潮堤設置に伴う隣接する周辺の原子炉施設への影響について
- 3 7 設計基準対象施設の安全重要度分類クラス3の設備の津波防護について
- 3 8 敷地側面北側防潮堤設置ルート変更に伴う入力津波の設定について
- 3 9 津波対策設備毎の条文要求，施設・設備区分及び防護区分について
- 4 0 東北地方太平洋沖地震時の被害状況を踏まえた東海第二発電所の地震・津波による被害想定について
- 4 1 審査ガイドとの整合性（耐津波設計方針）

< 概 要 >

第 1 部において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する東海第二発電所における適合性を示す。

第 2 部において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。

第 1 部

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

地震による損傷の防止について，設置許可基準規則第 5 条及び技術基準規則第 6 条において，追加要求事項を明確化する（表 1）。

表 1 設置許可基準規則第 5 条及び技術基準規則第 6 条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
<p>第 5 条（津波による損傷の防止）</p> <p><u>設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。</u></p>	<p>第 6 条（津波による損傷の防止）</p> <p><u>設計基準対象施設が基準津波（設置許可基準規則第五条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。</u></p>	<p>追加要求事項</p>

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置，構造及び設備

□ 発電用原子炉施設の一般構造

(2) 耐津波構造

本原子炉施設は，その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）及び確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）に対して，次の方針に基づき耐津波設計を行い，「設置許可基準規則」に適合する構造とする。

() 設計基準対象施設に対する耐津波設計

設計基準対象施設は，基準津波に対して，以下の方針に基づき耐津波設計を行い，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の策定位置を第 5-7 図に，基準津波の時刻歴波形を第 5-8 図に示す。

また，設計基準対象施設のうち，津波から防護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。

a . 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において，基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また，取水路，放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

(a) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は，基準津波による遡上波が到達する可能性があるため，津波防護施設及び浸水

防止設備を設置し，津波の流入を防止する設計とする。

(b) 上記(a)の遡上波については，敷地及び敷地周辺の地形及びその標高，河川等の存在，設備等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して，遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。また，地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は，敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。

(c) 取水路，放水路等の経路から，津波が流入する可能性について検討した上で，流入の可能性のある経路（扉，開口部，貫通口等）を特定し，必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備の浸水対策を施すことにより，津波の流入を防止する設計とする。

b. 取水・放水施設，地下部等において，漏水する可能性を考慮の上，漏水による浸水範囲を限定して，重要な安全機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

(a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して，取水・放水施設，地下部等における漏水の可能性を検討した上で，漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに，同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）を特定し，浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。

(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波

防護対象設備（非常用取水設備を除く。）がある場合は，防水区画化するとともに，必要に応じて浸水量評価を実施し，安全機能への影響がないことを確認する。

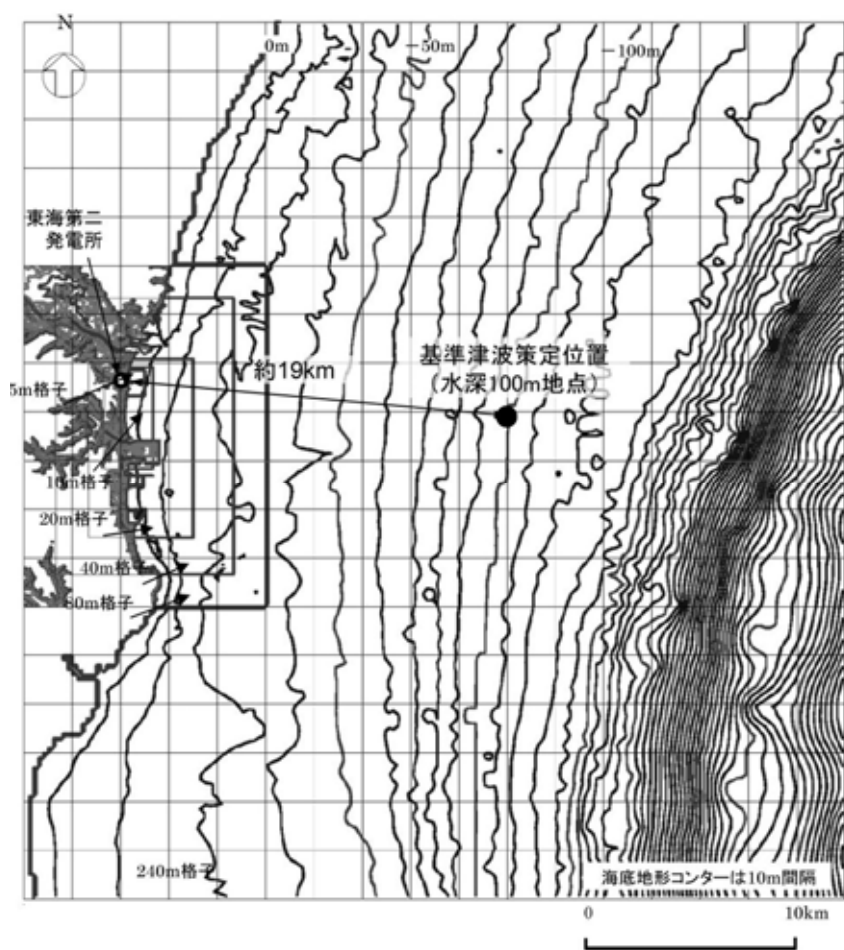
(c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は，必要に応じ排水設備を設置する。

c . 上記 a . 及び b . に規定するもののほか，設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については，浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため，浸水防護重点化範囲を明確化するとともに，津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で，浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）を特定し，それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。

d . 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。そのため，残留熱除去系海水ポンプ，非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下(2)において「非常用海水ポンプ」という。）については，基準津波による水位の低下に対して，非常用海水ポンプの取水可能水位を下回る可能性があるため，津波防護施設(貯留堰)を設置することにより，非常用海水ポンプが機能保持でき，かつ，冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また，基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口，取水路及び取水ピットの通水性が確保でき，かつ，取水口からの砂の混

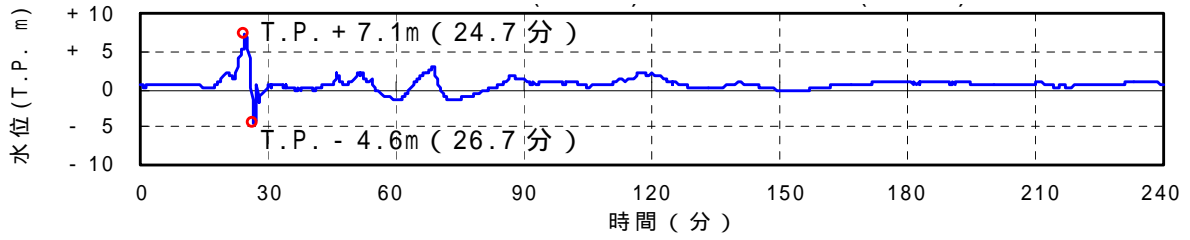
入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。
なお、漂流物については、隣接事業所との合意文書に基づき、
隣接事業所における人工構造物の設置状況の変化を把握す
る。

- e . 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施
設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、浸水
経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものを
いう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能
が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、
入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。
- f . 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当
たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余
震）による影響、津波の繰返しの襲来による影響、津波によ
る二次的な影響（洗掘、砂移動、漂流物等）及びその他自然
現象（風、積雪等）を考慮する。
- g . 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並び
に非常用海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波
による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の
評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動につい
ても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又
は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから
算定される敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実
施する。

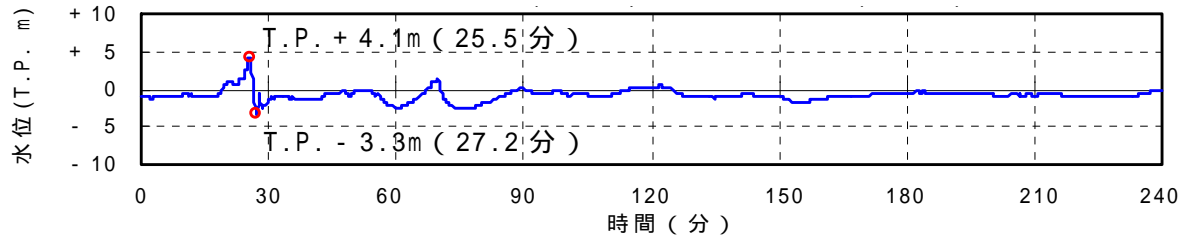


第 5-7 図 基準津波の策定位置

【取水口前面において最高水位をもたらす基準津波の時刻歴波形】



【取水口前面において最低水位をもたらす基準津波の時刻歴波形】



第 5-8 図 基準津波の時刻歴波形

【取水口前面において最高水位をもたらす敷地に遡上する津波の時刻歴波形】
(防潮堤前面)



第 5-9 図 敷地に遡上する津波の時刻歴波形

又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

(3) その他の主要な事項

() 浸水防護設備

a . 津波に対する防護設備

設計基準対象施設は，基準津波に対して，その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないこと，また，重大事故等対処施設は，基準津波及び敷地に遡上する津波に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならないことから，防潮堤，防潮扉，放水路ゲート，逆流防止設備，浸水防止蓋，水密ハッチ，水密扉，逆止弁等により，津波から防護する設計とする。

防潮堤のうち鋼製防護壁には，鋼製防護壁と取水構造物との境界部に止水機構を設置し，止水性能を保持する設計とする。

放水路ゲートは，扉体，戸当り，駆動装置等で構成され，敷地への遡上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため，重要安全施設(M S - 1)として設計する。

防潮堤（鋼製防護壁，止水機構付）

個 数 1

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）

個 数 1

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）

個 数 1

防潮扉

個 数 2

放水路ゲート

個 数 3

構内排水路逆流防止設備

個 数 9

貯留堰（「非常用取水設備」と兼用）

個 数 1

取水路点検用開口部浸水防止蓋

個 数 10

海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁

個 数 2

取水ピット空気抜き配管逆止弁

個 数 3

放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋

個 数 3

S A 用海水ピット開口部浸水防止蓋

個 数 6

緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋

個 数 1

緊急用海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁

個 数 1

緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口逆止弁

個 数 1

海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋（「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用）

個 数 3

緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋

個 数 1

緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋

個 数 1

格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ

個 数 2

常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ

個 数 1

常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ

個 数 2

軽油貯蔵タンク点検用開口部浸水防止蓋

個 数 18

常設代替高圧電源装置置場水密扉

個 数 3

常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉

個 数 1

原子炉建屋水密扉

個 数 6

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置

（防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部の止水処置を示す。）

個 数 一式

海水ポンプ室貫通部止水処置(「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用)

個 数 一式

原子炉建屋境界貫通部止水処置(「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用)

個 数 一式

() 非常用取水設備

設計基準事故に対処するために必要となる残留熱除去系，非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の冷却用の海水を確保するために，取水路，取水ピット及び海水ポンプ室から構成される取水構造物を設置する。

また，基準津波による水位低下時において，冷却に必要な海水を確保するために，貯留堰を設置する。

非常用取水設備の取水構造物及び貯留堰は，想定される重大事故等時において，重大事故等対処設備として使用する。

重大事故等に対処するために必要となる可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水箇所としてS A用海水ピットを設置し，S A用海水ピットに海水を導水するため，S A用海水ピット取水塔及び海水引込み管を設置する。また，重大事故等に対処するために必要となる残留熱除去系及び代替燃料プール冷却系の冷却用の海水を確保するために緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピット(S A用海水ピット取水塔，海水引込み管及びS A用海水ピットを流路の一部として使用する。)を設置する。

取水構造物，S A用海水ピット取水塔，海水引込み管，S A用海水ピット，緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットは容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。また，貯留堰は，基準津波による水位低下に対して，残留熱除去系海水ポンプ，非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの取水性を保持できる容量を十分に有している。

取水構造物

個 数 1

S A用海水ピット取水塔

個 数 1

海水引込み管

個 数 1

S A用海水ピット

個 数 1

緊急用海水取水管

個 数 1

緊急用海水ポンプピット

個 数 1

貯留堰（「浸水防護設備」と兼用）

個 数 1

取水構造物及び貯留堰は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。また、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット、緊急用海水取水管、緊急用海水ポンプピットは、重大事故等時に使用する。

(2) 安全設計方針

1.4 耐津波設計

1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計

1.4.1.1 耐津波設計の基本方針

設計基準対象施設は，その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

(1) 津波防護対象の選定

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第5条（津波による損傷の防止）」の「設計基準対象施設は，基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」との要求は，設計基準対象施設のうち，安全機能を有する設備を津波から防護することを要求していることから，津波から防護を検討する対象となる設備は，設計基準対象施設のうち安全機能を有する設備（クラス1，クラス2及びクラス3設備）である。

また，設置許可基準規則の解釈別記3では，津波から防護する設備として，耐震Sクラスに属する設備（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）が要求されている。

以上から，津波から防護を検討する対象となる設備は，クラス1，クラス2及びクラス3設備並びに耐震Sクラスに属する設備（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）とする。このうち，クラス3設備については，安全評価上その機能を期待する設備は，津波に対してその機能を維持できる設計とし，その他の設備は損傷した場合を考慮して，代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。

これより，津波から防護する設備は，クラス 1 及びクラス 2 設備並びに耐震 S クラスに属する設備（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）（以下 1.4 において「設計基準対象施設の津波防護対象設備」という。）とする。

なお，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備は，設置許可基準規則の解釈別記 3 で入力津波に対して機能を十分に保持できることが要求されており，同要求を満足できる設計とする。

(2) 敷地及び敷地周辺における地形，施設の配置等

津波に対する防護の検討に当たって基本事項となる発電所の敷地及び敷地周辺における地形，施設の配置等を把握する。

a．敷地及び敷地周辺における地形，標高並びに河川の存在の把握

東海第二発電所を設置する敷地は，茨城県水戸市の東北約 15km の東海村に位置し，敷地の東側は太平洋に面している。

敷地周辺の地形は，北側及び南側は海岸沿いに T.P. + 10m 程度の平地があり，敷地の西側は T.P. + 20m 程度の平坦な台地となっている。

また，発電所周辺の河川としては，敷地から北方約 2km のところに久慈川（一級河川）がある。

敷地は，主に T.P. + 3m，T.P. + 8m，T.P. + 11m，T.P. + 23m 及び T.P. + 25m の高さに分かれている。

b．敷地における施設の位置，形状等の把握

設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画として，T.P. + 8m の敷地に原子炉建屋，タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋を設置する。設計基準対象施設の津波防護対象設備のうち屋外設備としては，T.P. + 3m の敷地に海水ポンプ室，T.P. + 8m の敷地に排気筒，T.P. + 11m の

敷地に軽油貯蔵タンク（地下式）を設置する。また、T.P. + 3m の海水ポンプ室から T.P. + 8m の原子炉建屋にかけて非常用海水系配管を設置する。非常用取水設備として、取水路、取水ピット及び海水ポンプ室から構成される取水構造物並びに貯留堰（津波防護施設を兼ねる。）を設置する。

津波防護施設として、敷地を取り囲む形で天端高さ T.P. + 20m 及び T.P. + 18m の防潮堤及び防潮扉、T.P. + 3.5m の敷地（放水路上版高さ）に設置する放水路ゲート並びに T.P. + 3m、T.P. + 4.5m、T.P. + 6.5m 及び T.P. + 8m の敷地に設置する構内排水路に対して逆流防止設備を設置する。また、残留熱除去系海水ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下 1.4 において「非常用海水ポンプ」という。）の取水性を確保するため、取水口前面の海中に貯留堰を設置する。

浸水防止設備として、T.P. + 0.8m の海水ポンプ室に設置する海水ポンプ室ケーブル点検口、T.P. + 3m の敷地に設置する取水路の点検用開口部、T.P. + 3.5m の敷地（放水路上版高さ）に設置する放水路ゲートの点検用開口部、T.P. + 8m の敷地に設置する S A 用海水ピット上部の開口部及び T.P. + 0.8m の緊急用海水ポンプ室に設置する緊急用海水ポンプピットの点検用開口部に対して浸水防止蓋を設置する。また、T.P. + 0.8m の海水ポンプ室に設置する海水ポンプグランド dren 排出口、循環水ポンプ室の取水ピット空気抜き配管に対して逆止弁並びに緊急用海水ポンプピットの緊急用海水ポンプグランド dren 排出口及び緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口に対して逆止弁を設置する。さらに、防潮堤又は防潮扉の地下部の貫通部（以下 1.4 において「防潮堤及び防潮扉下

部貫通部」という。), 海水ポンプ室の貫通部並びにタービン建屋及び非常用海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。

津波監視設備として, 原子炉建屋屋上 T.P. + 64m, 防潮堤上部 T.P. + 18m 及び防潮堤上部 T.P. + 20m に津波・構内監視カメラ, T.P. + 3m の敷地の取水ピット上版に取水ピット水位計並びに取水路内の高さ T.P. - 5m の位置に潮位計を設置する。

敷地内の遡上域(防潮堤外側)の建物・構築物等としては, T.P. + 3m の敷地には海水電解装置建屋, メンテナンスセンター, 燃料輸送本部等があり, T.P. + 8m の敷地には廃棄物埋設施設(第二種廃棄物埋設事業許可申請中), 固体廃棄物保管庫等がある。また, 海岸側(東側)を除く防潮堤の外側には防砂林がある。

c. 敷地周辺の人工構造物の位置, 形状等の把握

港湾施設としては, 発電所敷地内に物揚岸壁及び防波堤が設置されており, 燃料等輸送船が不定期に停泊する。発電所の敷地周辺には, 北方約 3km に茨城港日立港区, 南方約 4km に茨城港常陸那珂港区があり, それぞれの施設の沿岸には防波堤が設置されている。また, 敷地周辺の漁港としては, 北方約 4.5km に久慈漁港があり, 約 40 隻の漁船が係留されている。

敷地周辺の状況としては, 民家, 商業施設, 倉庫等があるほか, 敷地南方には原子力及び核燃料サイクルの研究施設, 茨城港日立港区には液化天然ガス基地, 工場, モータープール, 倉庫等の施設, 茨城港常陸那珂港区には火力発電所, 工場, 倉庫等の施設がある。また, 敷地前面海域における通過船舶としては, 海上保安庁の巡視船がパトロールしており, 久慈漁港の漁船が周辺海上で操業している。他には海上交通として, 発電所沖合約 15km に常陸那珂 -

苫小牧及び大洗 - 苫小牧を結ぶ定期航路がある。また，茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区では，不定期に貨物船及びタンカー船の入港がある。

(3) 入力津波の設定

入力津波を基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形として設定する。基準津波による各施設・設備の設置位置における入力津波の時刻歴波形を第 1.4-1 図に示す。また，入力津波高さを第 1.4-1 表に示す。

入力津波の設定に当たっては，津波の高さ，速度及び衝撃力に着目し，各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値を入力津波高さや速度として設定することで，各施設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高及び波力・波圧について安全側に評価する。

a．水位変動

入力津波の設定に当たっては，潮位変動として，上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m 及び潮位のばらつき 0.18m を考慮し，下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮位 T.P. - 0.81m 及び潮位のばらつき 0.16m を考慮する。

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺の観測地点「茨城港日立港区」(茨城県茨城港湾事務所日立港区事業所所管)における潮位観測記録に基づき評価する。

潮汐以外の要因による潮位変動については，観測地点「茨城港日立港区」における過去 40 年(1971 年～2010 年)の潮位観測記録に基づき，高潮発生状況(発生確率，台風等の高潮要因)を確認する。観測地点「茨城港日立港区」は，東海第二発電所から北方に約 4.5km 離れており，発電所との間に潮位に影響を及ぼす地形，

人工構造物等はなく，発電所と同様に鹿島灘に面した海に設置されている。なお，観測地点「茨城港日立港区」と発電所港湾内に設置されている潮位計における潮位観測記録は概ね同様の傾向を示している。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して，高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。基準津波による基準津波策定位置における水位の年超過確率は 10^{-4} 程度であり，独立事象として津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの，高潮ハザードについては，プラント運転期間を超える再現期間 100 年に対する期待値 T.P. + 1.44m と入力津波で考慮した朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m と潮位のばらつき 0.18m の合計との差である 0.65m を外郭防護の裕度評価において参照する。

b．地殻変動

地震による地殻変動として基準津波の波源である日本海溝におけるプレート間に想定される地震による広域的な地殻変動及び 2011 年東北地方太平洋沖地震による広域的な余効変動について，安全側の評価を実施する。基準津波の波源である日本海溝におけるプレート間に想定される地震による広域的な地殻変動及び 2011 年東北地方太平洋沖地震による広域的な余効変動を考慮する。

日本海溝におけるプレート間地震に想定される地震による広域的な地殻変動については，基準津波の波源モデルを踏まえて，Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定しており，敷地地盤の地殻変動量は，0.31m の沈降である。また，2011 年東北地方太平洋沖地震による広域的な余効変動については，発電所敷地内にある基準点による G P S 測量及び国土地理院（2017）の観測記録を踏まえて設定しており，発電所周辺の地殻変動量は，0.2m 程度

の沈降である。

以上のことから，上昇側の水位変動に対して安全機能への影響を評価する際には，日本海溝におけるプレート間地震に想定される広域的な地殻変動量 0.31m の沈降と広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 0.2m の沈降を加算した 0.51m の沈降を考慮する。

また，下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価する際には，日本海溝におけるプレート間地震に想定される広域的な地殻変動量の沈降と広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量は考慮しない。

c．敷地への遡上に伴う入力津波

基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価（以下 1.4 において「数値シミュレーション」という。）に当たっては，数値シミュレーションに影響を及ぼす斜面や道路，取水口，放水口等の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し，遡上域の格子サイズ（最小 5m）に合わせた形状にモデル化する。

敷地沿岸域及び海底地形は，海域では一般財団法人日本水路協会（2002，2006），深浅測量等による地形データ（2007）等を使用し，陸域では，茨城県による津波解析用地形データ（2007）等を使用する。また，取水口，放水口等の諸元，敷地標高等については，発電所の竣工図等を使用する。

伝播経路上の人工構造物については，図面を基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造物，津波防護施設を考慮し，遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル，解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。

敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては，敷地前面・側面

及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握する。敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による遡上波の敷地への回り込みを考慮する。

数値シミュレーションに当たっては、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震に伴う液状化、流動化又はすべりによる標高変化を考慮した数値シミュレーションを実施し、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものを含む。）の可能性について確認する。

なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となっている箇所はない。

また、敷地の北方約 2km の位置に一級河川の久慈川が存在する。このため、久慈川からの回り込みの有無を適切に評価するため、敷地北側及び西側並びに久慈川流域の標高を考慮してモデル化する。

遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、基準地震動 S_s に伴い地形変化及び標高変化が生じる可能性を踏まえ、数値シミュレーションへの影響を確認するため、数値シミュレーションの条件として沈下なしの条件に加えて、全ての砂層及び礫層に対して強制的な液状化を仮定し、地盤面を大きく沈下させた条件についても考慮する。また、敷地内外の人工構造物として、発電所の港湾施設である防波堤並びに茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区の防波堤がある。これらの防波堤については、基準地震動 S_s による形状変化が津波の遡上に影響を及ぼす可能性があるため、防波堤の形状変化の有無を数値シミュレーションの条件として考慮する。さらに、地盤の沈下の有無及び防波堤の有無

について、これらの組合せを考慮した数値シミュレーションを実施し、遡上域や津波水位を保守的に設定する。

また、初期潮位は朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m に 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量である 0.2m の沈降を考慮して T.P. + 0.81m とし、潮位のばらつき 0.18m については数値シミュレーションにより求めた津波水位に加えることで考慮する。

数値シミュレーション結果を第 1.4-2 図に示す。防潮堤等の津波防護施設がない場合は、敷地の大部分が遡上域となる。このため、津波防護施設である防潮堤を設置し、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地に地上部から津波が到達、流入しない設計とする。防潮堤周辺における遡上高さは、敷地前面東側及び敷地側面北側においては、「防波堤なし、基準地震動 S_s による地盤沈下なし」の組合せで最高水位となり、敷地前面東側で T.P. + 17.7m、敷地側面北側で T.P. + 15.2m となる。敷地側面南側においては、「防波堤なし、基準地震動 S_s による地盤沈下あり」の組合せで最高水位となり、敷地側面南側で T.P. + 16.6m となる。

また、数値シミュレーション結果より、久慈川から設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への回り込みはなく、敷地への遡上波に対する影響はない。

なお、局所的な海面の固有振動の励起の評価に当たっては、東海第二発電所の海岸線の地形は、太平洋に面して緩やかな弧状の地形となっており、基準津波策定位置と発電所の港口との間に湾、半島等の地形はないため、発電所の港口までの間では局所的な海面の固有振動の励起は生じるおそれはないことから、港湾内につ

いて評価する。基準津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起については、数値シミュレーションによる基準津波の最高水位分布及び時刻歴波形を比較した結果において、東海第二発電所の港湾施設の港口、泊地中央、取水口前面等の水位分布や水位変動の傾向に大きな差異がないことから、局所的な海面の固有振動の励起は生じていない。

敷地前面又は津波侵入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較すると、遡上波が敷地に地上部から到達又は流入する可能性がある。津波防護の設計に使用する入力津波は、敷地及びその周辺の遡上域、伝播経路の不確かさ及び施設の広がりを考慮して設定するものとする。設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への地上部からの到達又は流入の防止に係る設計又は評価に用いる入力津波高さは、敷地前面東側において T.P. + 17.9m、敷地側面北側において T.P. + 15.4m、敷地側面南側において T.P. + 16.8m とする。

なお、設計又は評価の対象となる施設等が設置される敷地に地震による沈下が想定される場合には、第 1.4-1 表に示す入力津波高さの設定において敷地地盤の沈下を安全側に考慮する。また、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値を考慮して設定した参照する裕度以上となるように津波荷重水位を設定する。入力津波高さと津波荷重水位の関係より、第 1.4-4 表に各経路からの流入評価結果を示す。

d. 取水路・放水路等の経路からの流入に伴う入力津波

取水路、放水路等からの流入に伴う入力津波は、流入口となる

港湾内外における津波高さについては，上記 a . 及び b . に示した事項を考慮し，上記 c . に示した数値シミュレーションにより安全側の値を設定する。また，取水ピット，放水路，S A用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットにおける津波高さについては，各水路の特性を考慮した水位を適切に評価するため，開水路及び管路において非定常管路流の連続式及び運動方程式を使用し，上記の港湾内及び放水口前面における津波高さの時刻歴波形を入力条件として管路解析を実施することにより算定する。その際，取水口から取水ピットに至る系，放水口から放水路ゲートに至る系及びS A用海水ピット取水塔からS A用海水ピットを経て緊急用海水ポンプピットに至る系をモデル化し，管路の形状，材質及び表面の状況に応じた損失を考慮するとともに，それぞれの系に応じて，貝付着の有無，スクリーンの有無及びポンプの稼働有無を不確かさとして考慮した計算条件とし，安全側の値を設定する。

なお，取水路の入力津波高さの設定に当たっては，非常用海水ポンプの取水性を確保するため，貯留堰を設置するとともに，発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合，原則，循環水ポンプ及び補機冷却系海水ポンプを停止する運用を定めることから，水位の評価は貯留堰の存在を考慮に入れるとともに，循環水ポンプ及び補機冷却系海水ポンプの停止を前提として評価する。

また，放水路の入力津波高さの設定に当たっては，敷地への流入を防ぐため放水路ゲートを設置するとともに，発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合，原則，循環水ポンプ及び補機冷却系海水ポンプの停止後，放水路ゲートを閉止する手順等を整備することから，水位の評価は放水路ゲートの閉止を考慮に入れるとともに，循環水ポンプ及び補機冷却系海水ポンプの停止を前

提として評価する。

1.4.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

津波防護の基本方針は，以下の(1)～(5)のとおりである。

- (1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において，基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また，取水路，放水路等の経路から流入させない設計とする。
- (2) 取水・放水施設，地下部等において，漏水する可能性を考慮の上，漏水による浸水範囲を限定して，重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。
- (3) 上記2方針のほか，設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については，浸水防護をすることにより，津波による影響等から隔離可能な設計とする。
- (4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。
- (5) 津波監視設備については，入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。

敷地の特性に応じた津波防護としては，基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため，数値シミュレーションに基づき，外郭防護として防潮堤及び防潮扉を設置する。防潮堤のうち鋼製防護壁には，鋼製防護壁と取水構造物の境界部からの津波の流入を防止するために，1次止水機構及び2次止水機構を多様化して設置する。

また，取水路，放水路等の経路から流入させない設計とするため，

外郭防護として、取水路に取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁、循環水ポンプ室に取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路に放水路ゲート及び放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピットにS A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランド dren 排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床 dren 排水口逆止弁並びに構内排水路に構内排水路逆流防止設備を設置する。また、防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対して止水処置を実施する。

設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、海水ポンプ室に海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の設置並びにタービン建屋又は非常用海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。さらに、屋外の循環水系配管の損傷箇所から非常用海水ポンプが設置されている海水ポンプ室への津波の流入を防止するため、海水ポンプ室の壁の貫通部に対して止水処置を実施する。

引き波時の水位の低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を下回らないよう、取水口前面の海中に貯留堰を設置する。

地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、取水路に潮位計、取水ピットに取水ピット水位計並びに原子炉建屋屋上及び防潮堤上部に津波・構内監視カメラを設置する。

津波防護対策の設備分類と設置目的を第 1.4-2 表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第 1.4-3 図に示す。

1.4.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護 1）

(1) 遡上波の地上部からの到達，流入の防止

設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する原子炉建屋，タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋並びに設計基準対象施設の津波防護対象設備のうち屋外設備である排気筒が設置されている敷地の高さは T.P. + 8m，軽油貯蔵タンク（地下式）が設置されている敷地の高さは T.P. + 11m，海水ポンプ室が設置されている敷地の高さは T.P. + 3m，非常用海水系配管が設置されている敷地高さは T.P. + 3m ~ T.P. + 8m であり，津波による遡上波が到達，流入する高さに設置している。このため，高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値を踏まえた潮位を考慮した上で，敷地前面東側においては入力津波高さ T.P. + 17.9m に対して天端高さ T.P. + 20m の防潮堤及び防潮扉，敷地側面北側においては入力津波高さ T.P. + 15.4m に対して天端高さ T.P. + 18m の防潮堤，敷地側面南側においては入力津波高さ T.P. + 16.8m に対して T.P. + 18m の防潮堤及び防潮扉を設置することにより，津波が到達，流入しない設計とする。また，防潮堤のうち鋼製防護壁には，1 次止水機構を設置し，津波が到達，流入しない設計とする。

なお，遡上波の地上部からの到達及び流入の防止として，地山斜面，盛土斜面等は活用しない。

(2) 取水路，放水路等の経路からの津波の流入防止

敷地へ津波が流入する可能性のある経路としては，取水路，放水路，S A 用海水ピット及び緊急用海水系の取水経路，構内排水路並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部が挙げられる。これらの経路を第 1.4-3 表に示す。

特定した流入経路から，津波が流入する可能性について検討を行

い，取水路，放水路等の経路からの流入に伴う津波高さ及び高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値を踏まえた潮位に対しても，十分に余裕のある設計とする。特定した流入経路から，津波が流入することを防止するため，津波防護施設として放水路に放水路ゲート，構内排水路に構内排水路逆流防止設備を設置する。また，浸水防止設備として，取水路に取水路点検用開口部浸水防止蓋，海水ポンプ室に海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁，循環水ポンプ室に取水ピット空気抜き配管逆止弁，放水路に放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋，S A 用海水ピットに S A 用海水ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用海水ポンプピットに緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口逆止弁を設置する。また，防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対して止水処置を実施する。これらの浸水対策の概要について，第 1.4-3 図に示す。また，浸水対策の実施により，特定した流入経路からの津波の流入防止が可能であることを確認した結果を第 1.4-4 表に示す。

上記のほか，東海発電所の取水路及び放水路については，今後，その機能に期待しないことから，コンクリート及び流動化処理土により埋め戻しを行うため，津波の流入経路とはならない。

1.4.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）

(1) 漏水対策

取水・放水施設，地下部等における漏水の可能性を検討した結果，取水ピットの入力津波高さが，重要な安全機能を有する設備である非常用海水ポンプが設置されている海水ポンプ室の床面高さを上回り，床面に開口部等が存在する場合には，当該部で漏水が生じる可

能性があることから，海水ポンプ室を漏水が継続することによる浸水の範囲（以下 1.4 において「浸水想定範囲」という。）として想定する。

取水設備の構造上の特徴等を考慮して，海水ポンプ室床面における漏水の可能性を検討した結果，床面における開口部等として挙げられる海水ポンプグランド dren 排出口については，逆止弁を設置する設計上の配慮を施しており，漏水による浸水経路とならない。海水ポンプ室における浸水対策の概要を第 1.4-4 図に示す。

以上より，設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画への漏水の可能性はない。

上記のほか，防潮堤のうち鋼製防護壁には，鋼製防護壁と取水構造物との境界部から津波の流入を防止するため，外郭防護 1 として 1 次止水機構を設置するが，1 次止水機構からの漏水又は保守に伴う取外し時の津波の流入を防止するため，外郭防護 2 として 2 次止水機構を設置することにより，設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地への漏水を防止する。

(2) 安全機能への影響評価

海水ポンプ室には，重要な安全機能を有する屋外設備である非常用海水ポンプが設置されているため，海水ポンプ室を防水区画化する。

上記(1)より，設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画への漏水による浸水の可能性はないが，保守的な想定として，海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁からの設計上の許容漏えい量及び逆止弁の弁体（フロート）の開固着による動作不良を考慮し，浸水想定範囲における浸水を仮定する。その上で重要な安全機能を有する非常用海水ポンプについ

て、漏水による浸水量を評価し、安全機能への影響がないことを確認する。

(3) 排水設備の検討

上記(2)において浸水想定範囲である海水ポンプ室で長期間冠水することが想定される場合は、排水設備を設置する。

1.4.1.5 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離（内郭防護）

(1) 浸水防護重点化範囲の設定

浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、軽油貯蔵タンク（地下式）及び非常用海水系配管を設定する。

(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を実施する。具体的には、溢水防護での影響評価に示されるように、タービン建屋内において発生する地震による循環水系配管等の損傷箇所からの津波の流入等が、浸水防護重点化範囲（原子炉建屋）へ影響することを防止するため、タービン建屋と隣接する原子炉建屋の地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。屋外の循環水系配管の損傷箇所から海水ポンプ室への津波の流入を防止するため、海水ポンプ室貫通部止水処置を実施する。また、屋外の非常用海水系配管（戻り管）の破損箇所から津波の流入を防止するため、貫通部止水処置に加えて、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の設置を実施する。

実施に当たっては、以下 a . ~ e . の影響を考慮する。

- a . 地震に起因するタービン建屋内の循環水系配管の伸縮継手の破損並びに耐震 B クラス及び C クラス機器の損傷により , 保有水が溢水するとともに , 津波が取水ピット及び放水ピットから循環水系配管に流れ込み , 循環水系配管の伸縮継手の損傷箇所を介して , タービン建屋内に流入することが考えられる。このため , タービン建屋内に流入した海水による , タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲 (原子炉建屋) への影響を評価する。
 - b . 地震に起因する循環水ポンプ室の循環水系配管の伸縮継手の破損により , 津波が取水ピットから循環水系配管に流れ込み , 循環水系配管の伸縮継手の破損箇所を介して , 循環水ポンプ室内に流入することが考えられる。このため , 循環水ポンプ室内に流入した海水による , 隣接する浸水防護重点化範囲 (海水ポンプ室) への影響を評価する。
 - c . 地震に起因する屋外に敷設する非常用海水系配管 (戻り管) の損傷により , 海水が配管の損傷箇所を介して , 設計基準対象施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) の設置された敷地に流入することが考えられる。このため , 敷地に流入した津波による浸水防護重点化範囲 (原子炉建屋 , 使用済燃料乾式貯蔵建屋 , 海水ポンプ室 , 軽油貯蔵タンク (地下式) 及び非常用海水系配管) への影響を評価する。
 - d . 地下水については , 地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。
 - e . 地震に起因する屋外タンク等の損傷による溢水が , 浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。
- (3) 上記 (2) a . ~ e . の浸水範囲 , 浸水量の評価については , 以下のとおり安全側の想定を実施する。

a . タービン建屋内の機器・配管の損傷による津波，溢水等の事象想定

タービン建屋内における溢水については，循環水系配管の伸縮継手の全円周状の破損（リング状破損）並びに地震に起因する耐震Bクラス及びCクラス機器の破損を想定する。このため，地震加速度大による原子炉スクラム及びタービン建屋復水器エリアの漏えい信号で作動するインターロックによる循環水ポンプの停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの間に生じる溢水量を考慮する。また，溢水源となり得る機器の保有水による溢水量を考慮する。以上の溢水量を合算した水量が，タービン建屋空間部に滞留するものとして溢水水位を算出する。なお，インターロックによって，津波の襲来前に復水器水室出入口弁を閉止することにより，津波の流入を防止できるため，津波の流入は考慮しない。

b . 循環水ポンプ室内の機器・配管の損傷による津波，溢水等の事象想定

循環ポンプ室内における浸水については，循環水系配管の屋外における溢水については，循環水系配管の伸縮継手の全円周状の破損（リング状破損）を想定する。このため，循環水ポンプの吐出による溢水が循環水ポンプ室へ流入して滞留する水量を算出し，隣接する浸水防護重点化範囲に浸水しないことを確認する。なお，インターロックによって，津波の襲来前に循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁を閉止することにより，津波の流入を防止できるため，津波の流入は考慮しない。

c . 非常用海水系配管（戻り管）の損傷による津波，溢水等の事象想定

屋外における非常用海水系配管（戻り管）からの溢水について

は、非常用海水ポンプの全台運転を想定する。このため、その定格流量が溢水し、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入したときの浸水防護重点化範囲への影響を確認する。なお、津波の襲来前に放水路ゲートを閉止することから、非常用海水系配管（戻り管）の放水ラインの放水路側からの津波の流入は防止できるため、津波の流入は考慮しない。

d．機器・配管損傷による津波浸水量の考慮

上記 a . 及び b . における循環水系配管の損傷については、津波が襲来する前に循環水ポンプを停止し、復水器水室出入口弁及び循環水ポンプ出口弁を閉止するインターロックを設け、津波を流入させない設計とすることから、津波の浸水量は考慮しない。また、上記 c . における非常用海水系配管（戻り管）の損傷については、津波が襲来する前に放水路ゲートを閉止し、放水ラインの放水路側からの津波の流入を防止する設計とすることから、津波の浸水量は考慮しない。

e．機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮

上記 a . , b . 及び c . における機器・配管等の損傷による浸水範囲、浸水量については、損傷箇所を介したタービン建屋への津波の流入、内部溢水等の事象想定も考慮して算定する。

f．地下水の溢水影響の考慮

地下水の流入については、別途実施する「1.6 溢水防護に関する基本方針」の影響評価において、地震時の排水ポンプの停止により建屋周辺の地下水位が周辺の地下水位まで上昇することを想定する。これに対し、地表面まで地下水位が上昇することを想定し、建屋外周部における貫通部止水処置等を実施して建屋内への

流入を防止する設計としている。このため、地下水による浸水防護重点化範囲への有意な影響はない。

また、地震による建屋の地下階外壁の貫通部等からの流入については、浸水防護重点化範囲の評価に当たって、地下水の影響を安全側に考慮する。

g．屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想定

屋外タンクの損傷による溢水については、地震時の屋外タンクの溢水により浸水防護重点化範囲に浸水することを想定し、軽油貯蔵タンク（地下式）の点検用開口部に浸水防止蓋を設置するとともに、原子炉建屋境界貫通部及び海水ポンプ室貫通部に止水処置をするため、浸水防護重点化範囲の建屋又は区域に浸入することはない。

h．施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮

津波及び溢水により浸水を想定するタービン建屋と原子炉建屋地下部の境界において、施工上生じうる建屋間の隙間部には、止水処置を行い、浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。

1.4.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(1) 非常用海水ポンプの取水性

基準津波による水位の低下に対して、非常用海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、水路の特性を考慮して、開水路及び管路について非定常管路流の連続式及び運動方程式を用いて数値シミュレーションを実施する。その際、貯留堰がない状態で、取水口、取水路及び取水ピットに至る経路をモデル化し、粗度係数、貝の付

着代及びスクリーン損失を考慮するとともに、防波堤の有無及び潮位のばらつきの加算による安全側に評価した値を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。

この評価の結果、基準津波による下降側水位は T.P. - 5.64m となった。この水位に下降側の潮位のばらつき 0.16m と計算結果の不確実性を考慮して T.P. - 6.0m を評価水位とする。評価水位は、非常用海水ポンプの取水可能水位 T.P. - 5.66m を下回ることから、津波防護施設として取水口前面の海中に天端高さ T.P. - 4.9m の貯留堰を設置することで、非常用海水ポンプ全台（7台）が 30 分以上運転を継続し、取水性を保持するために必要な水量約 2,370m³を確保できる設計とする。なお、津波高さが貯留堰天端高さ T.P. - 4.9m を下回る時間は約 3 分間であり、30 分以上運転継続が可能であるため、十分な容量を有している。

なお、取水ピットは循環水ポンプを含む常用海水ポンプと併用されているため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された際には、引き波による非常用海水ポンプの取水量を確保するため、循環水ポンプを含む常用海水ポンプを停止する運用を整備する。

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプの機能保持確認

基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、取水口、取水路及び取水ピットの通水性が確保できる設計とする。

また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持できる設計とする。

a . 砂移動・堆積の影響

取水口の底面の高さは T.P. - 6.04m であり、取水可能部は 8m を超える高さを有する設計とする。また、取水ピットの底面の高さ

は T.P. - 7.85m であり，非常用海水ポンプの吸込み下端から取水路底面までは約 1.3m の距離がある。

これに対して，砂移動に関する数値シミュレーションを実施した結果，基準津波による砂移動に伴う取水口前面における砂堆積厚さは水位上昇側において 0.36m であり，砂の堆積によって，取水口が閉塞することはない。また，取水ピットにおける砂堆積厚さは 0.028m であり，非常用海水ポンプへの影響はなく機能は保持できる。

b．非常用海水ポンプへの浮遊砂の影響

非常用海水ポンプは，取水時に浮遊砂の一部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとしても，非常用海水ポンプの軸受に設けられた約 3.7mm の異物逃し溝から排出される構造とする。

これに対して，発電所周辺の砂の平均粒径は 0.15mm(底質調査)で，粒径数ミリメートル以上の砂はごくわずかであることに加えて，粒径数ミリメートル以上の砂は浮遊し難いものであることを踏まえると，大きな粒径の砂はほとんど混入しないと考えられ，砂混入に対して非常用海水ポンプの取水機能は保持できる。

c．漂流物の取水性への影響

(a) 漂流物の抽出方法

漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するため，発電所敷地外については，基準津波の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所周辺半径約 5km の範囲（陸域については，遡上域を包絡する箇所）を，敷地内については，遡上域となる防潮堤の外側を網羅的に調査する。設置物については，地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で，浮力計算により漂流するか否かの検討を行う。（第 1.4-5 図）

(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備の影響

基準津波の数値シミュレーションの結果によると、防潮堤の外側は遡上域となる。このため、基準地震動 S_s による液状化等に伴う敷地の変状、潮位のばらつき(0.18m)も考慮し、基準津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が、非常用海水ポンプの取水性に影響を及ぼさないことを確認する。

この結果、発電所敷地内で漂流し、取水口に到達する可能性があるものとして、鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁(コンクリート片)、鉄骨造建物の外装板、フェンス、空調室外機、車両等が挙げられるが、取水口は十分な通水面積を有していることから、取水性への影響はない。また、貯留堰内に堆積することを想定した場合においても、貯留堰は十分な容量を有していることから、引き波時の非常用海水ポンプの取水性への影響はない。

敷地内の物揚岸壁又は港湾内に入港する燃料等輸送船、浚渫船、貨物船等は、津波警報等発表時には、原則として緊急退避するため、漂流することはなく、取水性への影響はない。

発電所敷地外で漂流し、取水口に到達する可能性があるものとしては、鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁(コンクリート片)、鉄骨造建物の外装板、家屋、倉庫、フェンス、防砂林等が挙げられるが、設置位置及び流向を考慮すると取水口へは向かわないため、取水性への影響はない。なお、これらの漂流する可能性のあるものが取水口に向かうことを想定した場合においても、取水口は十分な通水面積を有していることから、取水性への影響はない。また、貯留堰内に堆積することを想定した場合においても、貯留堰は十分な容量を有していることが

ら，引き波時の非常用海水ポンプの取水性への影響はない。上記のほか，発電所近傍で操業する漁船が航行不能になった場合においても，取水口は十分な通水面積を有していることから，取水性への影響はない。

発電所近傍を通過する定期船に関しては，発電所沖合約 15km に定期航路があるが，半径 5km 以内の敷地前面海域にないことから発電所に対する漂流物とはならない。

発電所の防波堤については，津波による取水口付近の流速が小さいことから，マウンドの被覆材を構成する 2t 以下の石類が取水口前面に移動して堆積する可能性は低い。また，取水口前面に堆積したと仮定した場合においても，石類は間隙が大きく透水性が高いため，取水性への影響はない。

なお，取水口に到達する可能性のあるもののうち，最も重量が大きい漁船を津波防護施設及び浸水防止設備に対する衝突荷重において考慮し評価する。

除塵装置である回転レイキ付バースクリーン及びトラベリングスクリーンについては，基準津波の流速に対し，十分な強度を有しているため，損傷することはなく漂流物とはならないことから，取水性に影響を及ぼさないことを確認している。

上記(a)，(b)については，継続的に発電所敷地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化を確認し，漂流物の取水性への影響を確認する。

1.4.1.7 津波監視

敷地への津波の繰返しの襲来を察知し，その影響を俯瞰的に把握するとともに，津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実にするために，津波監視設備を設置する。津波監視設備としては，津波・構内監視

カメラ，取水ピット水位計及び潮位計を設置する。津波・構内監視カメラは地震発生後，津波が発生した場合に，その影響を俯瞰的に把握するため，津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤の上部に設置し，津波監視機能が十分に保持できる設計とする。取水ピット水位計は，非常用海水ポンプの取水性を確保するために，基準津波の下降側の取水ピット水位の監視を目的に，津波及び漂流物の影響を受けにくい防潮堤内側の取水ピットに設置し，津波監視機能が十分に保持できる設計とする。潮位計は，津波の上昇側の水位監視を目的に，津波及び漂流物の影響を受けにくい取水口入口近傍の取水路側壁に設置し，津波監視機能が十分に保持できる設計とする。

また，津波監視設備は，基準地震動 S_s に対して，機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては，その他自然現象（風，積雪等）による荷重との組合せを適切に考慮する。

(1) 津波・構内監視カメラ

津波・構内監視カメラは，原子炉建屋の屋上 T.P. + 64m，防潮堤の上部 T.P. + 18m 及び防潮堤の上部 T.P. + 20m に設置し，暗視機能を有したカメラを用い，中央制御室及び緊急時対策所から昼夜問わず監視可能な設計とする。

(2) 取水ピット水位計

取水ピット水位計は，T.P. + 3m の敷地の取水ピット上版に設置し，非常用海水ポンプが設置された取水ピットの下側側の津波高さを計測できるよう，T.P. - 7.8m ~ T.P. + 2.3m を計測範囲とし，中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。

なお，取水ピット水位計は，漂流物の影響を受けにくい取水ピット上版に設置する。また，漂流物の衝突に対する防止策・緩和策と

して取水ピットの北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個の取水ピット水位計を多重化して設置する。

(3) 潮位計

潮位計は、取水口入口近傍の取水路内の高さ T.P. - 5m の位置に設置し、取水口付近の上昇側の津波高さを計測できるように、T.P. - 5.0m ~ T.P. + 20.0m を計測範囲とし、中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。

なお、潮位計は、漂流物の影響を受けにくい取水口入口近傍に設置する。また、漂流物の衝突に対する防止策・緩和策として取水口入口近傍の北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個の潮位計を多重化して設置する。

第1.4-1表 入力津波高さ一覧表

区分	設定位置	設定水位
上昇側水位	防潮堤前面（敷地側面北側）	T.P. + 15.2m ¹ (T.P. + 15.4m) ²
	防潮堤前面（敷地前面東側）	T.P. + 17.7m ¹ (T.P. + 17.9m) ²
	防潮堤前面（敷地側面南側）	T.P. + 16.6m ¹ (T.P. + 16.8m) ²
	取水ピット	(T.P. + 19.2m) ³
	放水路ゲート設置箇所	(T.P. + 19.1m) ³
	S A用海水ピット	(T.P. + 8.9m) ³
	緊急用海水ポンプピット	(T.P. + 9.3m) ³
	構内排水路逆流防止設備 （防潮堤前面（敷地前面東側）の入 力津波高さを使用している。）	T.P. + 17.7m ¹ (T.P. + 17.9m) ²
	構内排水路逆流防止設備 （防潮堤前面（敷地側縁北側）の入 力津波高さを使用している。）	T.P. + 15.2m ¹ (T.P. + 15.4m) ²
下降側水位	取水ピット	T.P. - 5.1m ⁴ (T.P. - 5.3m) ⁵

1 朔望平均満潮位T.P. + 0.61m，2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量（沈降）0.2m及び津波波源モデルの活動による地殻変動量（沈降）0.31mを考慮している。

2 （ ）内は， 1に加えて潮位のばらつき + 0.18mを考慮している。

3 （ ）内は，朔望平均満潮位T.P. + 0.61m，2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量（沈降）0.2m，津波波源モデルの活動による地殻変動量（沈降）0.31m及び潮位のばらつき + 0.18mを考慮している。

4 （ ）内は，朔望平均干潮位T.P. - 0.81m，2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量（沈降）0.2m及び潮位のばらつき - 0.16mを考慮している。

5 （ ）内は，下降側の評価に当たって安全側の評価となるように， 4から2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2mを差し引いたものである。

第 1.4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置目的 (1 / 3)

津波防護対策		設備分類	設置目的
防潮堤及び防潮扉		津波防護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による遡上波が設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に到達・流入することを防止する。 ・鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物の境界部に浸水防止設備として1次止水機構を設置し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。さらに、浸水防止設備として2次止水機構を設置し、1次止水機構からの漏水及び1次止水機構の保守に伴う取外し時の津波の流入を防止し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。
放水路ゲート			<ul style="list-style-type: none"> ・放水路からの流入津波が放水路ゲート及び放水ピットの点検用開口部（上流側）、放水ピット並びに放水ピット及び放水路に接続される配管貫通部を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。
構内排水路逆流防止設備			<ul style="list-style-type: none"> ・構内排水路からの流入津波が集水枅等を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。
貯留堰			<ul style="list-style-type: none"> ・引き波時において、非常用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し、非常用海水ポンプの機能を保持する。
取水路	取水路点検用開口部浸水防止蓋	浸水防止設備	<ul style="list-style-type: none"> ・取水路からの流入津波が取水路の点検用開口部を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された海水ポンプ室の側壁外側に流入することを防止することにより、隣接する海水ポンプ室への浸水を防止する。
海水ポンプ室	海水ポンプグラウンド dren 排出口逆止弁		<ul style="list-style-type: none"> ・取水路からの流入津波が海水ポンプグラウンド dren 排出口を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室に流入することを防止する。
	取水ピット空気抜き配管逆止弁		<ul style="list-style-type: none"> ・取水路からの流入津波が取水ピット空気抜き配管を經由し、循環水ポンプ室に流入することを防止することにより、隣接して設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室への浸水を防止する。
	海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋		<ul style="list-style-type: none"> ・地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波がケーブル点検口を經由し、浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止する。

第 1.4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置目的 (2 / 3)

津波防護対策		設備分類	設置目的
海水ポンプ室	貫通部止水処置	浸水防止設備	・地震による循環水ポンプ内の循環水系等配管の損傷に伴う溢水及び津波が、貫通部を經由して隣接して設置する浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止する。
放水路	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋		・放水路からの流入津波が放水路ゲートの点検用開口部（下流側）を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。
軽油貯蔵タンク（地下式）	軽油貯蔵タンク点検用開口部浸水防止蓋		・地震による屋外タンクからの溢水及び津波が軽油貯蔵タンク点検用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である軽油貯蔵タンク（地下式）に流入することを防止する。
S A 用海水ピット	S A 用海水ピット開口部浸水防止蓋		・海水取水路からの流入津波が S A 用海水ピット開口部を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。
緊急用海水ポンプ室	緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋		・緊急用海水取水管及び海水取水路からの流入津波が緊急用海水ポンプのグランドドレンの排出口、緊急用海水ポンプ室の床ドレン排出口、点検用開口部を經由し、緊急用海水ポンプ室に流入し、更に設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された緊急用海水ポンプ室に流入することを防止する。
	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁		
	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁		
	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋		
	緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋		
格納容器圧力逃がし装置格納槽	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ		・地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である格納容器圧力逃がし装置格納槽に流入することを防止する。
常設低圧注水格納槽	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	・地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である常設低圧代替注水系格納槽に流入することを防止する。	
	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ		

第 1.4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置目的 (3 / 3)

津波防護対策		設備分類	設置目的
常設代替高圧電源装置置場	常設代替高圧電源装置置場水密扉	浸水防止設備	・地震による屋外タンクからの溢水及び津波が常設代替高圧電源装置置場の開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である常設代替高圧電源装置置場に流入することを防止する。
常設代替高圧装置用カルバート	常設代替電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉		・地震による非常用海水系配管(戻り管)の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が常設代替高圧電源装置用カルバートの原子炉建屋側開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である常設代替高圧電源装置用カルバートに流入することを防止する。
防潮堤、防潮扉	貫通部止水処置		・防潮堤及び防潮扉を取り付けるコンクリート躯体下部の貫通部から設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に津波が流入することを防止する。
原子炉建屋境界	貫通部止水処置		・地震によるタービン建屋内及び非常用海水系配管カルバート等の循環水系等機器・配管の損傷に伴う溢水が、浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。
津波・構内監視カメラ		津波監視設備	・地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握する。
取水ピット水位計			
潮位計			

第1.4-3表 流入経路特定結果

流入経路		流入箇所（設置高さ）
取水路	海水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取水路点検用開口部（T.P. + 3.3m） ・ 海水ポンプグランド dren 排出口（T.P. + 0.8m） ・ 非常用海水ポンプグランド減圧配管基礎フランジ貫通部（T.P. + 0.95m） ・ 常用海水ポンプグランド減圧配管基礎フランジ貫通部（T.P. + 0.95m） ・ 非常用海水ポンプ及び常用海水ポンプ据付面（スクリーン洗浄水ポンプ及び海水電解装置用海水ポンプ含む）（T.P. + 0.8m ~ + 3.3m）
	循環水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取水ピット空気抜き配管（T.P. + 0.8m） ・ 循環水ポンプ据付面（T.P. + 0.8m）
海水引込み管 ¹	海水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ S A 用海水ピット開口部（T.P. + 7.3m）
緊急用海水取水管 ²	海水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急用海水ポンプピット点検用開口部（T.P. + 0.8m） ・ 緊急用海水ポンプグランド dren 排出口（T.P. + 0.8m） ・ 緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口（T.P. + 0.8m） ・ 緊急用海水ポンプ減圧配管基礎フランジ貫通部（T.P. + 0.8m） ・ 緊急用海水取水ポンプ据付面（T.P. + 0.8m）
放水路	海水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放水ピット上部開口部（T.P. + 8m） ・ 放水路ゲート点検用開口部（T.P. + 3.5m） ・ 海水配管（放水ピット接続部）（T.P. + 1.7m ~ + 3.5m）
	循環水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放水ピット上部開口部（「放水路 海水系」と同じ） ・ 放水路ゲート点検用開口部（「放水路 海水系」と同じ） ・ 循環水管（放水ピット接続部）（T.P. + 2.8m）
	その他の排水管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液体廃棄物処理系放出管（T.P. + 3.5m） ・ 排ガス洗浄廃液処理設備放出管（T.P. + 3.5m） ・ 構内排水路排水管（T.P. + 3.6m）
構内排水路		<ul style="list-style-type: none"> ・ 集水枘等（T.P. + 3m ~ + 8m）
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 防潮堤及び防潮扉下部貫通部（予備貫通部含む）（T.P. + 3m ~ + 8m） ・ 東海発電所（廃止措置中）取水路及び放水路（T.P. + 1m）

1 重大事故等対処施設として設置する S A 用海水取水ピット及び緊急用海水系の取水路

2 重大事故対処設備として設置する緊急用海水系の取水路

第1.4-4表 各経路からの流入評価結果 (1 / 2)

流入経路	流入箇所	入力津波高さ	津波荷重 ₁ 水位	裕度	評価
取水路	海水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取水路点検用開口部 ・ 海水ポンプ格ランド排水口 ・ 非常用海水ポンプ格ランド減圧配管基礎フランジ貫通部 ・ 非常用海水ポンプ及び常用海水ポンプ据付面 ・ 非常用海水ポンプ洗浄水ポンプ及び海水電解装置用海水ポンプ(スプ含む) 	T.P.+ 22.0m	2.8m	入力津波高さに対する津波荷重水の余裕 ² が参照するため、津波の流入はない。
	循環水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取水ピット空気抜き配管 ・ 循環水ポンプ据付面 			
放水路	海水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放水ピット上部開口部 ・ 放水路ゲート点検用開口部 ・ 海水配管(放水ピット接続部) 	T.P.+ 19.1m	2.9m	入力津波高さに対する津波荷重水の余裕 ² が参照するため、津波の流入はない。
	循環水系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放水ピット上部開口部(「放水路 海水系」と同じ) ・ 放水路ゲート点検用開口部(「放水路 海水系」と同じ) ・ 循環水管(放水ピット接続部) 	T.P.+ 22.0m		
	その他の排水管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液体廃棄物処理系放水管 ・ 排ガス洗浄廃液処理設備放水管 ・ 構内排水路排水管 			

1 : 津波の到達及び流入の防止に当たり許容可能な津波高さ。

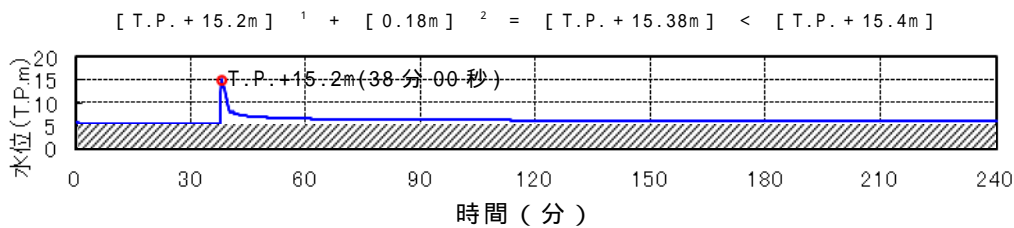
2 : 高潮八ザードの再現期間100年に対する期待値T.P.+1.44mと朔望平均満潮位T.P.+0.61m及び潮位のばらつき+0.18mの合計である0.79mとの差である+0.65mを参照する裕度とする。

第1.4-4表 各経路からの流入評価結果（2 / 2）

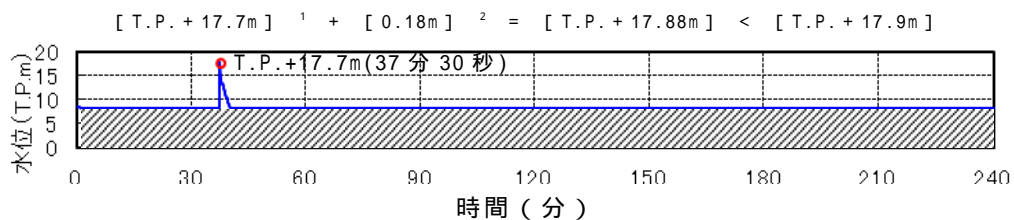
流入経路	流入箇所	入力津波高さ	津波荷重水位 ¹	裕度	評価
海水引込 み管	海水系 ・ S A 用海水ピット開口部	T.P.+ 8.9m	T.P.+ 12.0m	3.1m	入力津波高さに対する津波荷重水の余裕度が ² 以上であるため、津波の流入はない。
緊急用海水 取水水管	海水系 ・ 緊急用海水ポンプピット点検用開口部 ・ 緊急用海水ポンプグラウンドドレン排出口 ・ 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口 ・ 緊急用海水ポンプ減圧配管基礎フランジ貫通部 ・ 緊急用海水取水ポンプ据付面	T.P.+ 9.3m	T.P.+ 12.0m	2.7m	入力津波高さに対する津波荷重水の余裕度が ² 以上であるため、津波の流入はない。
構内排水 路(敷地側 面北側)	・ 集水枘等	T.P.+ 15.4m	T.P.+ 18.0m	2.6m	入力津波高さに対する津波荷重水の余裕度が ² 以上であるため、津波の流入はない。
構内排水 路(敷地側 面東側)	・ 集水枘等	T.P.+ 17.9m	T.P.+ 20.0m	2.1m	

1：津波の到達及び流入の防止に当たり許容可能な津波高さ。

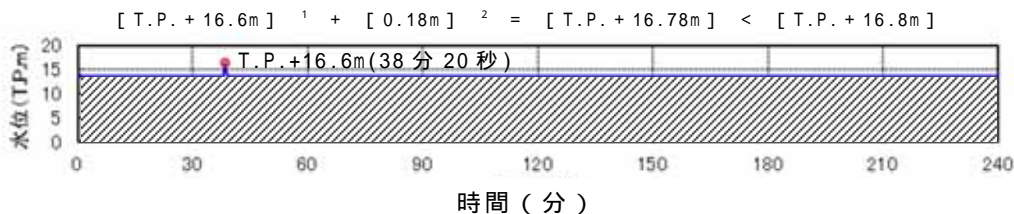
2：高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値T.P.+1.44mと朔望平均満潮位T.P.+0.61m及び潮位のばらつき+0.18mの合計である0.79mとの差である+0.65mを参照する裕度とする。



(防潮堤前面評価点 敷地側面北側)



(防潮堤前面評価点 敷地前面東側)

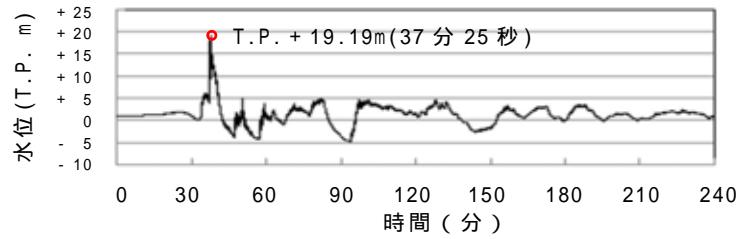


(防潮堤前面評価点 敷地側面南側)

- 1 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m 及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31m を考慮している。
- 2 潮位のばらつきを示す。
- 3 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m, 津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31m 及び潮位のばらつき + 0.18m を考慮している。
- 4 朔望平均干潮位 - 0.81m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m 及び潮位のばらつき - 0.16m を考慮している。
- 5 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)を示す。

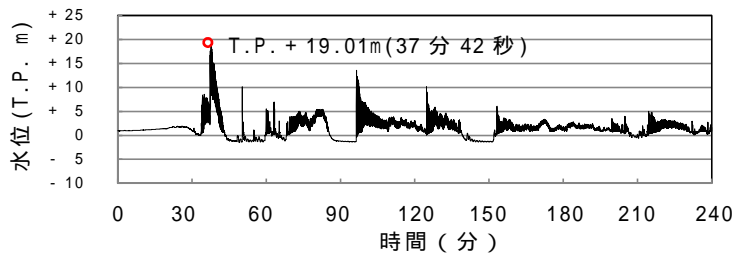
第 1.4-1 図 入力津波の時刻歴波形 (1 / 3)

[T.P. + 19.19m]³ < [T.P. + 19.2m]



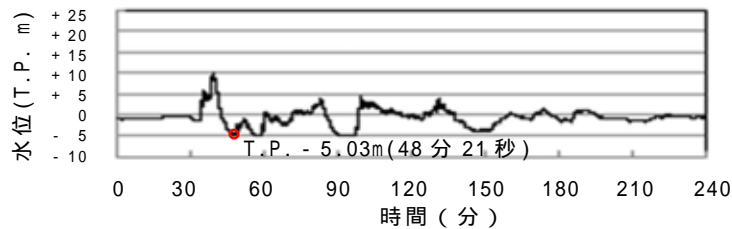
(取水ピット 上昇側)

[T.P. + 19.01m]³ < [T.P. + 19.1m]



(放水路ゲート設置箇所 上昇側)

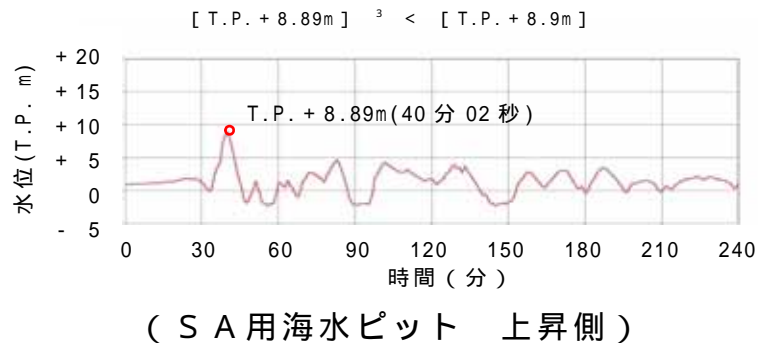
[T.P. - 5.03m]⁴ - [0.2m]⁵ = [T.P. - 5.23m] > [T.P. - 5.3m]



(取水ピット 下降側)

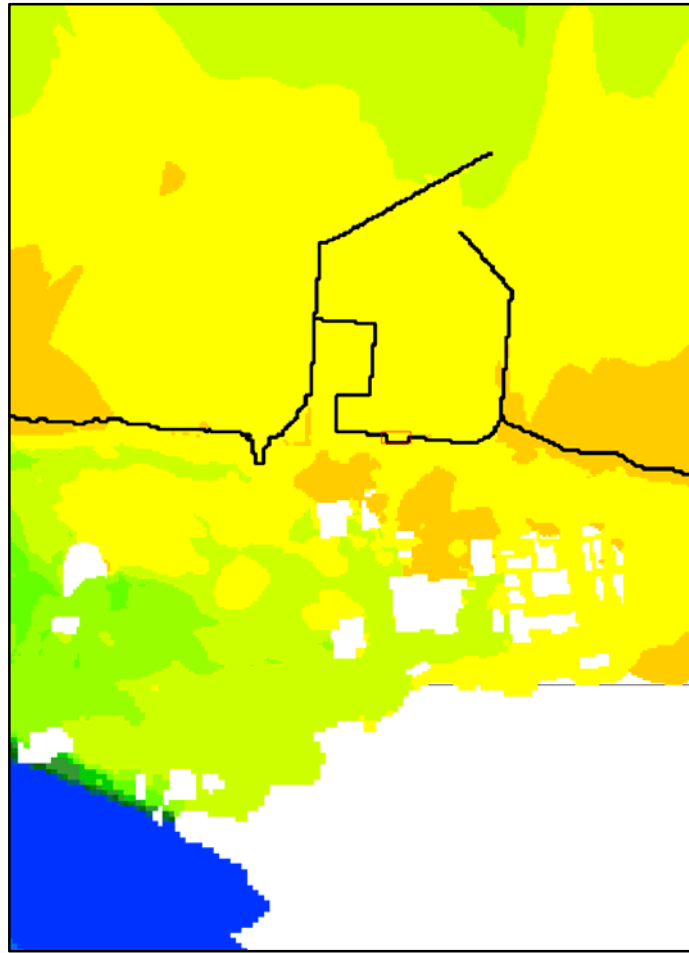
- 1 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31mを考慮している。
- 2 潮位のばらつきを示す。
- 3 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m, 津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31m及び潮位のばらつき + 0.18mを考慮している。
- 4 朔望平均干潮位 - 0.81m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m及び潮位のばらつき - 0.16mを考慮している。
- 5 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)を示す。

第 1.4-1 図 入力津波の時刻歴波形 (2 / 3)



- 1 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m 及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31m を考慮している。
- 2 潮位のばらつきを示す。
- 3 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m, 津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31m 及び潮位のばらつき + 0.18m を考慮している。
- 4 朔望平均干潮位 - 0.81m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m 及び潮位のばらつき - 0.16m を考慮している。
- 5 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)を示す。

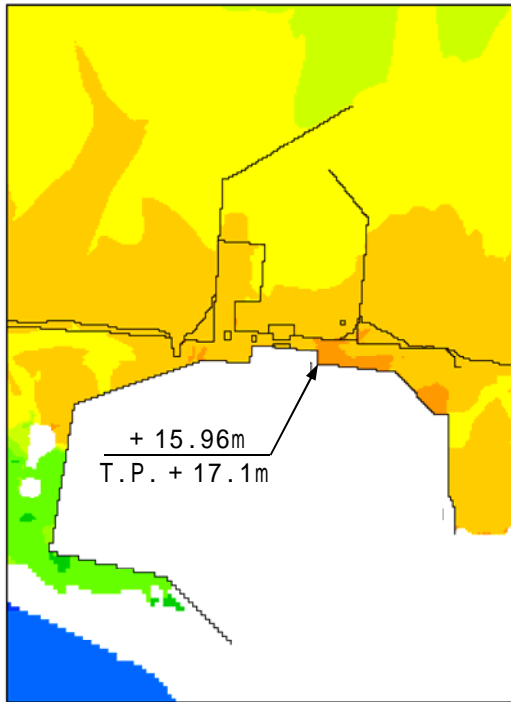
第 1.4-1 図 入力津波の時刻歴波形 (3 / 3)



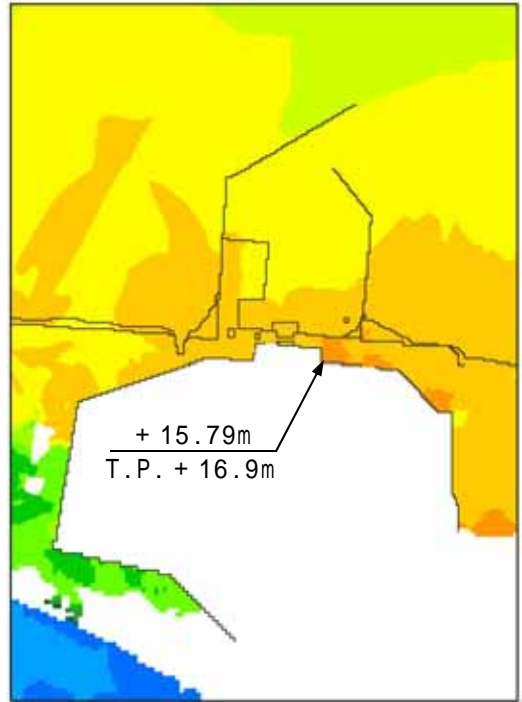
〔防潮堤がない場合の
遡上域分布〕

水位上昇量 (+m) 0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 7.0 9.0 12. 16. 20. (m)

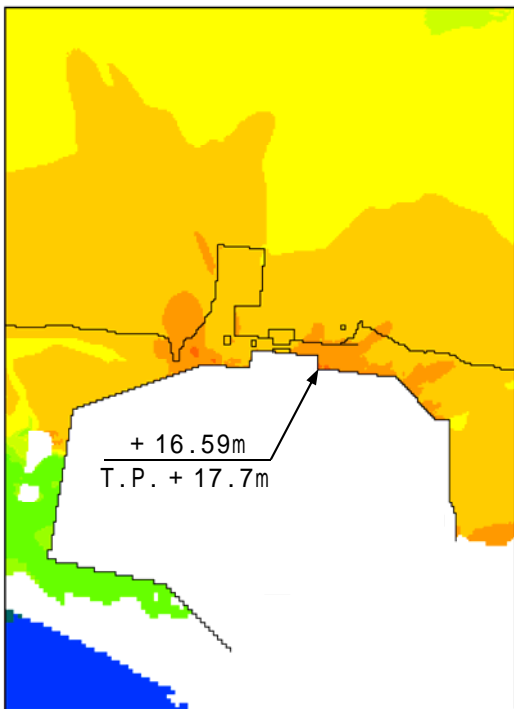
第 1.4-2 図 基準津波による最大水位上昇量分布 (1 / 2)



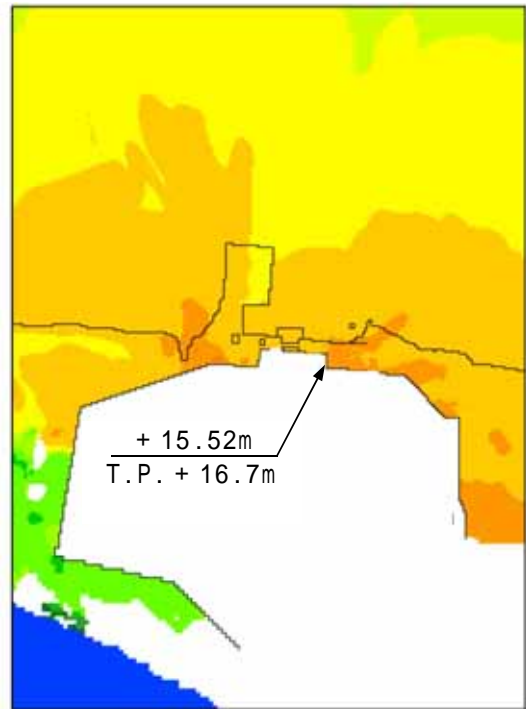
〔 防波堤あり
地盤変状なし 〕



〔 防波堤あり
地盤変状あり 〕



〔 防波堤なし
地盤変状なし 〕



〔 防波堤なし
地盤変状あり 〕

水位上昇量 (+ m) 0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 7.0 9.0 12. 16. 20. (m)



第 1.4-2 図 基準津波による最大水位上昇量分布 (2 / 2)

【凡例】

■ T.P. + 3.0m ~ T.P. + 8.0m

■ T.P. + 8.0m ~ T.P. + 11.0m

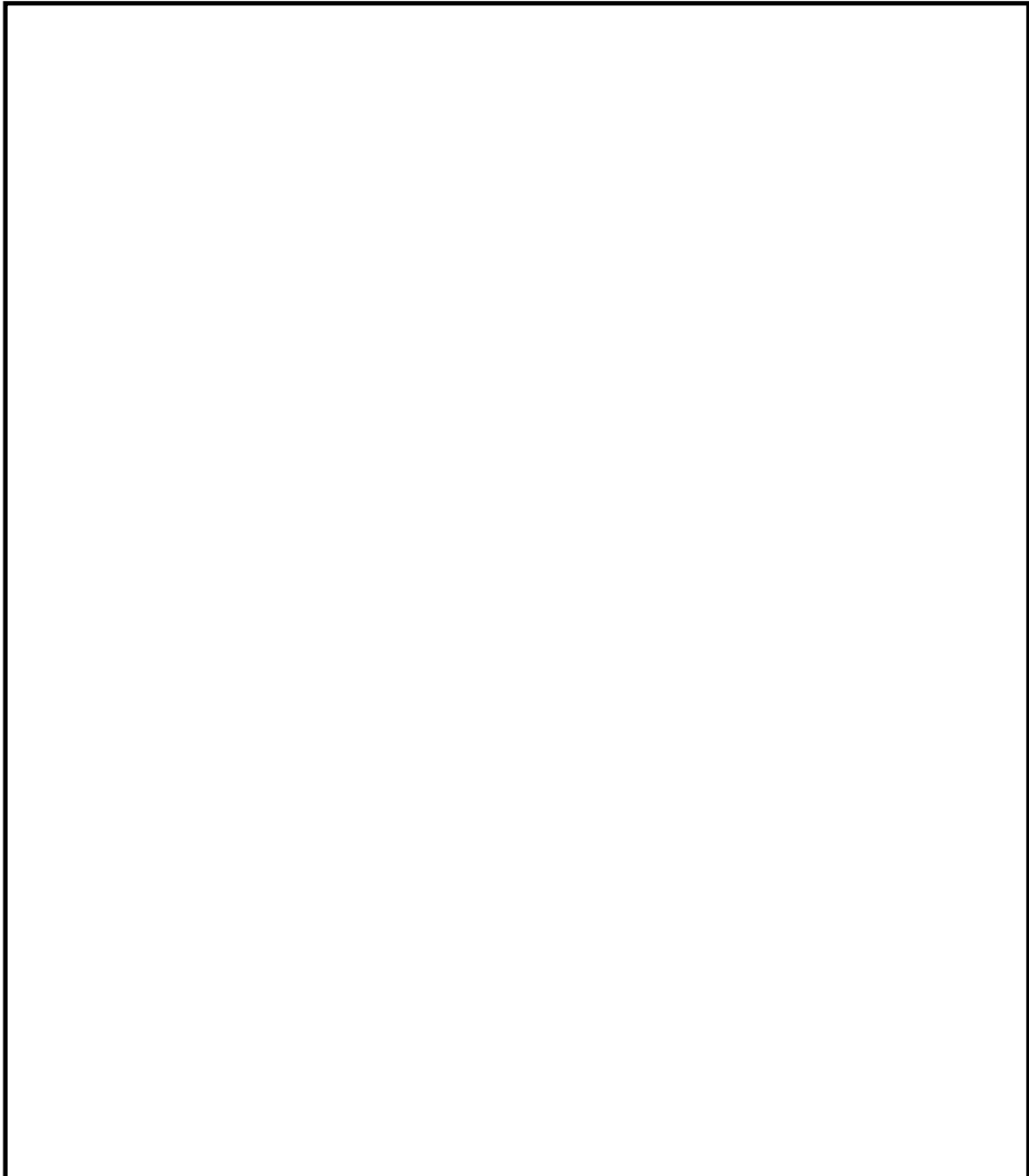
■ T.P. + 11.0m 以上

□ 津波防護施設

□ 浸水防止設備

□ 津波監視設備

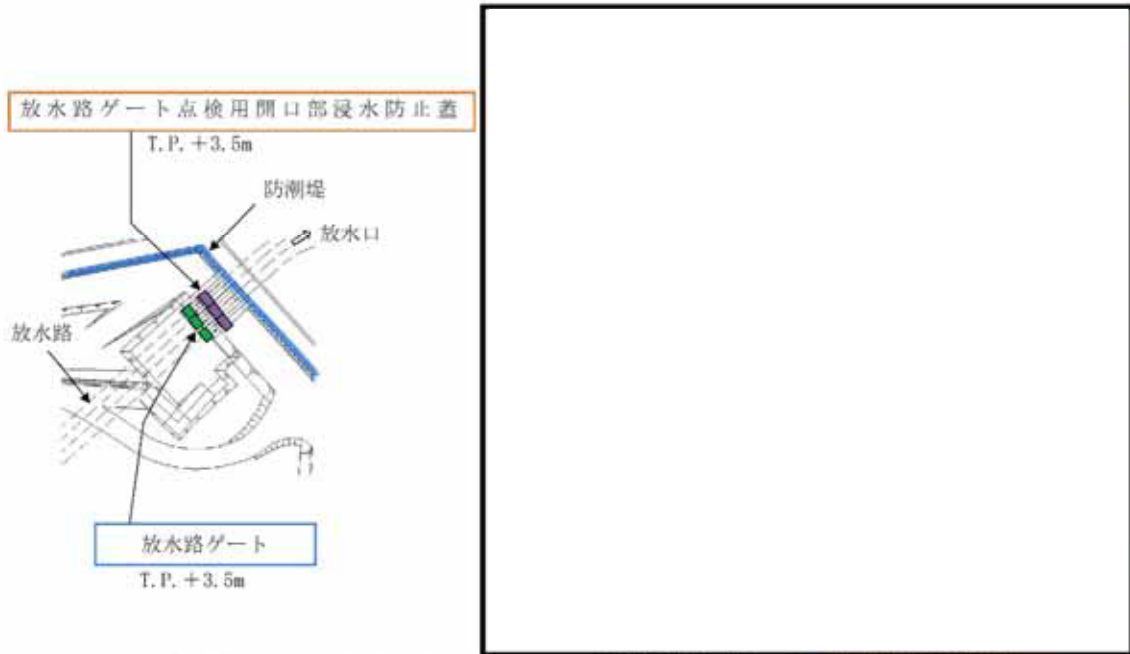
▨ 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画



第 1.4-3 図 敷地の特性に応じた設計基準対象施設の
津波防護の概要 (1 / 2)

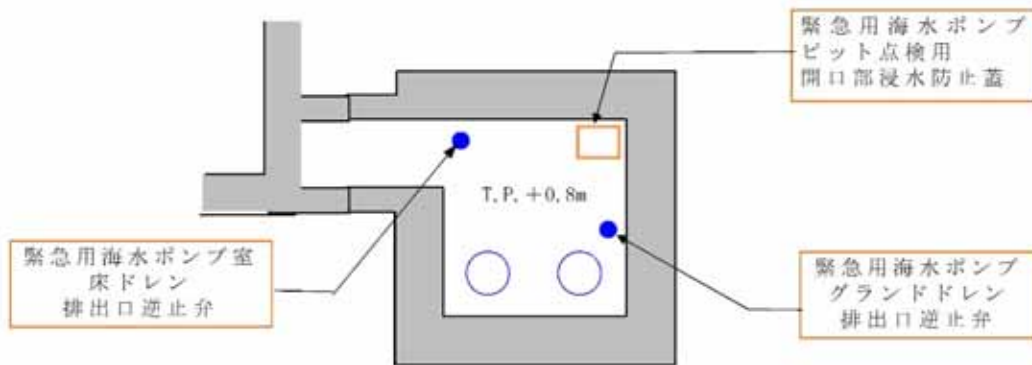
【凡例】

- 津波防護施設
- 浸水防止設備
- 津波監視設備
- 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画

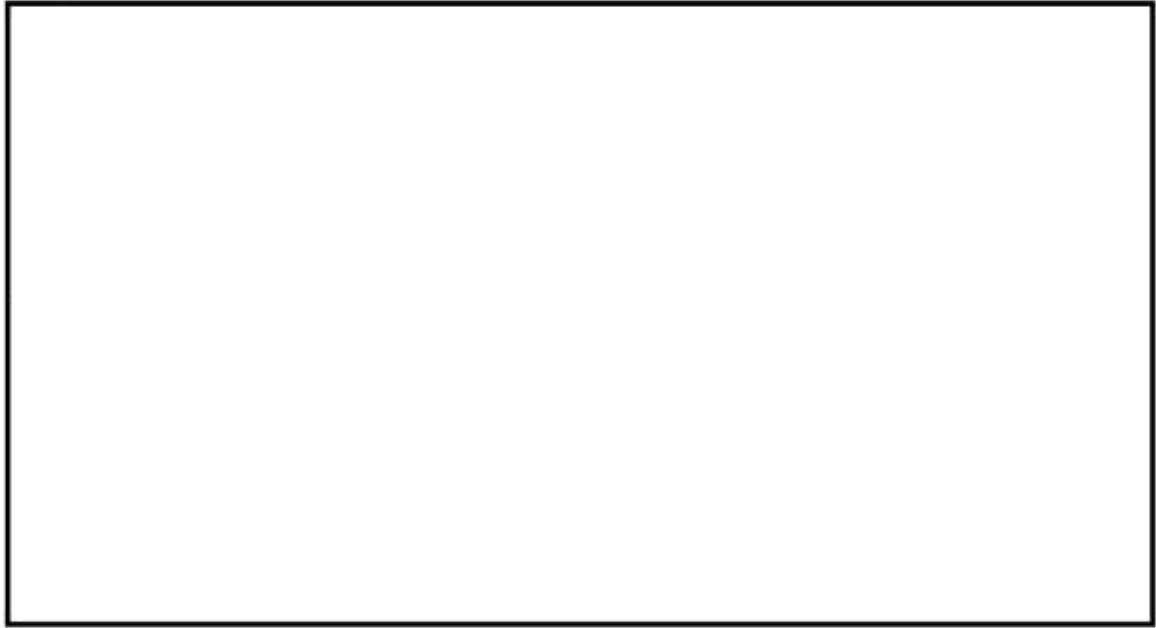


図①（放水口周辺拡大図）

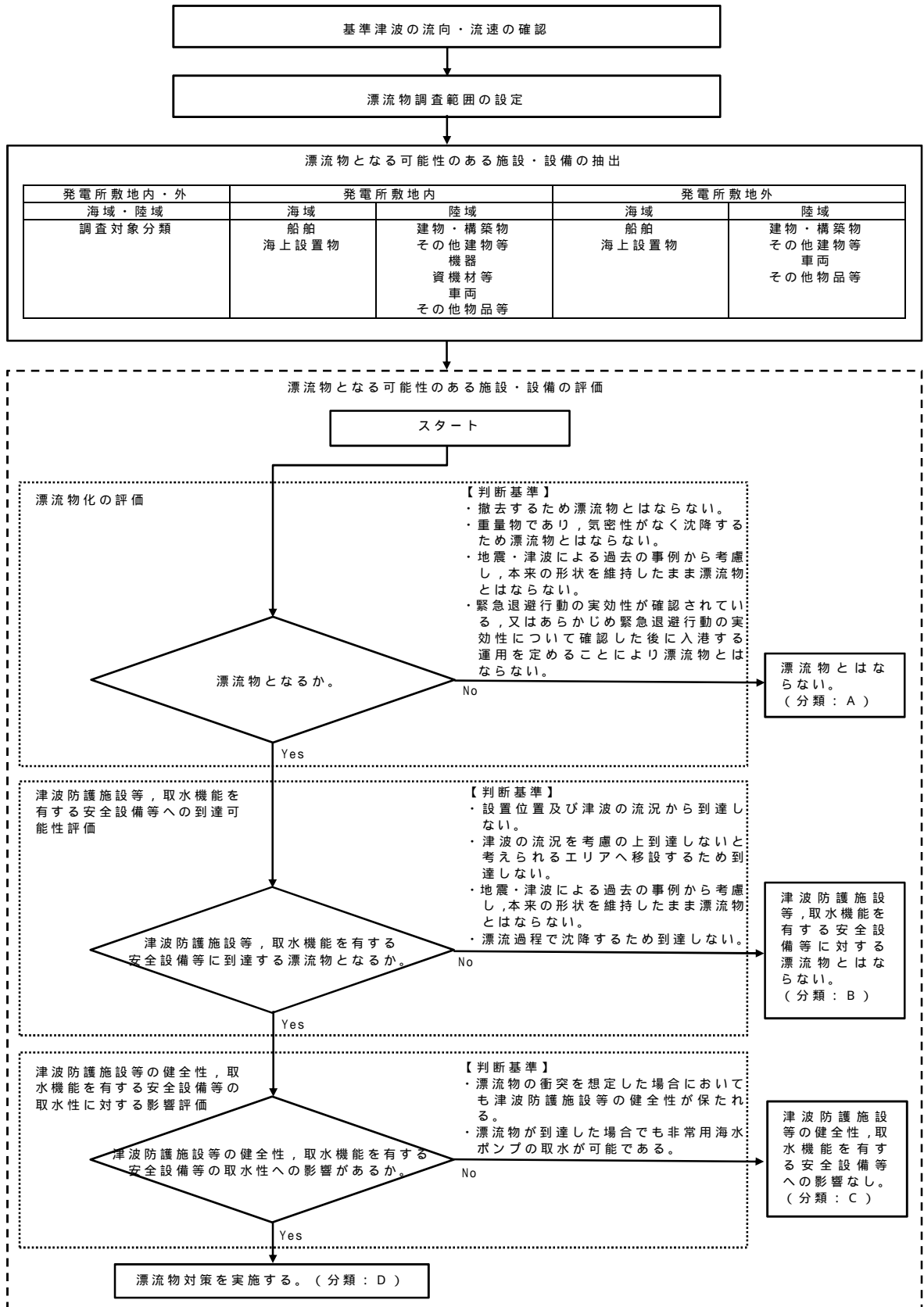
図②（海水ポンプエリア周辺拡大図）



第 1.4-3 図 敷地の特性に応じた設計基準対象施設の
津波防護の概要（2 / 2）



第 1.4-4 図 海水ポンプ室浸水防止設備の概要



津波防護施設等：津波防護施設，浸水防止設備，津波監視設備を示す。
 取水機能を有する安全設備等：海水取水機能を有する非常用海水ポンプ，非常用海水配管等を示す。

第 1.4-5 図 漂流物影響評価フロー

10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備

10.6.1 津波に対する防護設備

10.6.1.1 設計基準対象施設

10.6.1.1.1 概要

発電用原子炉施設の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による安全機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。

津波から防護する設備は、クラス1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）以下10.6において「設計基準対象施設の津波防護対象設備」という。）とする。

津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波の地上部からの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。

漏水による安全機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する対策を講じる。

津波防護の多重化として、上記2つの対策のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、軽油貯蔵タンク（地下式）及び非常用海水系配管において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。

水位低下による安全機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低

下による重要な安全機能への影響を防止する対策を講じる。

10.6.1.1.2 設計方針

設計基準対象施設は，基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

耐津波設計に当たっては，以下の方針とする。

- (1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において，基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また，取水路，放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。
 - a .設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画は，基準津波による遡上波が到達する可能性があるため，津波防護施設及び浸水防止設備を設置し，基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。
 - b . 上記 a . の遡上波については，敷地及び敷地周辺の地形及びその標高，河川等の存在並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して，遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。また，地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は，敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。
 - c . 取水路，放水路等の経路から，津波が流入する可能性について検討した上で，流入の可能性のある経路（扉，開口部，貫通口等）を特定し，必要に応じ浸水対策を施すことにより，津波の流入を防止する設計とする。
- (2) 取水・放水施設，地下部等において，漏水する可能性を考慮の上，

漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

- a . 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下 10.6 において「浸水想定範囲」という。）するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。
- b . 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。
- c . 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じ排水設備を設置する。

(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。

(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。そのため、残留熱除去系海水ポンプ，非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下 10.6 において「非常用海水ポンプ」という。）について

は、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設（貯留堰）を設置することにより、非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口、取水路及び取水ピットの通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。

- (5) 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下 10.6 において同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。
- a. 「津波防護施設」は、防潮堤及び防潮扉、放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備並びに貯留堰とする。「浸水防止設備」は、取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A 用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁、緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口逆止弁、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部（以下 10.6 において「防潮堤及び防潮扉下部貫通部」という。）止水処置、海水ポンプ室貫通部止水処置及び原子炉建屋境界貫通部止水処置とする。また、「津波監視設備」は、津波・構内監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計とする。
- b. 入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形とする。

数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造物等を考慮する。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。

- c . 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。
- d . 浸水防止設備については、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも考慮した上で、入力津波に対して、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。
- e . 津波監視設備については、津波の影響(波力及び漂流物の衝突)に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止策・緩和等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できる設計とする。
- f . 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計とする。
- g . 上記 c . , d . 及び f . の設計等においては、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)について、入力津波による荷重から十分な余裕を考慮して設定する。また、余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入

力津波による荷重との組合せを考慮する。さらに，入力津波の時刻歴波形に基づき，津波の繰返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。

- (6) 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては，地震による敷地の隆起・沈降，地震（本震及び余震）による影響，津波の繰返しの襲来による影響，津波による二次的な影響（洗掘，砂移動，漂流物等）及びその他自然現象（風，積雪等）を考慮する。
- (7) 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象として，津波（漂流物を含む。），地震（余震）及びその他自然現象（風，積雪等）を考慮し，これらの自然現象による荷重を適切に組み合わせる。漂流物の衝突荷重については，各施設・設備の設置場所，構造等を考慮して，漂流物が衝突する可能性がある施設・設備に対する荷重として組み合わせる。その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，各施設・設備の設置場所，構造等を考慮して，各荷重が作用する可能性のある施設・設備に対する荷重として組み合わせる。
- (8) 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の評価に当たっては，入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお，その他の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮する。また，地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合，想定される地震の震源モデルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。

10.6.1.1.3 主要設備

(1) 防潮堤及び防潮扉

津波による遡上波が津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に到達，流入することを防止し，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため，敷地を取り囲む形で防潮堤を設置するとともに，防潮扉を設置する。

防潮堤の構造形式としては，地中連続壁基礎に鋼製の上部工を設置する鋼製防護壁，地中連続壁基礎に鉄筋コンクリート製の上部工を設置する鉄筋コンクリート防潮壁及び基礎となる鋼管杭の上部工部分に鉄筋コンクリートを被覆した鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の3種類からなる。なお，主要な構造体の境界部には，想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し，試験等にて止水性を確認した止水ジョイントを設置し，止水処置を講じる設計とする。また，鋼製防護壁と取水構造物の境界部には，想定される荷重及び相対変位を考慮し，試験等により止水性が確認された止水機構（1次止水機構及び2次止水機構）を多様化して設置し，止水性能を保持する設計とする。防潮扉は，上下スライド式の鋼製扉である。防潮堤及び防潮扉の設計においては，十分な支持性能を有する岩盤に設置するとともに，基準地震動 S_s による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また，波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し，越流時の耐性や構造境界部の止水に配慮した上で，入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。入力津波については，海岸線に正対する敷地前面東側とそれ以外の敷地側面北側及び敷地側面南側の3区分に分け，それぞれの区分毎に複数の位置で評価した水位から最も大きい水位を選定する。設計に当たっては，漂流物による荷

重，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

(2) 放水路ゲート

津波が放水路から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため，放水路ゲートを設置する。放水路ゲートは，扉体，戸当り，駆動装置等で構成され，発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合に遠隔閉止することにより津波の遡上を防止する設計とする。なお，放水路ゲートを閉止する前に，循環水ポンプを停止する運用とする。また，放水路ゲートは，津波防護施設であり，敷地への遡上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため，重要安全施設（MS - 1）として設計する。

放水路ゲートの設計においては，十分な支持性能を有する構造物に設置するとともに，基準地震動 S_s による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また，波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し，越流時の耐性にも配慮した上で，入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

放水路ゲートは，中央制御室からの遠隔閉止信号により，電動駆動式又は機械式の駆動機構によって，確実に閉止できる設計とする。具体的には，動的機器である駆動機構は，電動駆動式と機械式の異なる仕組みの機構とすることにより多重性又は多様性及び独立性を有する設計とする。電動駆動式の駆動用電源は多重性及び独立性が

確保されている非常用母線からの給電とし、機械式は駆動用電源を必要とせず扉体を自重落下させる機構とすることで、外部電源喪失にも閉止できる設計とする。また、制御系は多重化して、誤信号による誤動作を防止し、単一故障に対して機能喪失しない設計とする。さらに、循環水ポンプ運転中は閉止しないインターロックを設け、運転員の誤操作による誤動作を防止する設計とする。

原子炉の運転中又は停止中に放水路ゲートの作動試験又は検査が可能な設計とする。

なお、扉体にフラップ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能な設計とする。

(3) 構内排水路逆流防止設備

津波が構内排水路から津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、構内排水路逆流防止設備を設置する。構内排水路逆流防止設備の設計においては、十分な支持性能を有する構造物に設置するとともに、基準地震動 S_s による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震(余震)との組合せを適切に考慮する。

(4) 貯留堰

基準津波による水位低下時に、取水ピット内の水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることがなく、非常用海水ポンプの継続運転が十分可能な設計とするため、取水口前面に海水を貯留する

対策として貯留堰を設置する。貯留堰の設計においては、十分な支持性能を有する地盤に設置するとともに、基準地震動 S_s による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性や構造境界部の止水に配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、漂流物による荷重及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。漂流物による衝突荷重は、取水口に到達する可能性があるもののうち、最も重量が大きい漁船（総トン数5t）の衝突を想定し、設定する。なお、主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した継手及び止水ジョイントを設置し、止水処置を講じる設計とする。

(5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋

津波が取水路の点検用開口部から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、取水路の点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。取水路点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

(6) 海水ポンプグラウンドレン排出口逆止弁

津波が海水ポンプグラウンドレン排出口から海水ポンプ室に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が

機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプグランド dren 排出口に逆止弁を設置する。海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

(7) 取水ピット空気抜き配管逆止弁

津波が取水ピット空気抜き配管から循環水ポンプ室に流入することを防止することにより、隣接する海水ポンプ室に浸水することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、取水ピット空気抜き配管に逆止弁を設置する。取水ピット空気抜き配管逆止弁の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

(8) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋

津波が放水路ゲートの点検用開口部から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、放水路ゲートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持で

きるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

(9) S A用海水ピット開口部浸水防止蓋

津波がS A用海水ピットの開口部から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、S A用海水ピットの開口部に浸水防止蓋を設置する。S A用海水ピット開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

(10) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋

津波が緊急用海水ポンプピットの点検用開口部から緊急用海水ポンプ室に流入することを防止することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、緊急用海水ポンプピットの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、地震（余震）との組合せを

適切に考慮する。

(11) 緊急用海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁

津波が緊急用海水ポンプグランド dren 排出口から緊急用海水ポンプ室に流入することを防止することにより、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、緊急用海水ポンプグランド dren 排出口に逆止弁を設置する。緊急用海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、地震(余震)との組合せを適切に考慮する。

(12) 緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口逆止弁

津波が緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口から緊急用海水ポンプ室に流入することを防止することにより、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、緊急用海水ポンプ室の床 dren 排出口に逆止弁を設置する。緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口逆止弁の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、地震(余震)との組合せを適切に考慮する。

(13) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋

海水ポンプ室ケーブル点検口から浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプ室のケーブル点検口に浸水防止蓋を設置する。海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。

(14) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置

津波が防潮堤及び防潮扉下部貫通部から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、防潮堤及び防潮扉下部貫通部に止水処置を実施する。防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

(15) 海水ポンプ室貫通部止水処置

地震による循環水ポンプ室内の循環水系配管の損傷に伴い溢水する保有水及び損傷箇所を介して流入する津波が、浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプ室の浸水経路となりえる貫通口に貫通部止水処置を実施する。海水ポンプ室貫通部止水処置の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよ

うに設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。

(16) 原子炉建屋境界貫通部止水処置

タービン建屋及び非常用海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋地下階の貫通部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、原子炉建屋境界の貫通部に止水処置を実施する。原子炉建屋境界貫通部止水処置の設計においては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。

上記(1)～(13)の各施設・設備における許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。

上記(14)～(16)の貫通部止水処置については、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止水処置が健全性を維持することとする。

各施設・設備の設計及び評価に使用する津波荷重の設定については、入力津波が有する数値計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮する。

入力津波が有する数値計算上の不確かさの考慮に当たっては、各施

設・設備の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。

各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、入力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。

津波波力の算定においては、津波波力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。

漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価し、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。余震荷重については、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を弾性設計用地震動の中から設定する。

主要設備の概念図を第 10.6-1 図～第 10.6-14 図に示す。

10.6.1.1.4 主要仕様

主要設備の仕様を第 10.6-1 表に示す。

10.6.1.1.5 試験検査

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、健全性及び性能

を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実施する。

10.6.1.1.6 手順等

津波に対する防護については、津波による影響評価を行い、設計基準対象施設の津波防護対象設備が基準津波によりその安全機能を損なわないよう手順を定める。

- (1) 防潮扉については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉操作、中央制御室における閉止状態の確認、閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順を定める。
- (2) 放水路ゲートについては、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポンプ及び補機冷却系海水ポンプの停止（プラント停止）並びに放水路ゲート閉止の操作手順を定める。
- (3) 引き波時の非常用海水ポンプの取水性確保を目的として、循環水ポンプ及び補機冷却系海水ポンプについては、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、停止する操作手順を定める。
- (4) 燃料等輸送船、浚渫船、貨物船等の港湾内に入港する船舶に関し、津波警報等が発表された場合において、作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。
- (5) 津波・構内監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計による津波襲来の監視及び漂流物影響を考慮した運用手順を定める。
- (6) 隣接事業所における仮設備、資機材等の設置状況の変化を把握するため、隣接事業所との合意文書に基づき、情報を入手して設置状況を確認する手順を定める。さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプの取水性並びに

津波防護施設及び浸水防止設備への影響評価を行い，影響がある場合は漂流物対策を実施する。

- (7) 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備については，各施設及び設備に要求される機能を維持するため，適切な保守管理を行うとともに，故障時においては補修を行う。
- (8) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の保守管理に関する教育を定期的を実施する。

第 10.6-1 表 浸水防護設備主要機器仕様

(1) 防潮堤		
種	類	防潮堤（鋼製防護壁，止水機構付）
材	料	鉄筋コンクリート，炭素鋼
個	数	1
(2) 防潮堤		
種	類	防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）
材	料	鉄筋コンクリート
個	数	1
(3) 防潮堤		
種	類	防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）
材	料	鉄筋コンクリート，炭素鋼
個	数	1
(4) 防潮扉		
種	類	スライドゲート
材	料	炭素鋼
個	数	2

- (5) 放水路ゲート
- | | |
|-----|---------------------|
| 種 類 | 逆流防止設備（ゲート，フラップゲート） |
| 材 料 | 炭素鋼 |
| 個 数 | 3（各放水路に1か所） |
- (6) 構内排水路逆流防止設備
- | | |
|-----|-----------------|
| 種 類 | 逆流防止設備（フラップゲート） |
| 材 料 | ステンレス鋼 |
| 個 数 | 9 |
- (7) 貯留堰（非常用取水設備と兼用）
- | | |
|-----|--------|
| 種 類 | 鋼管矢板式堰 |
| 材 料 | 炭素鋼 |
| 個 数 | 1 |
- (8) 取水路点検用開口部浸水防止蓋
- | | |
|-----|--------|
| 種 類 | 浸水防止蓋 |
| 材 料 | ステンレス鋼 |
| 個 数 | 10 |
- (9) 海水ポンプグラウンド dren 排出口逆止弁
- | | |
|-----|-------------|
| 種 類 | 逆流防止設備（逆止弁） |
| 材 料 | ステンレス鋼 |
| 個 数 | 2 |

(10) 取水ピット空気抜き配管逆止弁

種	類	逆流防止設備（逆止弁）
材	料	ステンレス鋼
個	数	3

(11) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋

種	類	浸水防止蓋
材	料	炭素鋼
個	数	3

(12) S A用海水ピット開口部浸水防止蓋

種	類	浸水防止蓋
材	料	炭素鋼
個	数	6

(13) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋

種	類	浸水防止蓋
材	料	ステンレス鋼
個	数	1

(14) 緊急用海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁

種	類	逆流防止設備（逆止弁）
材	料	ステンレス鋼
個	数	1

(15) 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁

種	類	逆流防止設備（逆止弁）
材	料	ステンレス鋼
個	数	1

(16) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋

種	類	浸水防止蓋
材	料	ステンレス鋼
個	数	1

(17) 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋

種	類	浸水防止蓋
材	料	ステンレス鋼
個	数	1

(18) 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋

種	類	逆流防止蓋
材	料	ステンレス鋼
個	数	1

(19) 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ

種	類	水密ハッチ
材	料	炭素鋼
個	数	2

(20) 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ

種	類	水密ハッチ
材	料	炭素鋼
個	数	1

(21) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ

種	類	水密ハッチ
材	料	炭素鋼
個	数	2

(22) 軽油貯蔵タンク点検用開口部浸水防止蓋

種	類	浸水防止蓋
材	料	炭素鋼
個	数	18

(23) 常設代替高圧電源装置置場水密扉

種	類	水密扉
材	料	炭素鋼
個	数	3

(24) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉

種	類	水密扉
材	料	炭素鋼
個	数	1

(25) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置

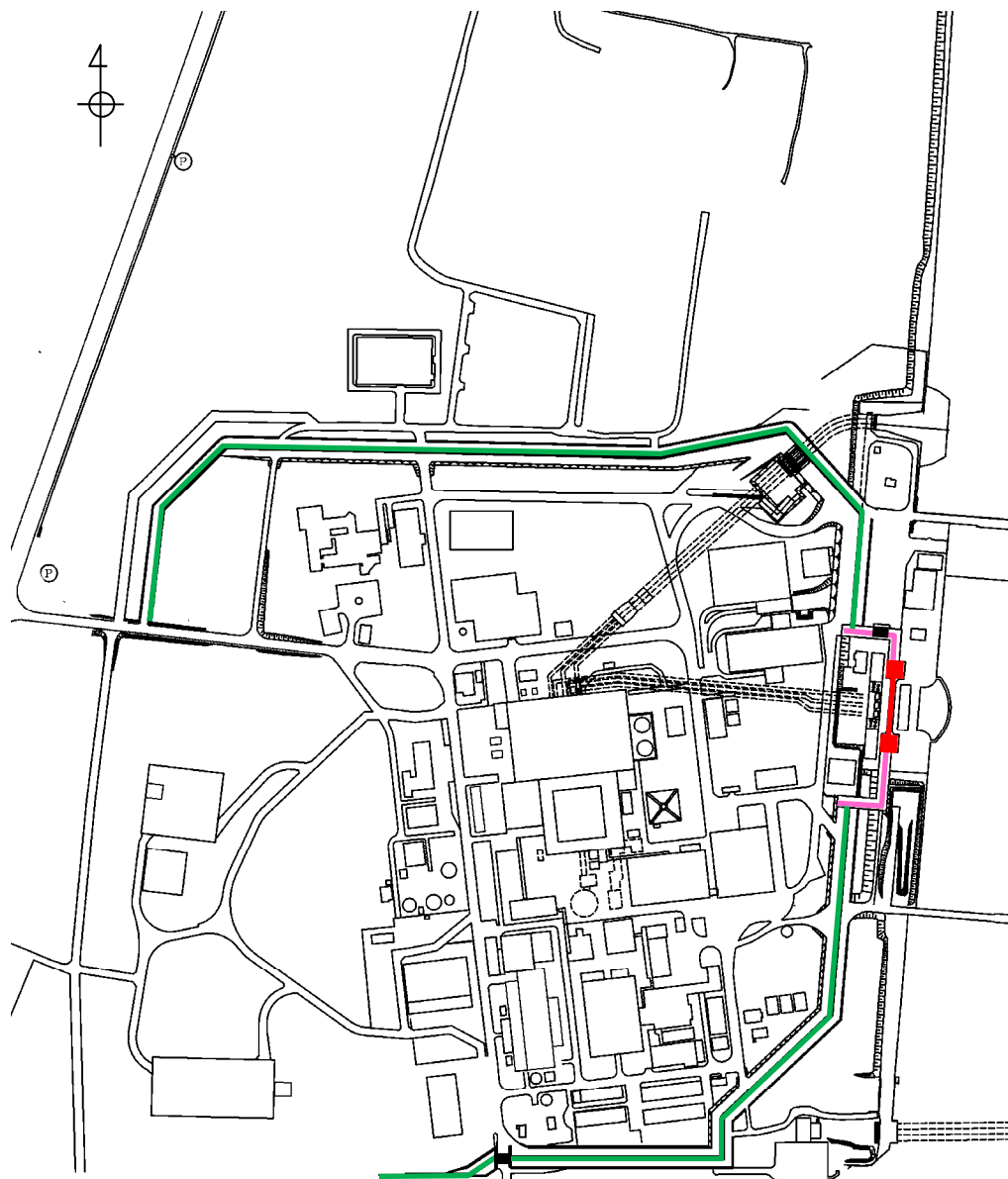
種	類	貫通部止水
材	料	シール材
個	数	一式

(26) 海水ポンプ室貫通部止水処置

種	類	貫通部止水
材	料	シール材
個	数	一式

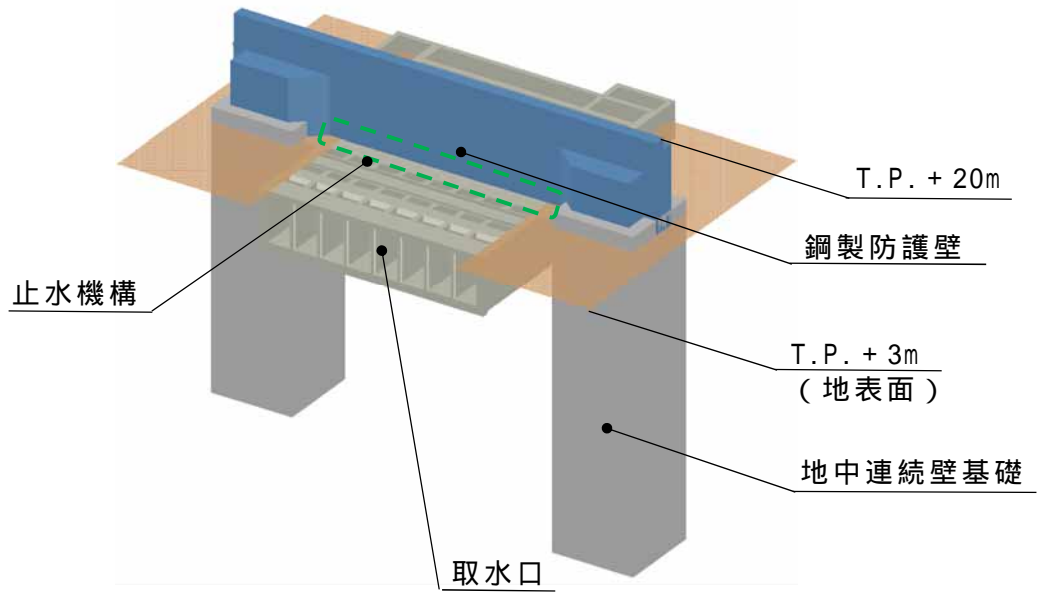
(27) 原子炉建屋境界貫通部止水処置

種	類	貫通部止水
材	料	シール材
個	数	一式

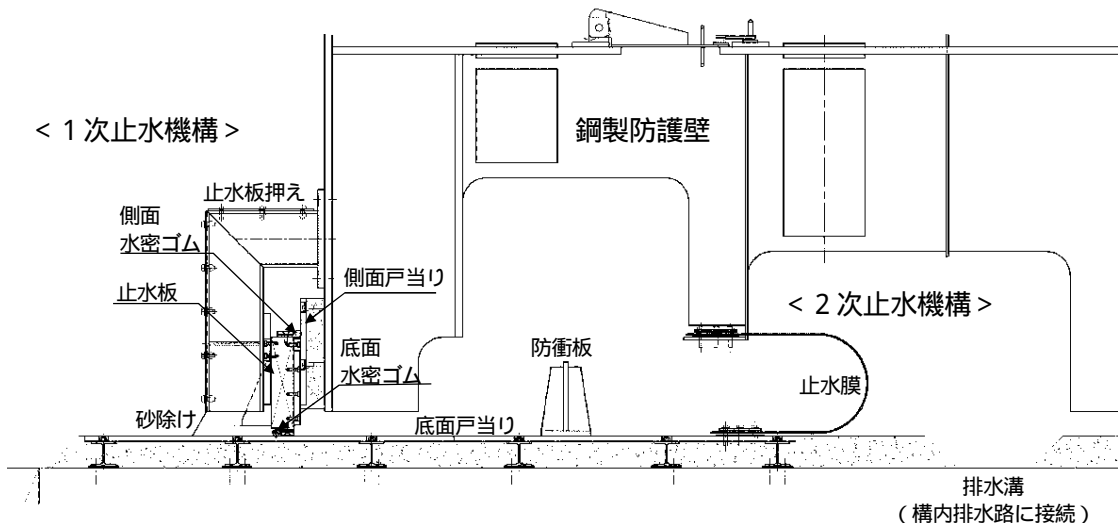


- : 鋼製防護壁
- : 鉄筋コンクリート防潮壁
- : 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁
- : 防潮扉

第 10.6-1 図 防潮堤及び防潮扉配置図



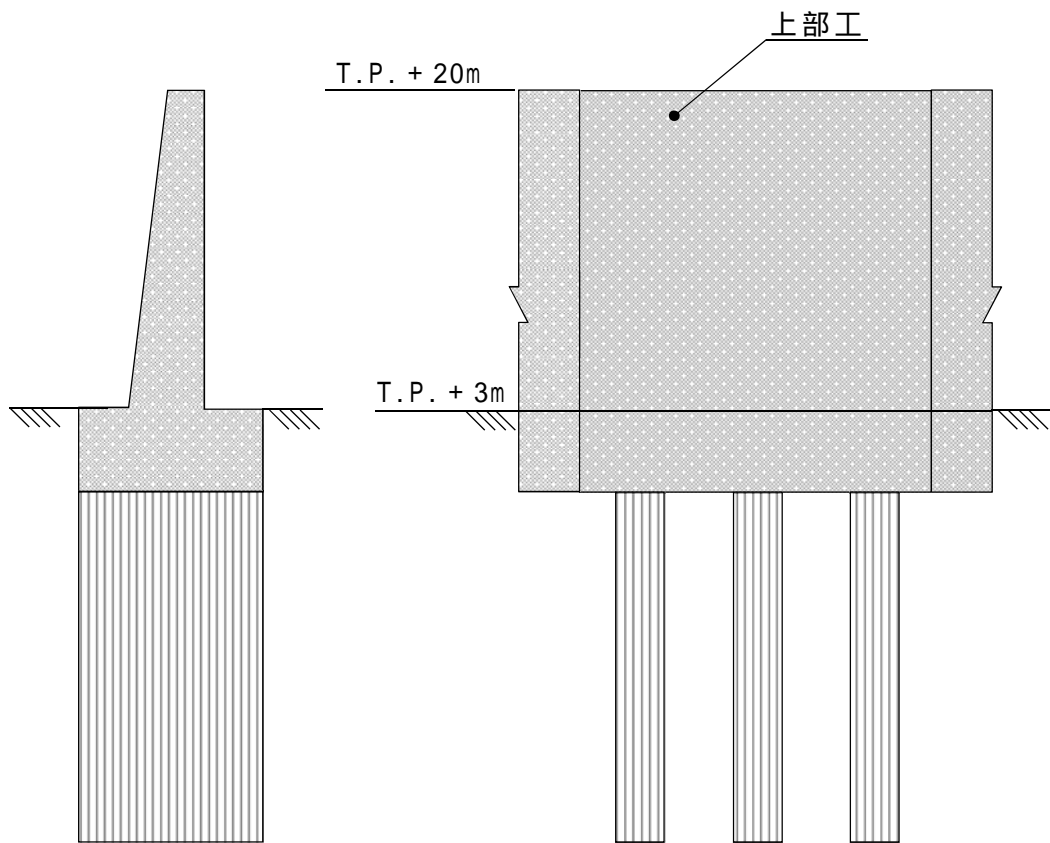
< 全体図 >



< 止水機構拡大図 >

(鋼製防護壁)

第 10.6-2 図 防潮堤及び防潮扉概念図 (1 / 5)

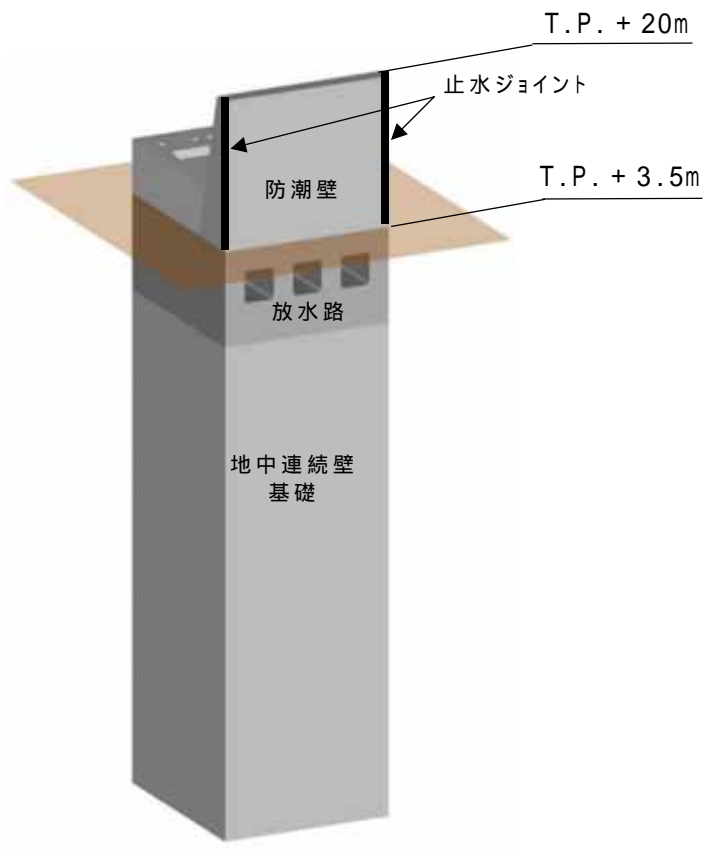


< 断面図 >

< 正面図 >

(鉄筋コンクリート防潮壁)

第 10.6-2 図 防潮堤及び防潮扉概念図 (2 / 5)



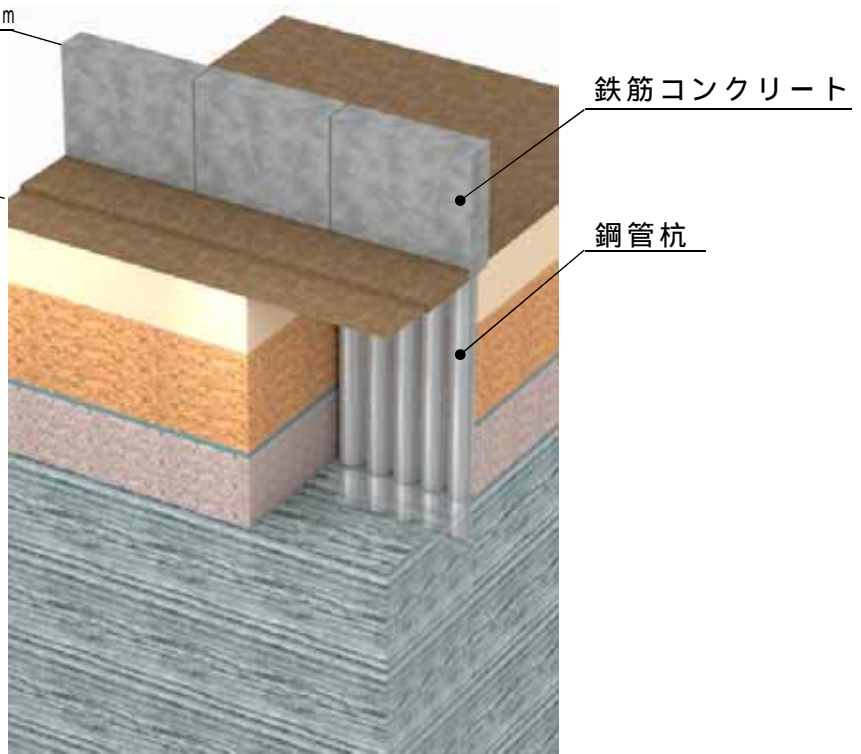
(鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア))

第 10.6-2 図 防潮堤及び防潮扉概念図(3/5)

敷地側面北側：T.P. + 18m
敷地前面東側：T.P. + 20m
敷地側面南側：T.P. + 18m

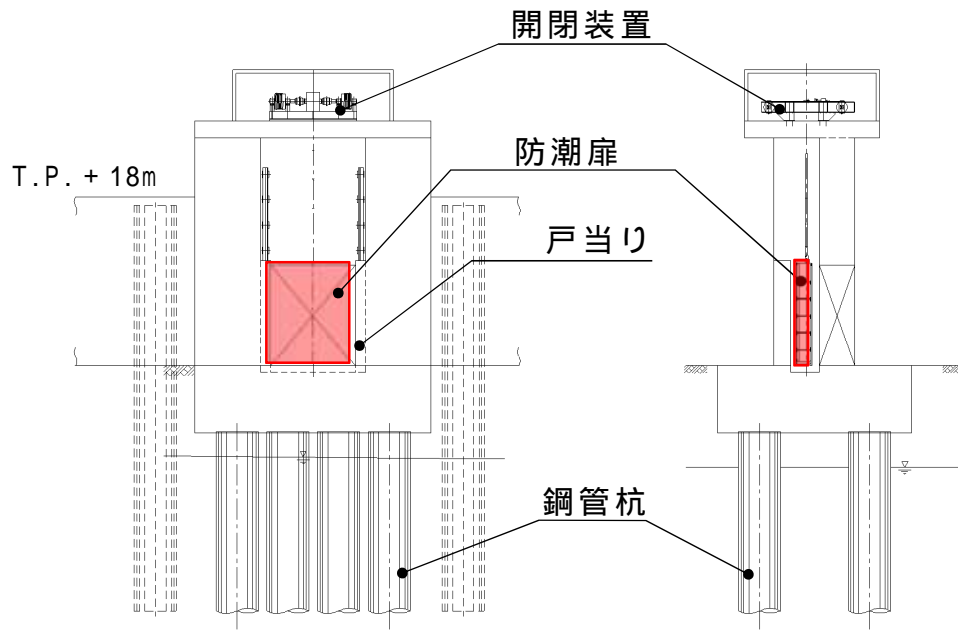
T.P. + 3m ~ + 18m

* 敷地側面南側の
防潮堤西端部の
寄付き部の地表
面の高さを含ん
で示している。



(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)

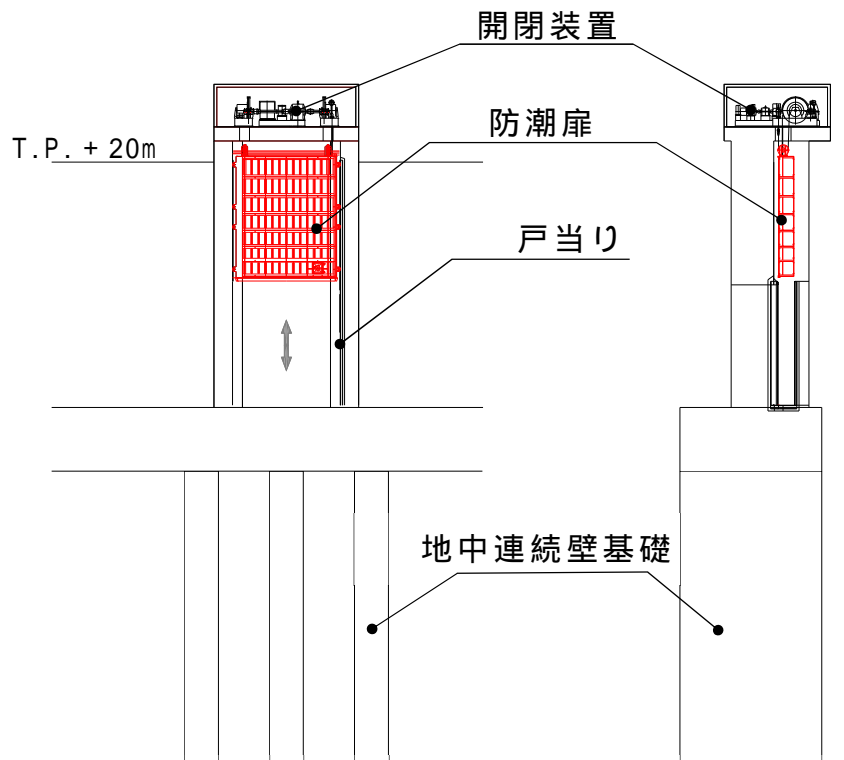
第 10.6-2 図 防潮堤及び防潮扉概念図 (4 / 5)



< 正面図 >

< 側面図 >

(防潮扉 (敷地側面南側))

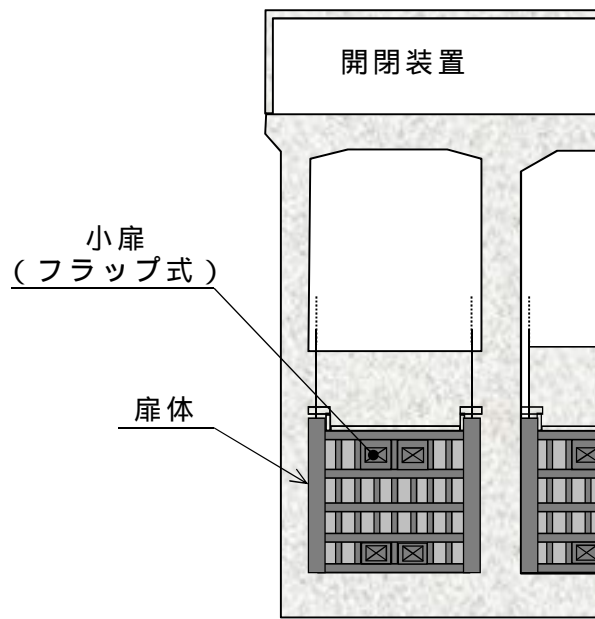


< 正面図 >

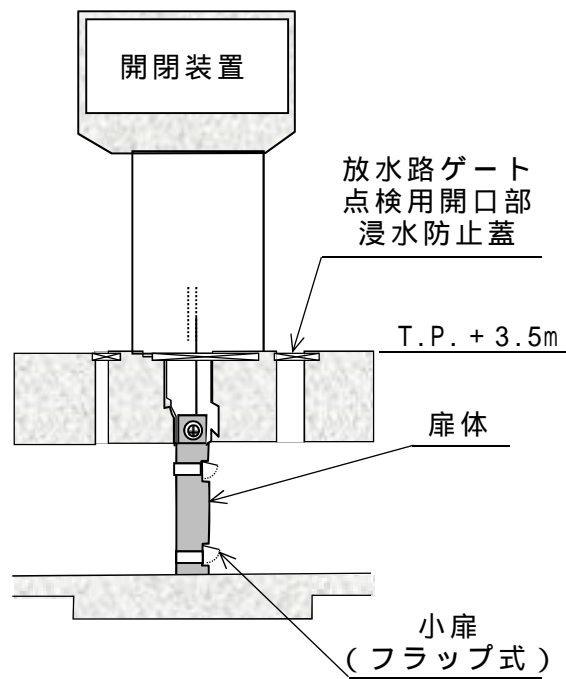
< 側面図 >

(防潮扉 (敷地前面東側))

第 10.6-2 図 防潮堤及び防潮扉概念図 (5 / 5)

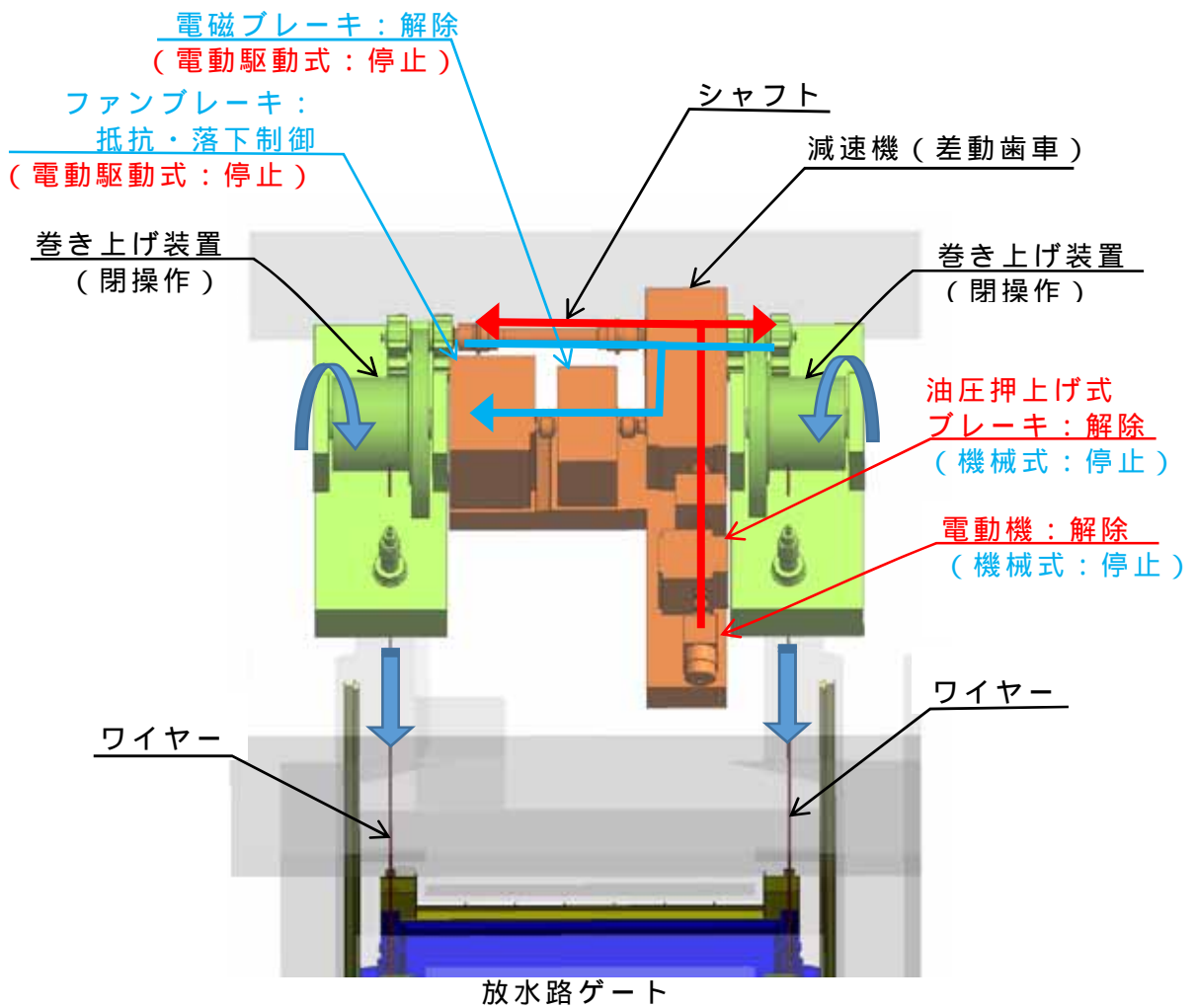


< 正面図 >



< 断面図 >

第 10.6-3 図 放水路ゲート概念図



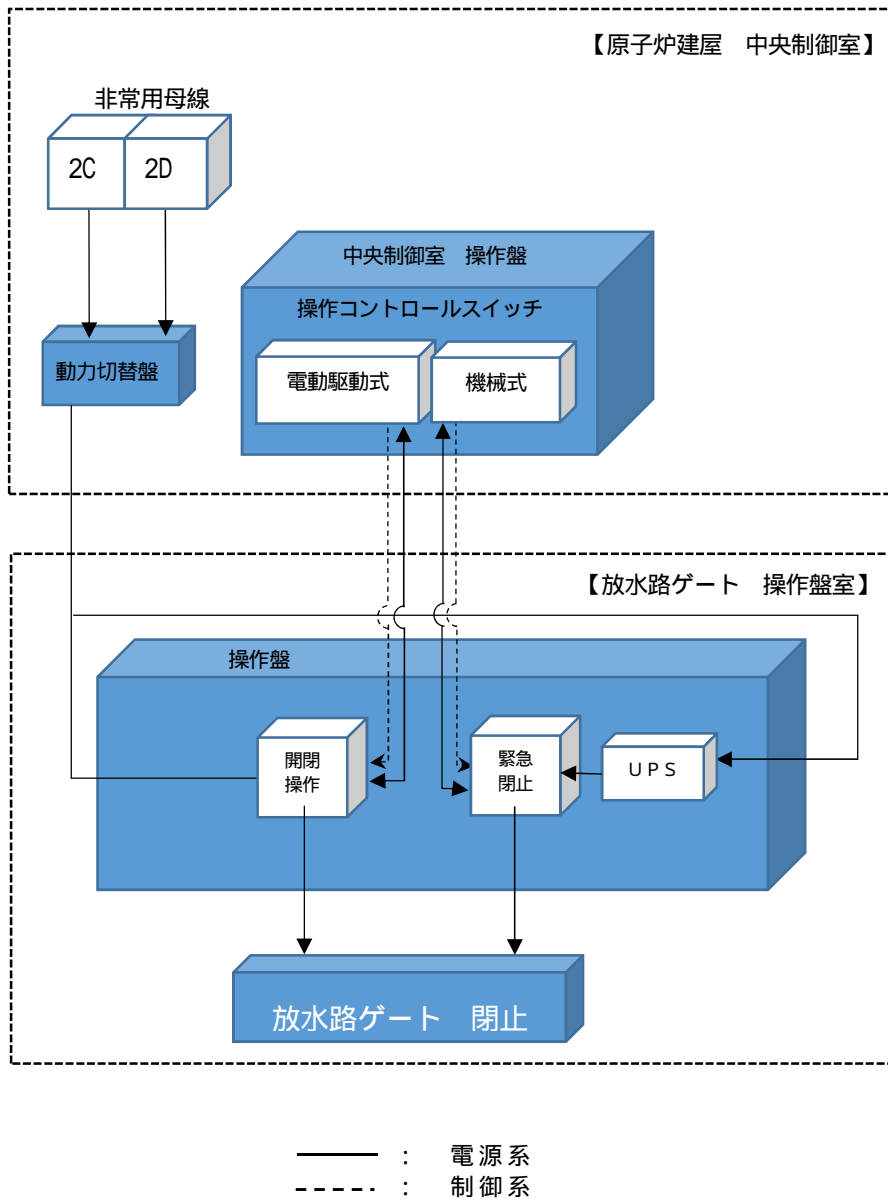
< 記載凡例 >

- ・ 赤字：電動駆動時のみ使用
- ・ 青字：機械式時のみ使用
- ・ 黒字：電動駆動式 + 機械式 共通

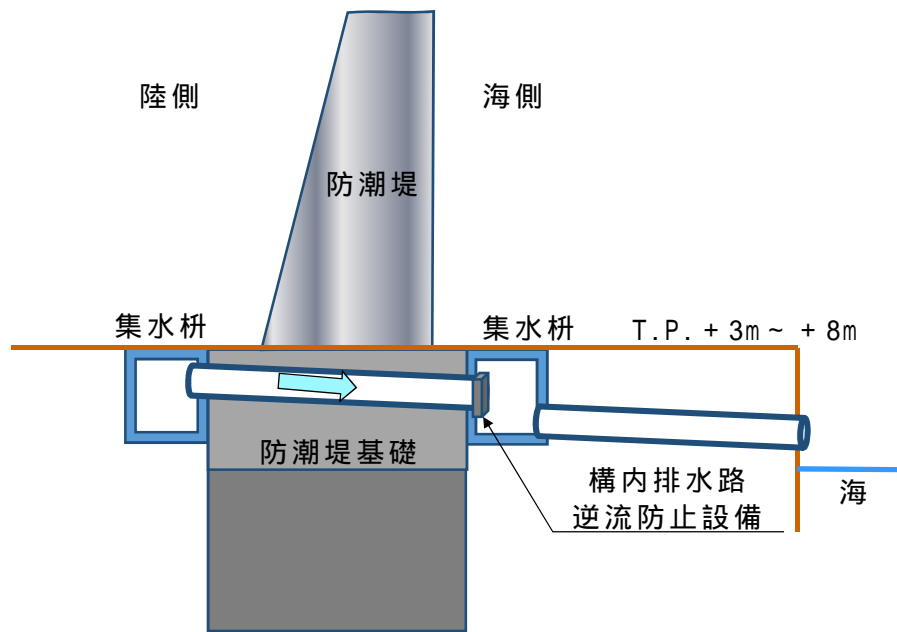
← (赤字) : 電動駆動時 (電動機駆動) の駆動が伝達する流れ

← (青字) : 機械式時 (自重落下) の駆動が伝達する流れ

第 10.6-4 図 放水路ゲート開閉装置概念図

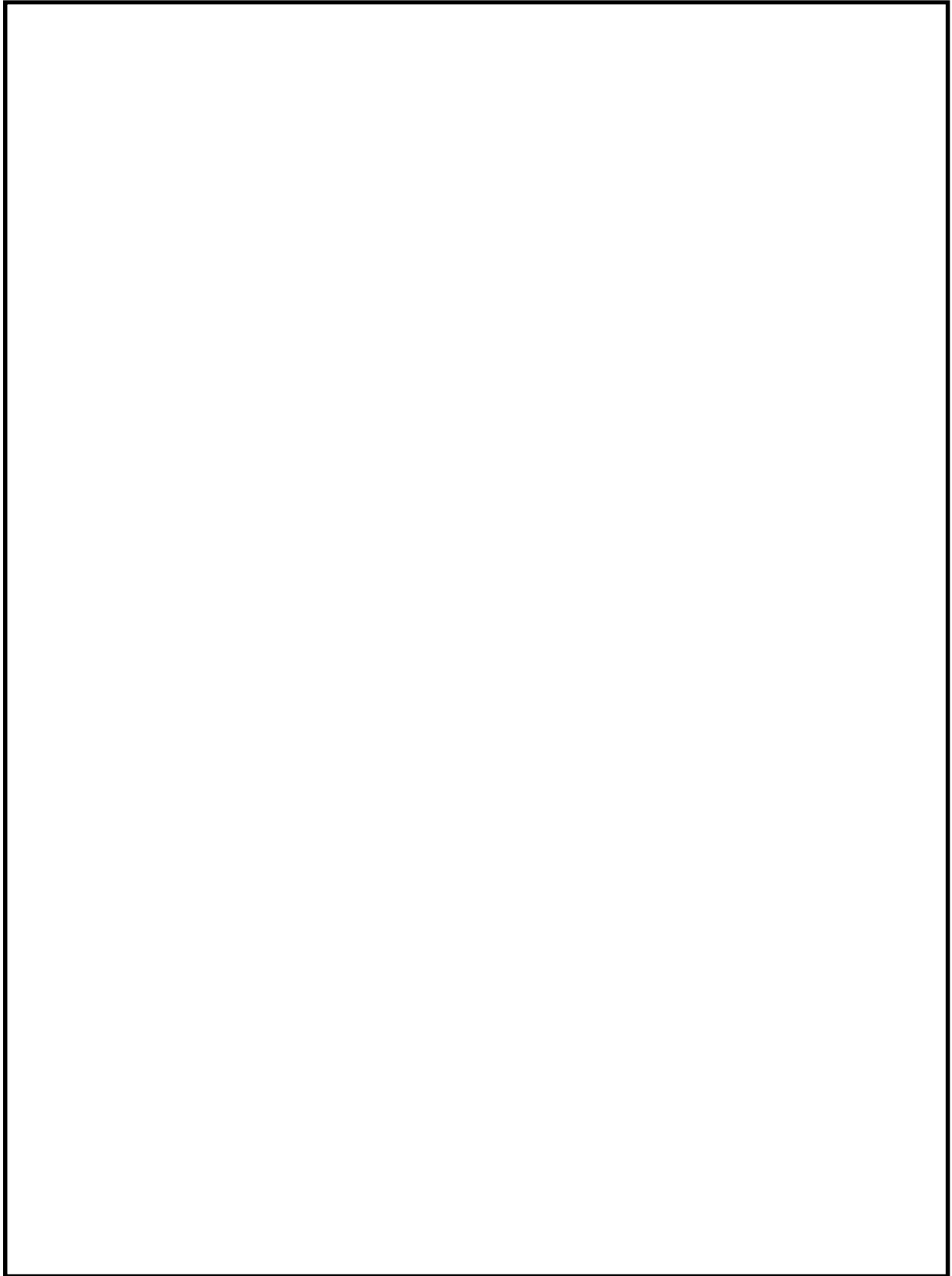


第 10.6-5 図 放水路ゲート電源系概念図

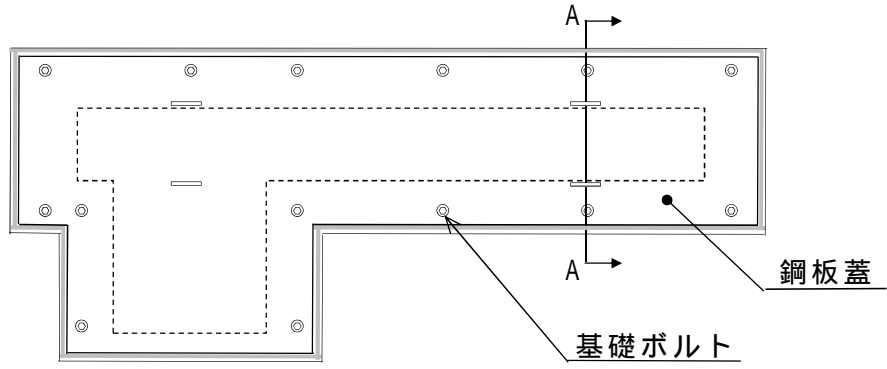


< 断面図 >

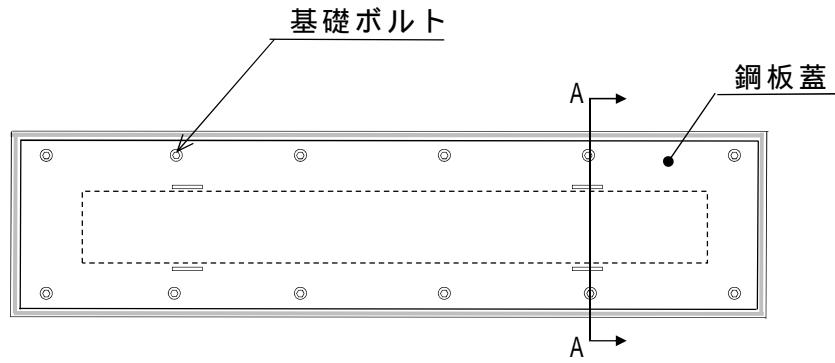
第 10.6-6 図 構内排水路逆流防止設備概念図



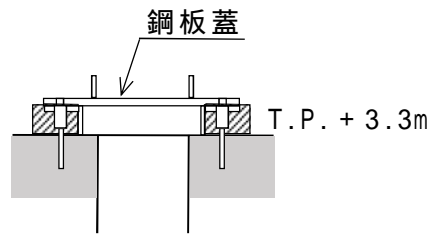
第 10.6-7 図 貯留堰概念図



< 平面図 >
(L 型)

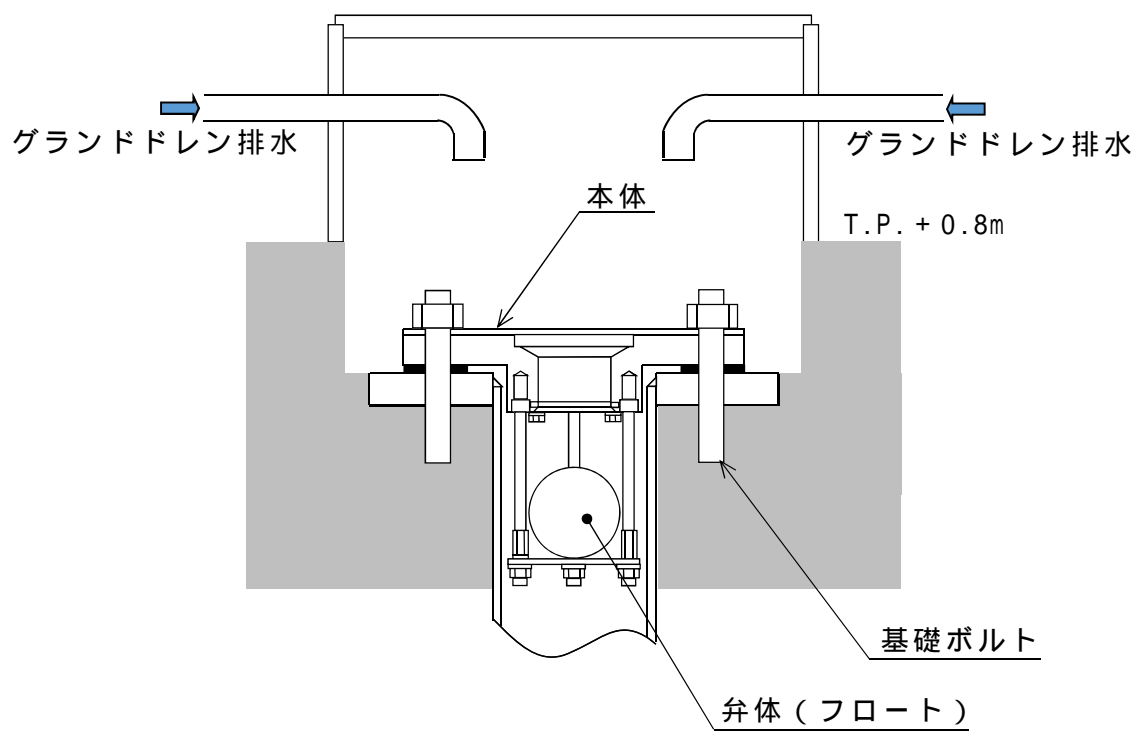


< 平面図 >
(I 型)

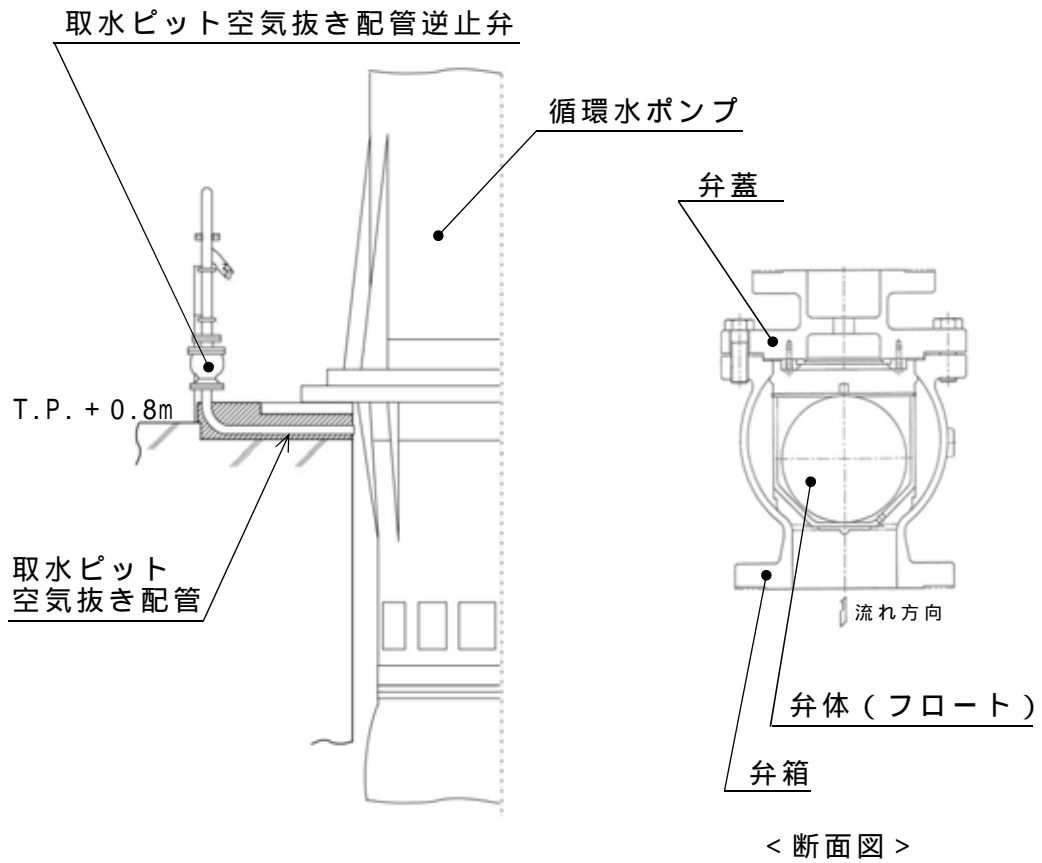


< A-A 断面図 >

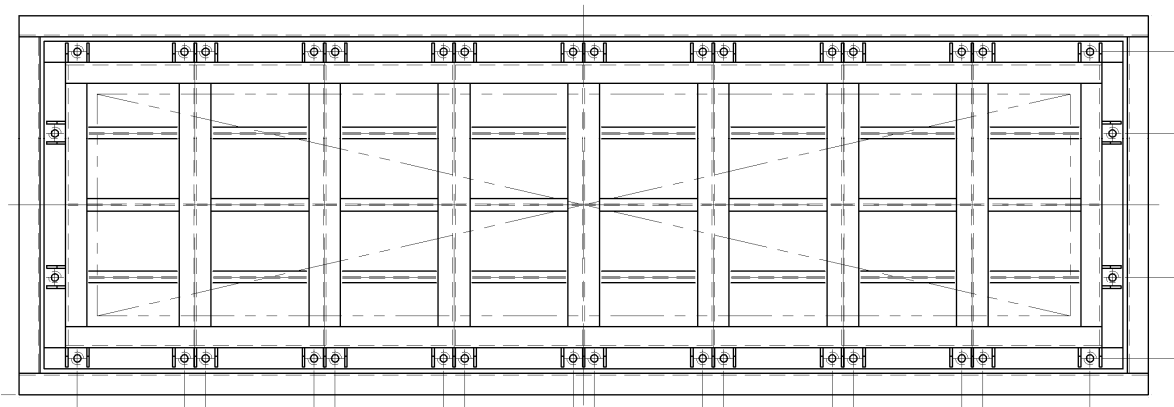
第 10.6-7 図 取水路点検用開口部浸水防止蓋概念図



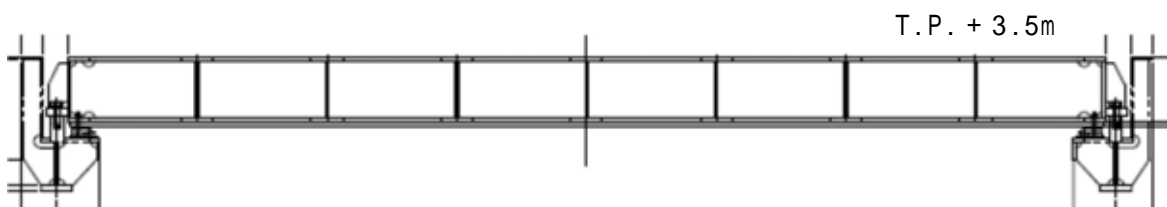
第 10.6-8 図 海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁概念図



第 10.6-9 図 取水ピット空気抜き配管逆止弁概念図

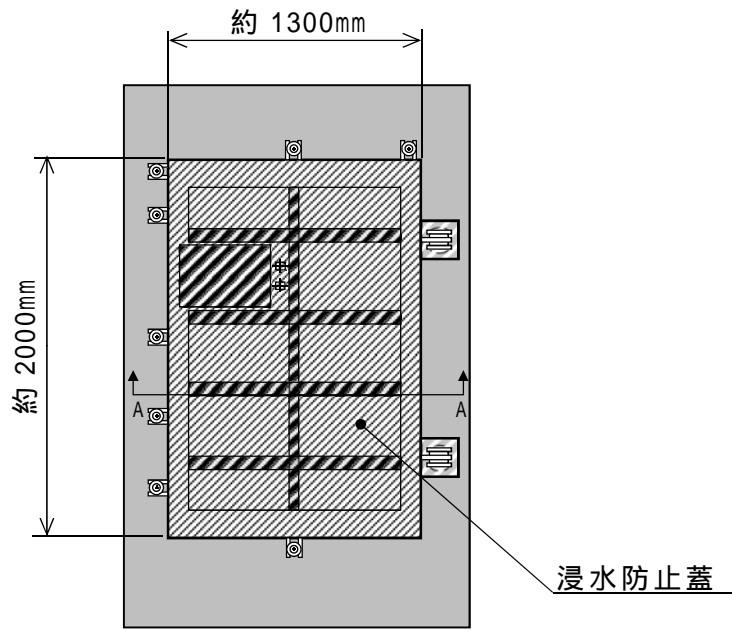


< 平面図 >

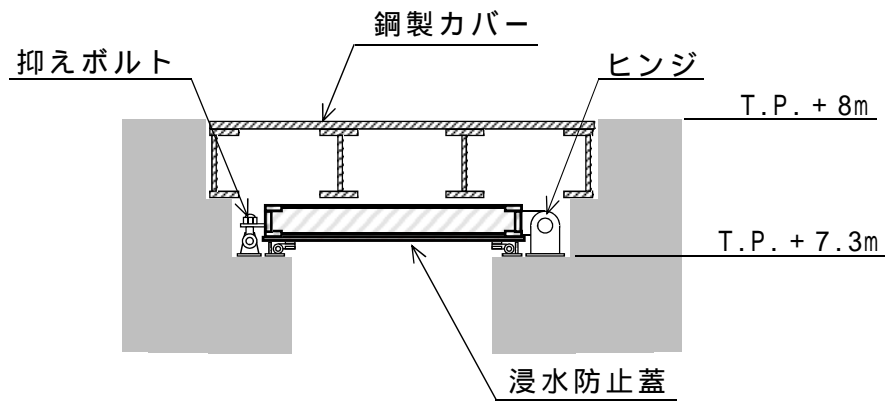


< 断面図 >

第 10.6-10 図 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋概念図

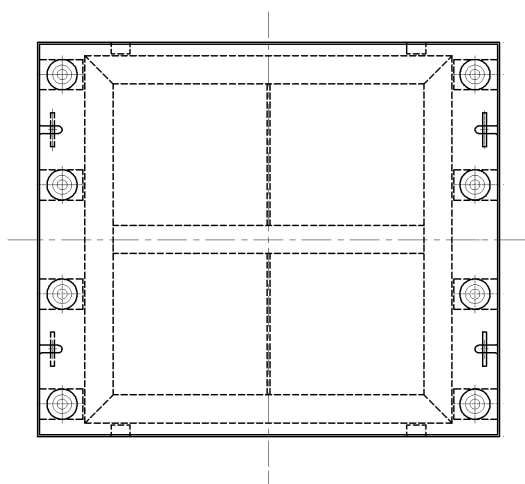


< 平面図 >

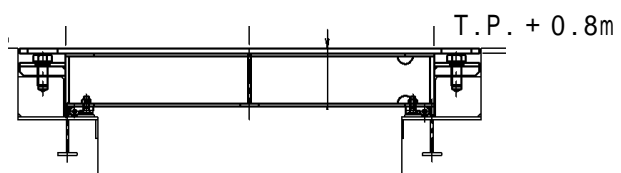


< A-A 断面図 >

第 10.6-11 図 S A 用海水ピット開口部浸水防止蓋概念図

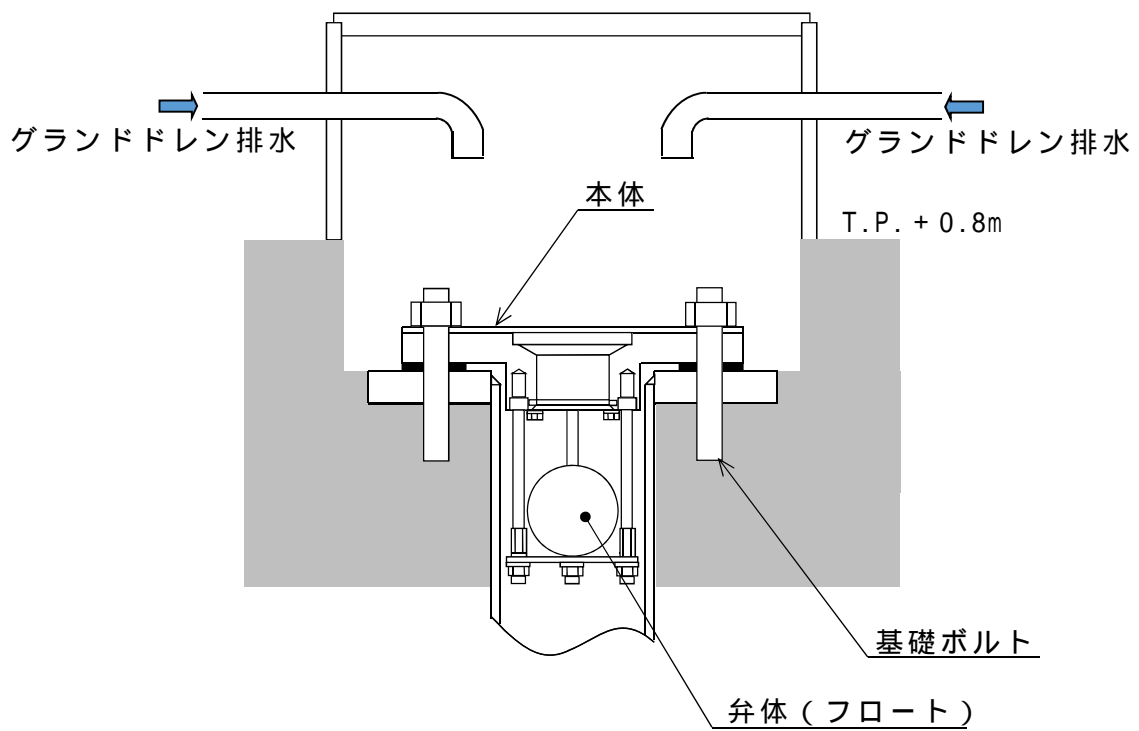


< 平面図 >

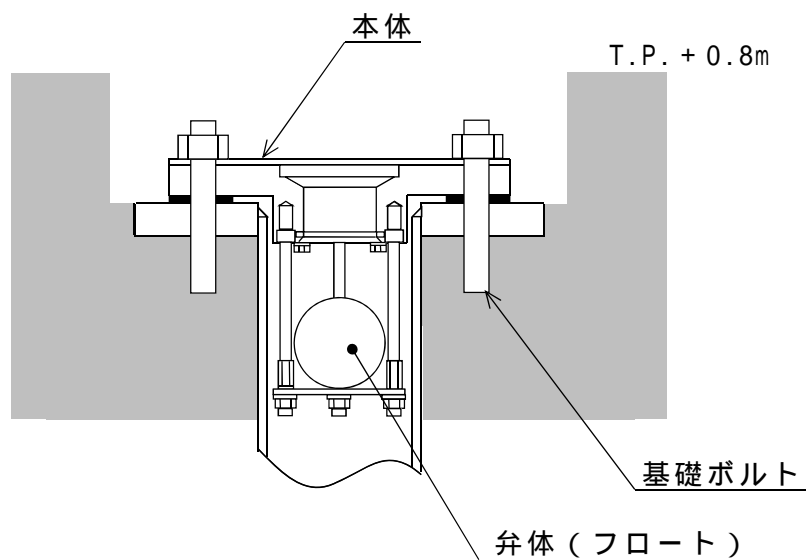


< 断面図 >

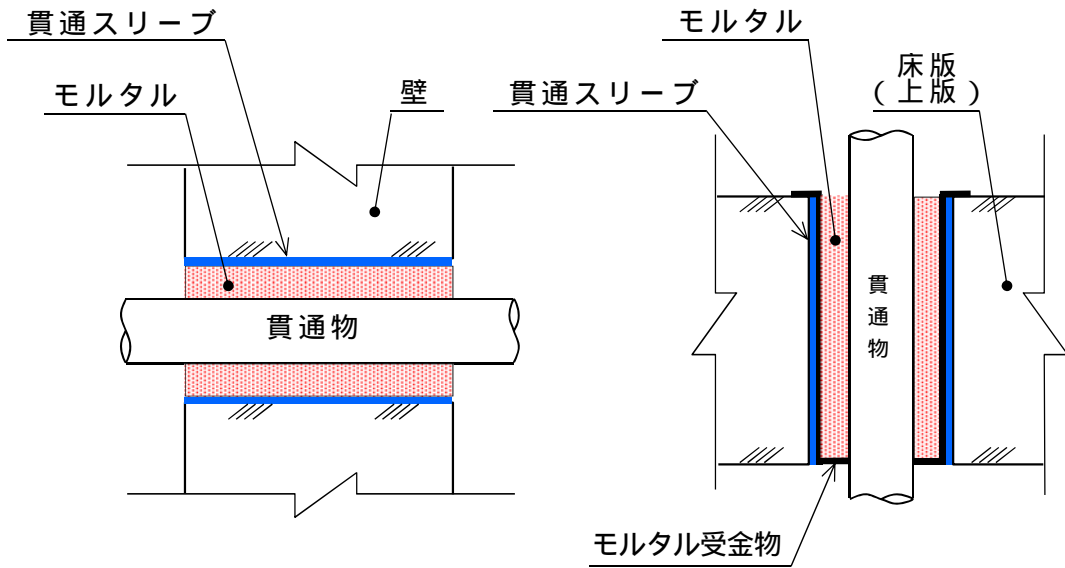
第 10.6-12 図 緊急用海水ポンプピット点検用開口部
浸水防止蓋概念図



第 10.6-13 図 緊急用海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁
概念図



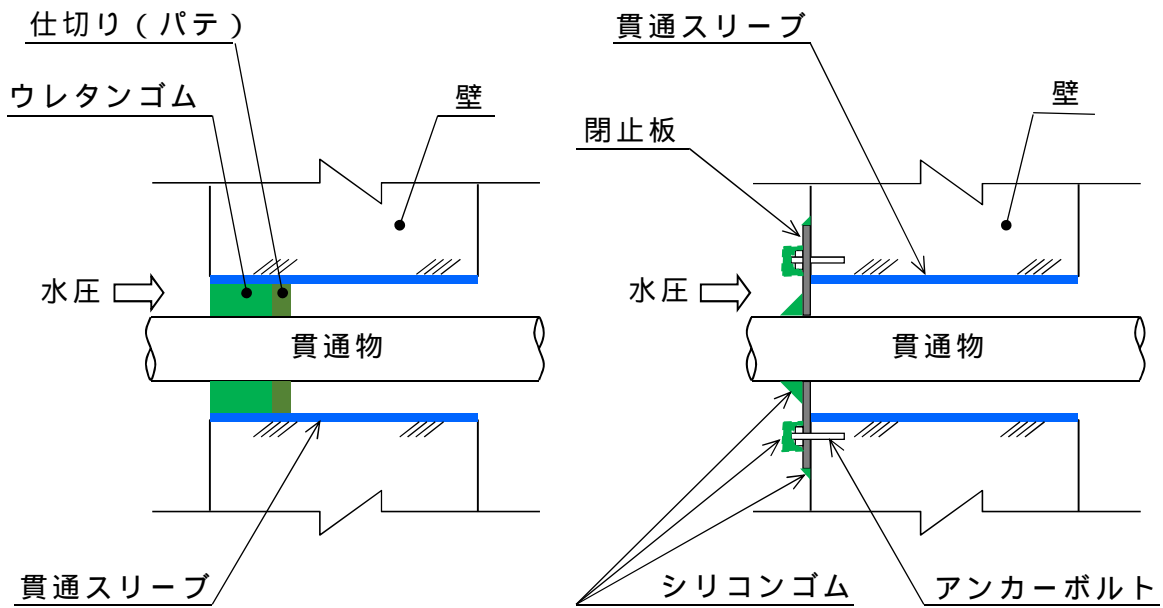
第 10.6-14 図 緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口逆止弁概念図



< 壁貫通部の例 >

< 床版(上版)通部の例 >

(充てん構造 (モルタル))

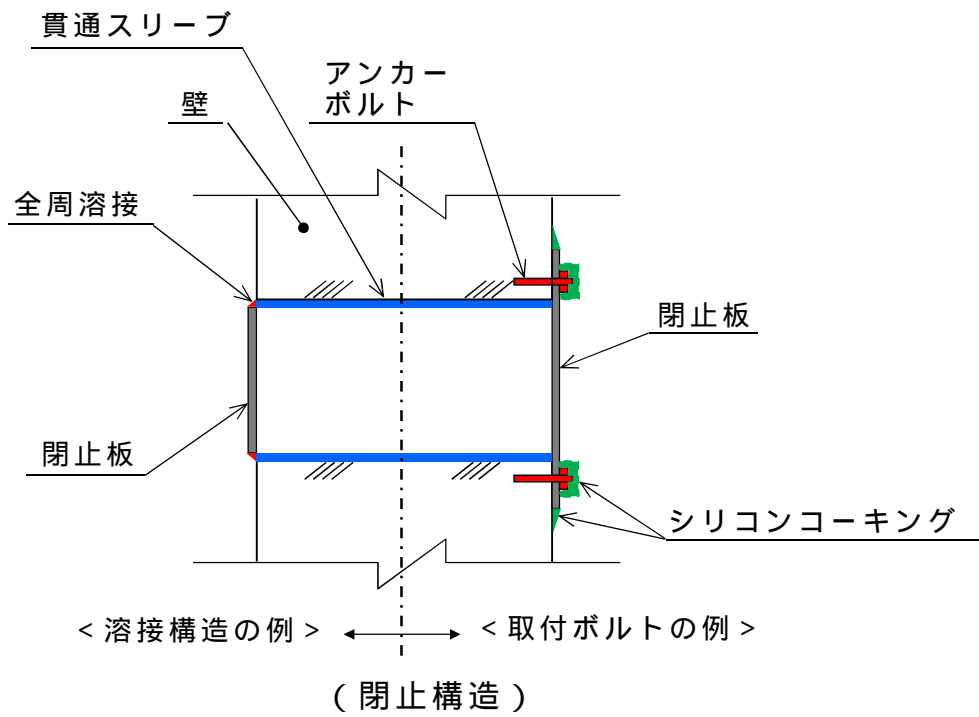
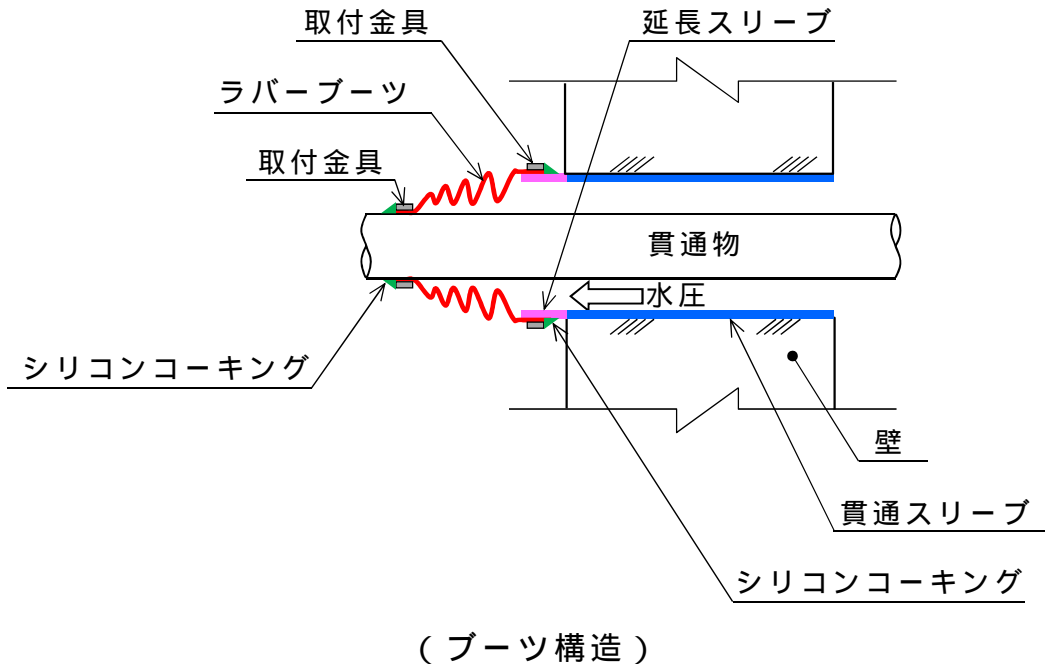


< ウレタンゴムによる止水構造 >

< シリコンゴムによる止水構造 >

(充てん構造 (ウレタンゴム又はシリコンゴム))

第 10.6-15 図 貫通部止水処置概念図 (1 / 2)



第 10.6-15 図 貫通部止水処置概念図 (2 / 2)

10.8 非常用取水設備

10.8.1 通常運転時等

10.8.1.1 概要

設計基準事故の収束に必要なとなる，残留熱除去系海水ポンプ，非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(以下 10.8 において「非常用海水ポンプ」という。)の取水に必要な海水を確保するため，取水路，取水ピット及び海水ポンプ室から構成される取水構造物を設置する。取水構造物の概要図を第 10.8-1 図に示す。

10.8.1.2 設計方針

設計基準事故時に必要な非常用海水ポンプに使用する海水を取水し，非常用海水ポンプへ導水するための流路を構築するために，取水構造物を設置することで，冷却に必要な海水を確保できる設計とする。

また，基準津波に対して，非常用海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう，貯留堰を設置することで，残留熱除去系，非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の冷却に必要な海水が確保できる設計とする。

10.8.1.3 主要設備

(1) 取水構造物

冷却に必要な海水を取水し海水ポンプ室まで導水するための取水路，取込んだ海水を非常用海水ポンプまで導水するための取水ピット及び非常用海水ポンプ等を設置するための海水ポンプ室から構成される取水構造物を設置する。

(2) 貯留堰

非常用海水ポンプが引き波時においても機能保持できるように，取水口前面に貯留堰を設置する。

10.8.1.4 主要仕様

非常用取水設備の主要仕様を第 10.8-1 表に示す。

10.8.1.5 試験検査

基本方針については「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。取水構造物は、外観の確認及び非破壊検査が可能な設計とする。貯留堰は，外観の確認が可能な設計とする。

10.8.2 重大事故等時

10.8.2.1 概要

非常油取水設備の取水構造物及び貯留堰は，設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから，流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

重大事故等に対処するために必要となる可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水箇所として S A 用海水ピットを設置し，S A 用海水ピットに海水を導水するため，S A 用海水ピット取水塔及び海水引込み管を設置する。また，重大事故等に対処するために必要となる残留熱除去系及び代替燃料プール冷却系の冷却用の海水を確保するために緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピット（S A 用海水ピット取水塔，海水引込み管及び S A 用海水ピットを流路の一部として使用する。）を設置する。

10.8.2.2 設計方針

10.8.2.2.1 悪影響防止

基本方針については、「1.1.8.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。

取水構造物は，通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備として使用することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

S A用海水ピット取水塔，海水引込み管及びS A用海水ピット並びに緊急用海水引込み管及び緊急用海水ポンプピットは，可搬型代替注水大型ポンプ，可搬型代替注水中型ポンプ及び緊急用海水ポンプを運転した場合に必要な流量を確保できる流路とすることから，お互いに悪影響を及ぼさない設計とする。

10.8.2.2.2 環境条件等

基本方針については、「1.1.8.3 環境条件等」に示す。

取水構造物，S A用海水ピット取水塔，海水引込み管，S A用海水ピット，緊急用海水引込み管及び緊急用海水ポンプピットは重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。

取水構造物，S A用海水ピット取水塔，S A用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットは，鉄筋コンクリート構造物であり，常時海水を通水するため，腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。

海水引込み管及び緊急用海水引込み管は，鋼製の構造物であり，常時海水を通水するため，腐食代を考慮した厚さを確保する設計とする。

10.8.2.3 主要仕様

非常用取水設備の主要仕様を第 10.8-1 表に示す。

10.8.2.4 試験検査

基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

取水構造物，S A用海水ピット取水塔，海水引込み管，S A用海水ピット，緊急用海水引込み管及び緊急用海水ポンプピットは，外観の確認が可能な設計とする。

取水構造物，S A用海水ピット取水塔，S A用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットは，非破壊検査が可能なように試験装置を設置できる設計とする。

第 10.8-1 表 非常用取水設備主要機器仕様

(1) 取水構造物

種	類	鉄筋コンクリート函渠
材	料	鉄筋コンクリート
個	数	1

(2) 貯留堰（浸水防護設備と兼用）

種	類	鋼管矢板式堰
材	料	炭素鋼
容	量	約 2,370m ³
個	数	1

(3) S A 用海水ピット取水塔

種	類	鉄筋コンクリート取水塔（取水管付）
材	料	鉄筋コンクリート，炭素鋼
個	数	1

(4) 海水引込み管

種	類	鋼製取水管
材	料	炭素鋼
個	数	1

(5) S A用海水ピット

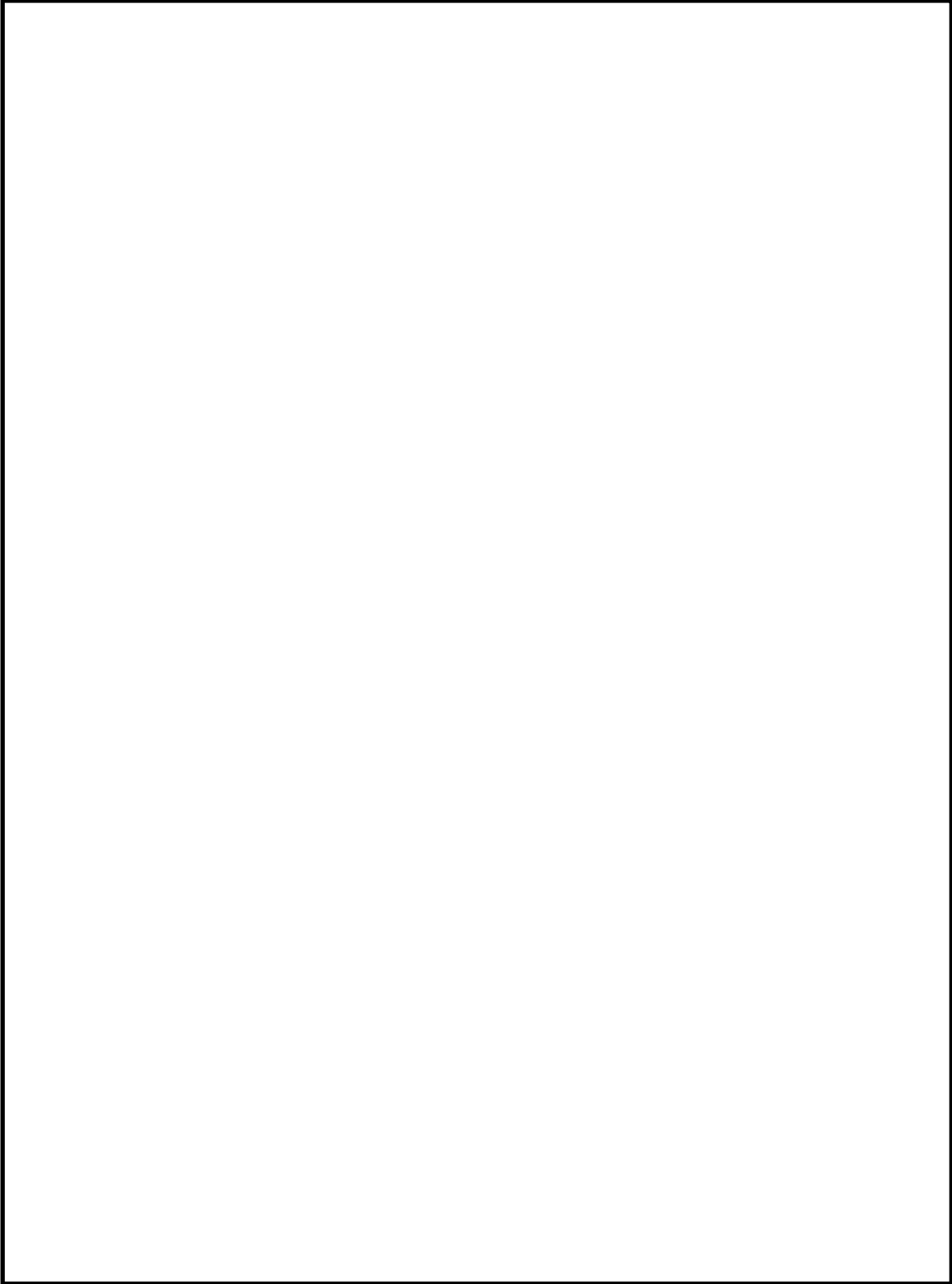
種	類	鉄筋コンクリート取水槽
材	料	鉄筋コンクリート
個	数	1

(6) 緊急用海水取水管

種	類	鉄管路
材	料	炭素鋼
個	数	1

(7) 緊急用海水ポンプピット

種	類	鉄筋コンクリートピット
材	料	鉄筋コンクリート
個	数	1



第 10.8-1 図 非常用取水設備概念図

(3) 適合性説明

第五条 津波による損傷の防止

設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

設計基準対象施設のうち津波防護対象設備は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれることがないように次のとおり設計する。

(1) 津波の敷地への流入防止

津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を設置する敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、海と接続する取水口、放水路等の経路から、同敷地及び津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋に流入させない設計とする。

(2) 漏水による安全機能への影響防止

取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。

(3) 津波防護の多重化

上記(1)、(2)の方針のほか、津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)は、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのた

め、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施す設計とする。

(4) 水位低下による安全機能への影響防止

水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止するため、非常用海水冷却系は、基準津波による水位の低下に対して非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口の通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。

(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能保持

津波防護施設及び浸水防止設備は、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できるように設計する。また、津波監視設備は、入力津波に対して津波監視機能が保持できるように設計する。

(6) 地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等

地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響、津波の繰り返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）及び自然条件（積雪、風荷重等）を考慮する。

(7) 津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系の評価

津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系の評価に当たっては，入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお，その他の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮する。また，地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合，想定される地震の震源モデルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。

1.3 気象等

該当なし

1.4 設備等

該当なし

1.5 手順等

該当なし

1.4 入力津波の設定

【規制基準における要求事項等】

基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定していること。

入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形として設定していること。

基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。

【検討方針】

基準津波については、「東海第二発電所 津波評価について」（以下「津波評価」という。）にて説明する。

入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形として設定する。

なお、具体的な入力津波の設定に当たっては、以下のとおりとする。

- ・ 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示することとし、潮位変動量等については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮する（【検討結果】及び1.5 水位変動・地殻変動の評価【検討結果】参照）。
- ・ 入力津波が各施設・設備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果を安全側に評価する（2.2 敷地への浸水防止（外郭防止1）以降の【検討結果】参照）。
- ・ 施設が海岸線方向において広がりを持っている場合は、複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、最も大きな影響を与える波

形を入力津波とする（【検討結果】参照）。

また、基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する（【検討結果】参照）。

耐津波設計の評価に用いる数値シミュレーションの時刻歴については、第1.6-2図に示す各評価位置における時刻歴波形から、上昇側水位では最高水位、下降側水位では最低水位に至り、水位の変動が収束する傾向となる十分な時間として、地震発生から240分間を基本とする。ただし、流向ベクトルに関する数値シミュレーションについては、漂流物の移動量に与える影響の大きい時間帯に限定し、流況を確認する。

【検討結果】

（1）入力津波の設計因子の設定について

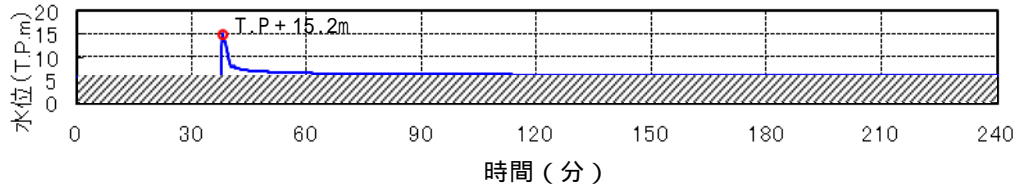
入力津波は各施設・設備の設計に用いるものであることから「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」に基づき、各要求事項に対する設計・評価の方針を定め、必要な因子について設定した。防潮堤の設計・評価に用いる入力津波については、設計上考慮すべき設計因子として、水位、水深、流向、流速、漂流物重量、遡上域（回り込み範囲）を抽出した。

また、津波防護施設、浸水防止設備の設計に関連する影響因子についても整理した。

設計因子については、第1.4-1表 防潮堤等の入力津波の設計因子についてまとめて記載する。なお、1.4 項では水位に係る設計因子について示す。

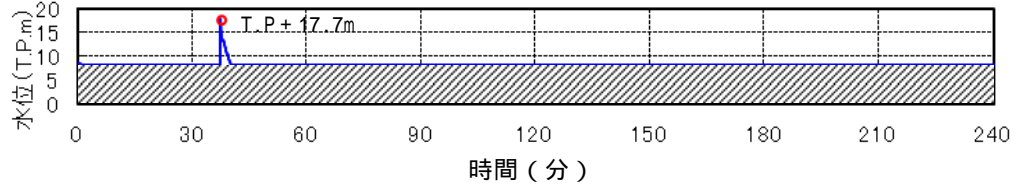
(防潮堤前面評価点 敷地側面北側)

$$[T.P. + 15.2m (38分00秒)]^1 + [0.18m]^2 = [T.P. + 15.38m] < [T.P. + 15.4m]$$



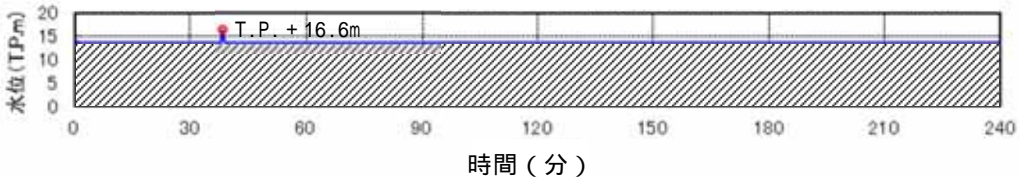
(防潮堤前面評価点 敷地前面東側)

$$[T.P. + 17.7m (37分30秒)]^1 + [0.18m]^2 = [T.P. + 17.88m] < [T.P. + 17.9m]$$



(防潮堤前面評価点 敷地側面南側)

$$[T.P. + 16.6m (38分20秒)]^1 + [0.18m]^2 = [T.P. + 16.78m] < [T.P. + 16.8m]$$

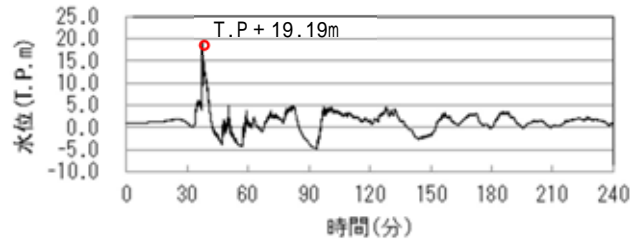


- 1 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 (沈降) 0.2m 及び津波波源モデルの活動による地殻変動量 (沈降) 0.31m を考慮している。
- 2 潮位のばらつきを示す。
- 3 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 (沈降) 0.2m, 津波波源モデルの活動による地殻変動量 (沈降) 0.31m 及び潮位のばらつき + 0.18m を考慮している。
- 4 朔望平均干潮位 - 0.81m, 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 (沈降) 0.2m 及び潮位のばらつき - 0.16m を考慮している。
- 5 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 (沈降) を示す。

第 1.6-2 図 入力津波の時刻歴波形 (1 / 3)

(取水ピット 上昇側)

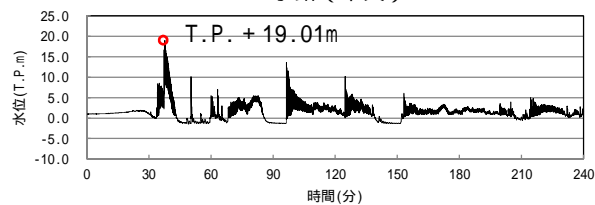
[T.P. + 19.19m (37分25秒)]³ < [T.P. + 19.2m]



(放水路ゲート設置箇所 上昇側)

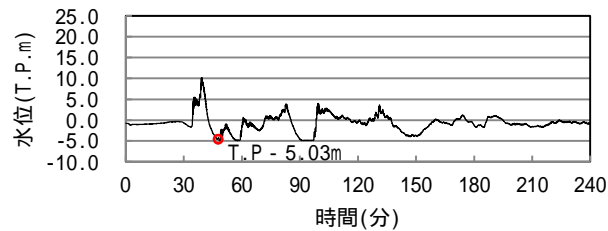
[T.P. + 19.01m (37分42秒)]³ < [T.P. + 19.1m]

B水路(中央)



(取水ピット 下降側)

[T.P. - 5.03m (48分21秒)]⁴ - [0.2m]⁵ > [T.P. - 5.3m]

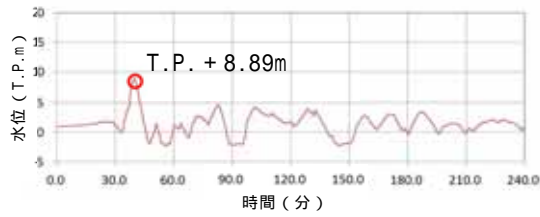


- 1 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31mを考慮している。
- 2 潮位のばらつきを示す。
- 3 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m, 津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31m及び潮位のばらつき+0.18mを考慮している。
- 4 朔望平均干潮位 - 0.81m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m及び潮位のばらつき - 0.16mを考慮している。
- 5 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)を示す。

第 1.6-2 図 入力津波の時刻歴波形 (2 / 3)

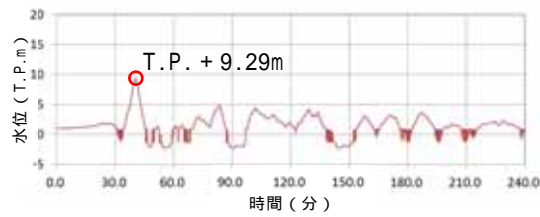
(S A用海水ピット 上昇側)

[T.P. + 8.89m (40分 2秒)] ³ < [T.P. + 8.9m]



(緊急用海水ポンプピット 上昇側)

[T.P. + 9.29m (40分 29秒)] ³ < [T.P. + 9.3m]



- 1 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m , 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 (沈降) 0.2m 及び津波波源モデルの活動による地殻変動量 (沈降) 0.31m を考慮している。
- 2 潮位のばらつきを示す。
- 3 朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m , 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 (沈降) 0.2m , 津波波源モデルの活動による地殻変動量 (沈降) 0.31m 及び潮位のばらつき + 0.18m を考慮している。
- 4 朔望平均干潮位 - 0.81m , 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 (沈降) 0.2m 及び潮位のばらつき - 0.16m を考慮している。
- 5 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 (沈降) を示す。

第 1.6-2 図 入力津波の時刻歴波形 (3 / 3)

(b) 発電所敷地外における漂流物調査結果

発電所敷地外には、民家、商業施設、倉庫等の他、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日立LNG基地、モータプール、常陸那珂火力発電所、工場等の施設があり、これらを含めて調査した結果を以下に示す。

また、発電所から北方約4kmの位置に久慈漁港があるため、漁船が発電所付近で操業することを考慮して調査を実施した結果を以下に示す。

発電所敷地外の調査範囲には、民家の家屋、商業施設、学校、工場等の建物類等が点在しており、これらを抽出した。また、鉄塔、電柱、車両等を抽出した。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構では、建物、構築物、資機材、車両、防砂林等が抽出された。

茨城港日立港区の日立LNG基地では、建物、構築物、資機材、車両等が抽出された。

茨城港日立港区のモータプールでは、建物、自動販売機等が抽出された。

茨城港日立港区の工場では、建物、車両等が抽出された。

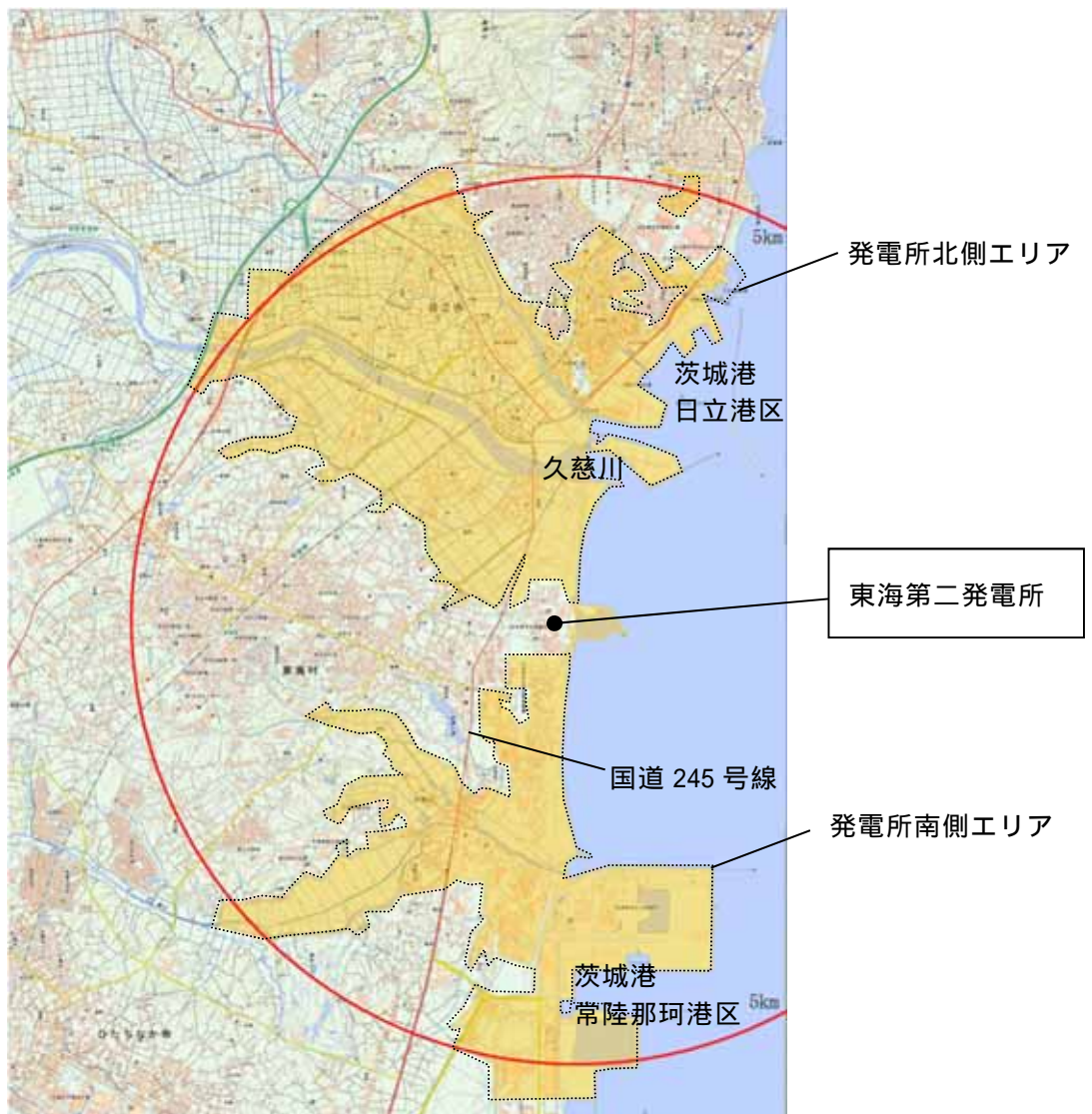
茨城港日立港区では、船舶が抽出された。

茨城港常陸那珂港区の常陸那珂火力発電所では、建物、構築物、資機材、車両等が抽出された。

茨城港常陸那珂港区の常陸那珂火力発電所以外の箇所については、建物、構築物、車両等が抽出された。

茨城港常陸那珂港区では、船舶が抽出された。

第2.5-21図に発電所敷地外における漂流物調査のエリアを示す。また、第2.5-12表～第2.5-19表に発電所敷地外における漂流物調査結果を示す。



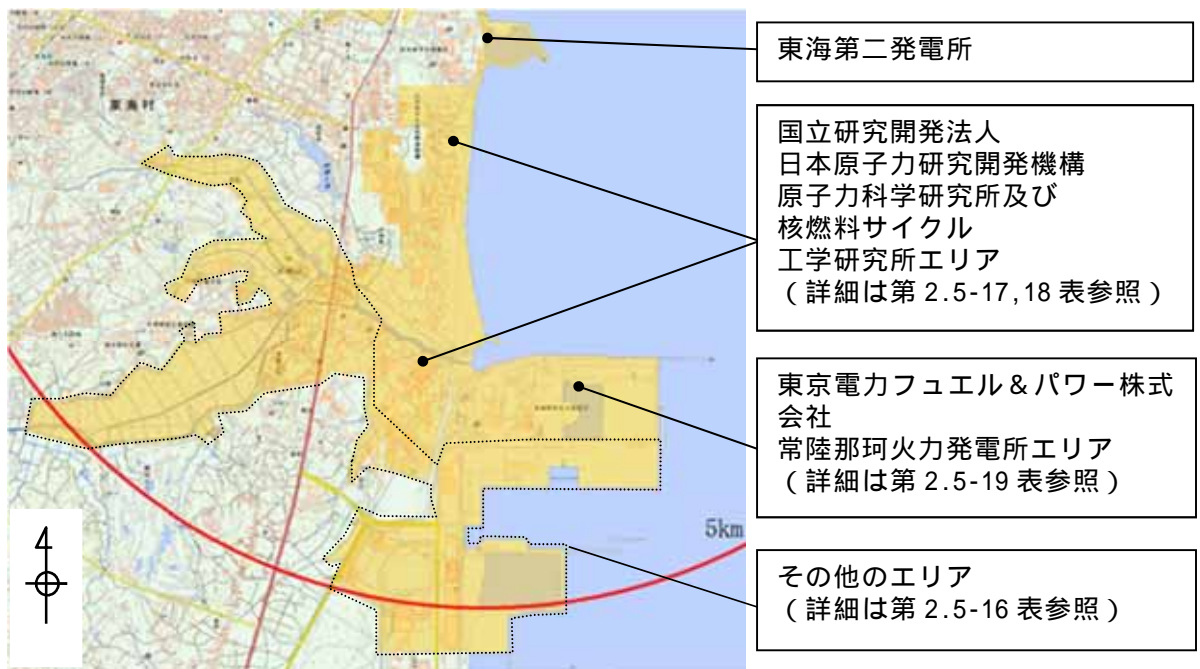
■ : 調査範囲 (基準津波の遡上域を包絡した範囲)

第 2.5-21 図 発電所敷地外における漂流物調査のエリア図 (1 / 2)

< 発電所北側エリア >



< 発電所南側エリア >



第2.5-21図 発電所敷地外における漂流物調査のエリア図 (2 / 2)

第2.5-12表 漂流物検討対象選定結果一覧表 発電所敷地外分（発電所北側エリア）（その他）（1/2）

< 海域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	重量 （最も大きなものを記載）	評価	分類
船舶	漁船	敷地外	35	航行 / 停泊	-	5t未満	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船が発電所付近で操業することを考慮すると津波襲来時に漂流する可能性があるが、漂流物の衝突を考慮する可能性があるが、漂流物の衝突を考慮する津波防護施設等は漁船の衝突に対して機能が十分確保できるよう設計することから、津波防護施設等の健全性に影響はない。また、取水口を完全に閉塞することはないため、非常用海水ポンプの取水性に影響はない。 ・津波により漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与えない。 	C
船舶	漁船	敷地外	7	航行 / 停泊	-	5 ~ 20t	<ul style="list-style-type: none"> ・津波により漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与えない。 	B

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等	衛生センター	敷地外	一式	設置	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> < 本体 > ・地震又は津波の波力により部分的に損壊するおそれがあるが、建物の形状を維持したまま漂流物となることはないと考えられる。 	< 本体 > A
建物類等	大型商業施設	敷地外	一式	設置	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> < がれき類 > ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与えない。 	< がれき類 > B
建物類等	公共施設	敷地外	一式	設置	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> < がれき類 > ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与えない。 	< がれき類 > B
建物類等	事務所建屋	敷地外	一式	設置	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> < がれき類 > ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与えない。 	< がれき類 > B
建物類等	倉庫	敷地外	一式	設置	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> < がれき類 > ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与えない。 	< がれき類 > B

発電所敷地外分（発電所北側エリア）（その他）調査実施日：2016年11月10日
 2016年11月11日
 2017年3月13日

第 2.5-12 表 漂流物検討対象選定結果一覧表 発電所敷地外分（発電所北側エリア）（その他）（2/2）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等	工場	敷地外	一式	設置	-	-	-	<本体> ・地震又は津波の波力により部分的に損壊するおそれがあるが、建物の形状を維持したまま漂流物となることはないと考えられる。 <がれき類> ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	<本体> A <がれき類> B
建物類等	学校	敷地外	一式	設置	-	-	-	<がれき類> ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	<がれき類> B
建物類等	欽塔	敷地外	一式	設置	-	-	-	<がれき類> ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	<がれき類> B
建物類等	家屋	敷地外	一式	設置	-	-	-	<がれき類> ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	<がれき類> B
設備類等	柵	敷地外	一式	固定あり	-	-	-	・地震又は津波の波力により損壊し漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	B
設備類等	石油タンク	敷地外	一式	設置	-	-	-	・地震又は津波の波力により損壊し漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	B
設備類等	電柱，街灯	敷地外	一式	固定あり	-	-	-	・地震又は津波の波力により損壊するおそれがあるが、重量物であり、気密性もなく沈降すると考えられることから漂流物とはならない。	A
設備類等	臺石，記念碑	敷地外	一式	固定あり	-	-	-	・津波の波力により滑動し漂流する可能性があるが、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	B
設備類等	普通車，大型車	敷地外	約 3500	駐車	-	-	-	・津波の波力により倒木し、漂流するおそれがあるが、防砂林の分布及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	B
設備類等	防砂林	敷地内	-	-	-	-	-	・津波の波力により倒木し、漂流するおそれがあるが、防砂林の分布及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。	B

第 2.5-11 図に示す分類

分類 A：漂流物とはならない。

分類 B：津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

分類 C：津波防護施設等の健全性，取水機能を有する安全設備等への影響なし。

分類 D：漂流物対策を実施する。

第 2.5-13 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所北側エリア）（東京ガス株式会社日立 LNG 基地）（1/2）

< 海域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	重量 （最も大きなものを記載）	評価	分類
船舶								
設備類等								

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									

発電所敷地外分（発電所北側エリア）
（東京ガス株式会社日立 LNG 基地）調査実施日：2017 年 3 月 14 日

第 2.5-13 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所北側エリア）（東京ガス株式会社日立 LNG 基地）（2 / 2）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等									
建物類等									
建物類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等	資機材								

第 2.5-11 図に示す分類

分類 A：漂流物とはならない。

分類 B：津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

分類 C：津波防護施設等の健全性，取水機能を有する安全設備等への影響なし。

分類 D：漂流物対策を実施する。

第 2.5-14 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所北側エリア）（日立GEニュークリア・エナジー株式会社日立事業所埠頭工場）（1/2）

< 海域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	重量 （最も大きな ものを記載）	評価	分類
船舶								

5 条 2.5-73

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等									

発電所敷地外分（発電所北側エリア）
（日立GEニュークリア・エナジー株式会社日立事業所埠頭工場）調査実施日：2017年1月13日

第 2.5-14 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所北側エリア）（日立GEニュークリア・エナジー株式会社日立事業所埠頭工場）（2/2）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等									
建物類等									
建物類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等	自動販売機								
設備類等	電柱								
設備類等	大型車・普通車								

第 2.5-11 図に示す分類

分類 A：漂流物とはならない。

分類 B：津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

分類 C：津波防護施設等の健全性，取水機能を有する安全設備等への影響なし。

分類 D：漂流物対策を実施する。

第 2.5-15 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所北側エリア）（茨城港日立港区モータープール）

< 海域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	重量 （最も大きなものを記載）	評価	分類
船舶								

5 条 2.5-75

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等									
設備類等	自動販売機								
設備類等	街灯								
設備類等									
設備類等									

第 2.5-11 図に示す分類

分類 A：漂流物とはならない。

分類 B：津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

分類 C：津波防護施設等の健全性，取水機能を有する安全設備等への影響なし。

分類 D：漂流物対策を実施する。

発電所敷地外分（発電所北側エリア）
（茨城港日立港区モータープール）調査実施日：2017 年 2 月 28 日

第 2.5-16 表 漂流物検討対象選定結果一覧表 発電所敷地外分（発電所南側エリア）（その他）（1/2）

< 海域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	重量 （最も大きなものを記載）	評価	分類
船舶								
船舶								

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等	鉄塔	敷地外	一式	設置	-	-	-	< 本体 > ・地震又は津波の波力により部分的に損壊するおそれがあるが、建物の形状を維持したまま漂流物となることはないと考えられる。	< 本体 > A
建物類等	倉庫	敷地外	一式	設置	-	-	-	< がれき類 > ・地震又は津波の波力による損壊により生じたコンクリート片等のがれき、木片、外装板等が漂流し津波防護施設等及び取水口へ到達するおそれがあるが、漂流物の衝突を考慮する津波防護施設等は漁船の衝突に対して機能が十分確保できるよう設計することから、津波防護施設等の健全性に影響はない。また、取水口を完全に閉塞させることはないため、非常用海水ポンプの取水性に影響はない。	< がれき類 > C
建物類等	工場	敷地外	一式	設置	-	-	-		
建物類等	下水処理場	敷地外	一式	設置	-	-	-		
建物類等	家屋	敷地外	一式	設置	-	-	-		
建物類等	大型商業施設	敷地外	一式	設置	-	-	-		
建物類等	事務所建屋	敷地外	一式	設置	-	-	-		
設備類等	ジブクレーン	敷地外	2	設置	-	-	-	・地震又は津波の波力により損壊するおそれがあるが、重量物であり、気密性もなく沈降すると考えられることから漂流物とはならない。	A
設備類等	門型クレーン	敷地外	4	設置	-	-	-		

発電所敷地外分（発電所南側エリア）（その他）調査実施日：2016年11月10日
 : 2016年11月11日
 : 2017年4月26日

第2.5-16表 漂流物検討対象選定結果一覧表 発電所敷地外分（発電所南側エリア）（その他）（2/2）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等	コンテナ	敷地外	約350	固定なし	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 地震又は津波の波力により損壊若しくは滑動し、漂流して津波防護施設等及び取水口へ到達するおそれがあるが、漂流物の衝突を考慮する津波防護施設等は漁船の衝突に対して機能が十分確保できるように設計することから、津波防護施設等の健全性に影響はない。また、取水口を完全に閉塞させることはないため、非常用海水ポンプの取水性に影響はない。 	C
設備類等	電柱，街灯	敷地外	一式	固定あり	-	-			
設備類等	倉庫	敷地外	一式	固定あり	-	-			
設備類等	普通車，大型車	敷地外	約3500	駐車	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 津波の波力により滑動し、漂流するおそれがあるが、漂流過程で沈降すると考えられることから、津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。 	B
設備類等	建設重機	敷地外	一式	駐車	-	-			
設備類等	トレーラー	敷地外	約200	固定なし	-	-			

第2.5-11図に示す分類

分類A：漂流物とはならない。

分類B：津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

分類C：津波防護施設等の健全性，取水機能を有する安全設備等への影響なし。

分類D：漂流物対策を実施する。

第 2.5-17 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所南側工リア）（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所））（1/4）

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等									
建物類等	自転車置場								
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
設備類等									

発電所敷地外分（発電所南側工リア）
（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所））調査実施日：2017年3月1日

第 2.5-17 表 漂流物検討対象選定結果一覽表

発電所敷地外分（発電所南側エリア）（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所））（2/4）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									

第 2.5-17 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所南側エリア）（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所））（3/4）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等	街灯								
設備類等									
設備類等	自動販売機								
設備類等									
設備類等									
設備類等	資機材								
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等	消火器入り保管箱								
設備類等									
設備類等	自転車								

第 2.5-17 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所南側エリア）（国立研究開発法人日本原子力科学研究所）（4/4）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等	植生								
設備類等	防砂林								
設備類等	マンホール								
設備類等	普通車・大型車								

第 2.5-11 図に示す分類

分類 A：漂流物とはならない。

分類 B：津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

分類 C：津波防護施設等の健全性，取水機能を有する安全設備等への影響なし。

分類 D：漂流物対策を実施する。

第 2.5-18 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所南側エリア）（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（核燃料サイクル工学研究所））（1/2）

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等	車庫								
建物類等									
建物類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									

発電所敷地外分（発電所南側エリア）

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（核燃料サイクル工学研究所））調査実施日：2017年3月1日

第 2.5-18 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所南側エリア）（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（核燃料サイクル工学研究所））（2/2）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等	防砂林								
設備類等	普通車								
設備類等									

第 2.5-11 図に示す分類

分類 A：漂流物とはならない。

分類 B：津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

分類 C：津波防護施設等の健全性，取水機能を有する安全設備等への影響なし。

分類 D：漂流物対策を実施する。

第 2.5-19 表 漂流物検討対象選定結果一覧表
 発電所敷地外分（発電所南側エリア）（東京電力フェニックス＆パワー株式会社常陸那珂火力発電所）（1/5）

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等	車庫								
建物類等									
建物類等									
建物類等									
建物類等									

第 2.5-19 表 漂流物検討対象選定結果一覧表
 発電所敷地外分（発電所南側エリア）（東京電力フュエル & パワー株式会社常陸那珂火力発電所）（2/5）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									

第 2.5-19 表 漂流物検討対象選定結果一覧表
 発電所敷地外分（発電所南側エリア）（東京電力フュエル&パワー株式会社常陸那珂火力発電所）（3/5）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									

第 2.5-19 表 漂流物検討対象選定結果一覧表
 発電所敷地外分（発電所南側エリア）（東京電力フュエル & パワー株式会社常陸那珂火力発電所）（4 / 5）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等									
設備類等									
設備類等									

第 2.5-19 表 漂流物検討対象選定結果一覧表

発電所敷地外分（発電所南側エリア）（東京電力フュエル＆パワー株式会社常陸那珂火力発電所）（5/5）

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	評価	分類
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等									
設備類等	普通車・大型車								
設備類等									

第 2.5-11 図に示す分類

- 分類 A：漂流物とはならない。
- 分類 B：津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。
- 分類 C：津波防護施設等の健全性，取水機能を有する安全設備等への影響なし。
- 分類 D：漂流物対策を実施する。

d . 漂流物検討対象の選定

c . の漂流物となる可能性のある施設・設備の抽出結果に基づき，津波防護施設等の健全性への影響及び非常用海水ポンプの取水性への影響について評価を実施した。なお，漂流物となる可能性のある施設・設備の評価のうち「漂流物となるか」の評価において，漂流物とはならないと評価するもの（分類：A）及び「津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に到達する漂流物となるか」の評価において津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならないと評価するもの（分類：B）については第2.5-22 図に示す通り判断基準を整理した。

漂流物とはならないと評価するもの（分類：A）

- ・撤去するため漂流物とはならない。
- ・重量物であり，気密性がなく沈降するため漂流物とはならない。
- ・施設・設備が本来の形状を維持したまま滑動し漂流を続ける事例は確認されていないため，本来の形状を維持したまま漂流物とはならない。¹（損壊により生じたがれき等については別途評価）
- ・退避可能であるため漂流物とはならない。²

津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならないと評価するもの（分類：B）

- ・設置位置及び津波の流況から到達しない。³
- ・津波の流況を考慮の上到達しないと考えられるエリアへ移設するため到達しない。
- ・漂流過程で沈降するため到達しない。⁴

- 1 過去の被災事例をもとに評価
- 2 退避の実効性を確認することにより評価
- 3 施設・設備の設置位置及び津波の流況により評価
- 4 参考文献等をもとに評価

第2.5-22 図 漂流物評価における分類：A及び分類：Bの判断基準

(a) 発電所敷地内

発電所敷地内の評価結果について、以下に示す。また、第 2.5-11 表に評価結果の一覧を示す。

建物類等

検潮室，海水電解装置建屋，物揚場倉庫，メンテナンスセンター，輸送本部建屋，輸送本部倉庫等の鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建屋については，基礎に固定された建物である。過去の被災事例を考慮すると，これらの建物が地震又は波力により部分的に損壊するおそれがあるが，本来の形状を維持したまま漂流物となることはないと考えられる。東北地方太平洋沖地震時の被害状況を踏まえた東海第二発電所の地震・津波による被害想定を添付資料 4 0 に示す。鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁は地震又は波力により損壊するおそれがあり，損壊により生じたコンクリート片等のがれきが漂流物となる可能性がある。鉄骨造建物の外装板は波力により破損する可能性があり，破損した外装板及び建屋内の軽量な物品等が漂流物となる可能性がある。評価の結果，がれき，外装板及び軽量な物品等が漂流した場合，津波防護施設等及び取水口へ向かう可能性を否定できないため，津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性に与える影響について評価した。津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性への評価結果については(c)に示す。

なお，調査にて抽出された仮設ハウス，再利用物品置場テント等については，防潮堤の設置前に移設又は撤去することから，漂流物とはならない。

設備類等

ジブクレーン，海水電解装置等の機器については，支持構造物により基礎に固定されている。これらの設備が地震又は波力により，損壊

するおそれがあるが、重量物であり、気密性もなく沈降すると考えられることから漂流物とはならない。

クレーン荷重試験用ウェイト、角落し等については重量物であることから漂流物とはならない。

フェンス、空調室外機、車両等の比較的軽量なものは、漂流物となる可能性がある。評価の結果、フェンス、空調室外機、車両等の比較的軽量なものが漂流した場合、津波防護施設等及び取水口へ向かう可能性を否定できないため、津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性に与える影響について評価した。津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性への評価結果については(c)に示す。

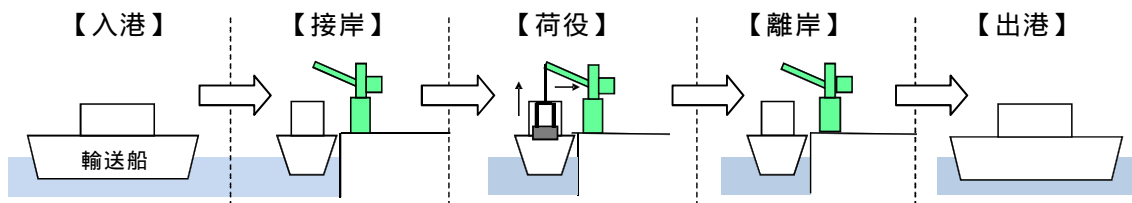
防砂林については、津波により倒木して漂流物となる可能性があるが、設置位置及び津波の流況から取水口へは向かわないと考えられることから、津波防護施設等及び取水機能を有する安全設備に対する漂流物とはならない。津波の流況を踏まえた漂流物の津波防護施設等及び取水口への到達可能性評価結果を添付資料 17 に示す。

なお、除塵装置については、「[5] 取水スクリーンの破損による通水性への影響」において、評価する。

発電所敷地前面の沖合にある標識ブイは、津波の波力によりチェーンが破損し、漂流する可能性があるため、漂流するものとして評価した。評価の結果、標識ブイが漂流した場合、津波防護施設等及び取水口に向かう可能性は否定できないため、津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性に与える影響について評価した。津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性への評価結果については(c)に示す。また、地震後の防波堤の津波による影響評価については添付資料 18 に示す。

船舶（燃料等輸送船）

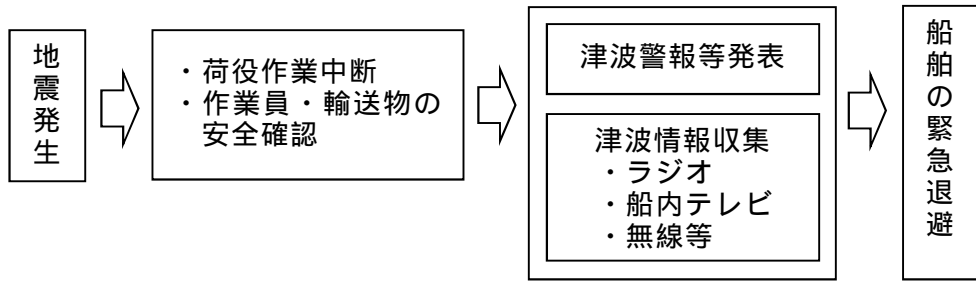
発電所敷地内には港湾施設として物揚岸壁があり，燃料等輸送船が停泊する。第 2.5-23 図に燃料等輸送船の入港から出港までの主な輸送行程を示す。



第 2.5-23 図 燃料等輸送船の主な輸送行程

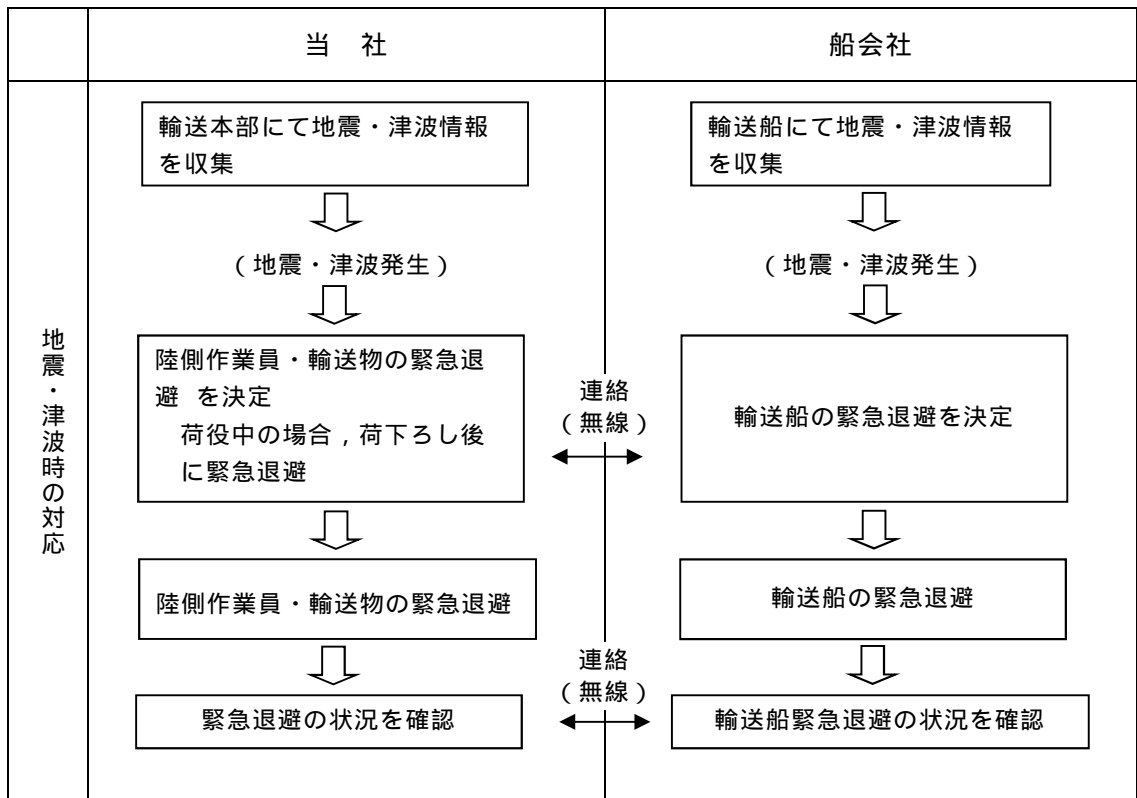
燃料等輸送船は，港湾施設に停泊中に大津波警報，津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）発表時には，緊急退避を行うこととしており，2011 年東北地方太平洋沖地震を踏まえ，輸送に先立ち，第 2.5-24 図に示す緊急退避フローを取り込んだマニュアルを整備している。

また，燃料等輸送船の緊急退避についての当社と船会社の対応分担は第 2.5-25 図に示すとおりであり，これら一連の対応を行うため，当社は，当社と船会社間の連絡体制を整備するとともに，地震・津波発生時の緊急対応マニュアルを整備し，緊急退避訓練を実施している。燃料等輸送船の緊急退避は船会社が実施するため，当社は，緊急対応の措置の状況を，監査や訓練報告書等により確認している。



津波到達時間等を考慮し船長が判断・指示

第 2.5-24 図 燃料等輸送船の緊急退避フロー



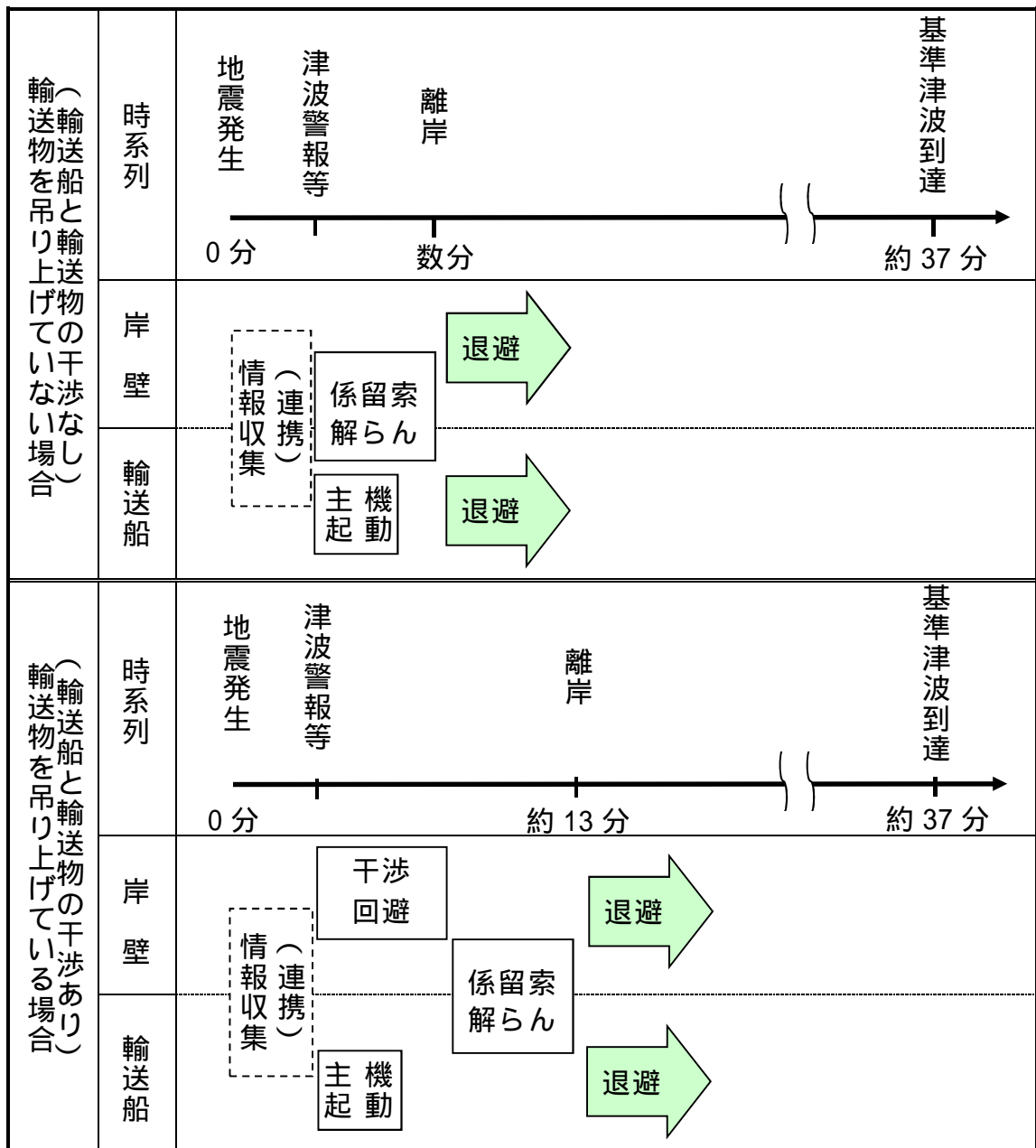
第 2.5-25 図 燃料等輸送船の緊急退避時の当社と船会社の運用の対応分担

燃料等輸送船と輸送物の干渉がない「荷役」以外の行程は、輸送行程の大部分を占めており、緊急退避訓練の実績から津波警報等発表から数分で緊急退避が可能である。燃料等輸送船と輸送物が干渉しうる「荷役」行程は、これよりも退避までに時間を要するが、輸送行程の中で極めて短時間であること、また、電源喪失時にも物揚岸壁クレーンを使用可能とし、緊急退避ができるように、物揚岸壁クレーンには非常用電源を用意していること、さらに緊急離岸が可能となるまでの時間（係留索解らん完了）は、緊急退避訓練の実績から地震発生後約13分であり、基準津波の到達時間である約37分までに緊急退避が可能である。また、夜間は東海港に停泊せず沖合に停泊する運用としている。このため、燃料等輸送船は漂流物とはならない。第2.5-26図に津波襲来時の緊急退避可能時間を示す。

なお、数分で津波が襲来する場合を想定すると、「荷役」行程では、離岸のための荷下ろし作業中となることもあり得るが、以下の理由から燃料等輸送船は航行不能になるとは考えられず、燃料等輸送船は漂流物とはならない。

- ・物揚岸壁に係留されており、津波高さと同水位高さの関係から物揚岸壁を越えず留まる。
- ・物揚岸壁に接触しても防げん材を有しており、かつ、法令（危険物船舶運送及び貯蔵規則）に基づく二重船殻構造等十分な船体強度を有している。

添付資料19に燃料等輸送船の係留索の耐力の評価結果、添付資料20に燃料等輸送船の喫水と津波高さとの関係を示す。



第 2.5-26 図 津波襲来時の緊急退避可能時間

船舶（浚渫船，貨物船等）

発電所港湾内には、燃料等輸送船のほか、浚渫作業のための浚渫船、設備・資機材の搬出入のための貨物船等が不定期に入港する。これらの浚渫船、貨物船等については入港する前に、地震・津波発生時の緊急対応の体制及び手順が整備されていることを当社が確認する。また、

当社と船会社との連絡体制を確立することにより，緊急退避の実効性があることを確認する。

(b) 発電所敷地外

発電所敷地外の評価結果について，以下に示す。なお，発電所敷地外については発電所北側エリア及び発電所南側エリアに分けて評価を実施する。発電所北側エリアにおける評価結果の一覧を第2.5-12表～第2.5-15表に，発電所南側エリアにおける評価結果の一覧を第2.5-16表～第2.5-19表にそれぞれ示す。

i) 発電所北側エリア

建物類等

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建屋及び構築物については，基礎に固定された建物である。過去の被災事例を考慮すると，これらの建物が地震又は波力により部分的に損壊するおそれがあるが，本来の形状を維持したまま漂流物となることはないと考えられる。東北地方太平洋沖地震時の被害状況を踏まえた東海第二発電所の地震・津波による被害想定を添付資料40に示す。鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁は地震又は波力により損壊するおそれがあり，損壊により生じたコンクリート片等のがれきが漂流物となる可能性がある。鉄骨造建物の外装板は波力により破損する可能性があり，破損した外装板及び建屋内の軽量な物品等が漂流物となる可能性がある。家屋，倉庫等は，波力により破損する可能性があり，破損した部材及び建屋内の軽量な物品等が漂流物となる可能性がある。上記の施設・設備が漂流物となった場合においても，設置位置及び津波の流況から津波防護施設等及び取水口へは向かわないと考えられることから，津波防護施設等及び取水機能を有する安全設備に対する漂流物とはならないと評価した。津波の流況を踏まえた漂流物の津波防

護施設等及び取水口への到達可能性評価結果を添付資料 17 に示す。

設備類等

株式会社日立製作所日立事業所埠頭工場の揚重設備等の機器については支持構造物により基礎に固定されている。これらの設備が地震又は波力により、損壊するおそれがあるが、重量物であり、気密性もなく沈降すると考えられることから漂流物とはならない。

日立港区モータープールのコンクリート資材等については重量物であることから漂流物とはならない。

東京ガス株式会社日立 LNG 基地，株式会社日立製作所日立事業所埠頭工場の貯蔵容器等の機器は，支持構造物により基礎に固定されているが，地震又は波力により，損壊若しくは滑動して漂流物となる可能性がある。その他の設備類等についても，多くのものが漂流物となり海域に流出する可能性があると考えられる。上記の施設・設備が漂流物となった場合においても，設置位置及び津波の流況から津波防護施設等及び取水口へは向かわないと考えられることから，津波防護施設等及び取水機能を有する安全設備に対する漂流物とはならないと評価した。津波の流況を踏まえた漂流物の津波防護施設等及び取水口への到達可能性評価結果を添付資料 17 に示す。

船舶（漁船，定期船）

発電所敷地の北方約 4 km に漁港があり，5t 未満（総トン数）の漁船については，発電所近郊の海上で操業することを考慮し，保守的に津波襲来時に漂流する可能性があるものとして評価した。評価の結果，漁船が津波により航行不能になり漂流するとした場合，津波防護施設等及び取水口に向かう可能性は否定できないため，津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性に与える影響について評価した。津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性

への評価結果については(c)に示す。

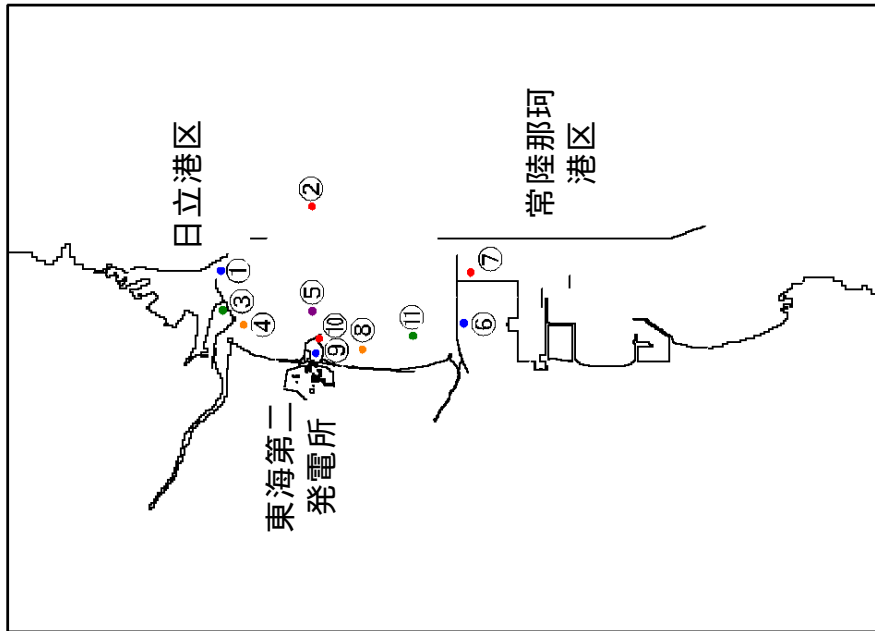
また、発電所周辺を定期的に航行する定期船としては、発電所敷地北方約 2.5 kmに位置する茨城港日立港区に寄港する船舶がある。これらの船舶が停泊しているときに津波警報等が発表された場合には、荷役及び作業を中止した上で、緊急退避又は係留避泊する運用としていることから、漂流物とはならない。

津波の流向について

第 2.5-27 図に発電所敷地周辺に漂流物を想定した軌跡解析を実施した結果を示す。発電所北側エリアのうち日立港区周辺の評価点(初期配置)及び久慈川河口周辺の評価点(初期配置)については、防波堤ありケースと防波堤なしケースにおいて大きな挙動の違いは確認されなかった。日立港区周辺の評価点(初期配置)は初期地点の近辺にて漂流を続ける挙動を示しており、久慈川河口周辺の評価点(初期配置)は久慈川へ遡上する挙動が確認された。発電所前面海域の評価点(初期配置)及び遠洋海域の評価点(初期配置)については防波堤なしケースに比べて防波堤ありケースの解析において漂流範囲が広がる傾向が確認された。漂流範囲が広がる傾向にあった防波堤ありケースでは、発電所前面海域の評価点(初期配置)については南方向へ移動する挙動が確認され、遠洋海域の評価点(初期配置)については外海方向へ移動する挙動が確認された。以上より、軌跡解析の結果からも発電所北側エリアで発生する漂流物は発電所へ接近してこないと考えられる。

なお、解析は水粒子の軌跡のシミュレーションであり、漂流物の挙動と水粒子の軌跡が完全に一致するものではないが、水粒子の軌跡は漂流物の挙動と比較して敏感であり、漂流物の発電所への影響を評価するうえで重要な流向(漂流物の移動方向)については、十分に

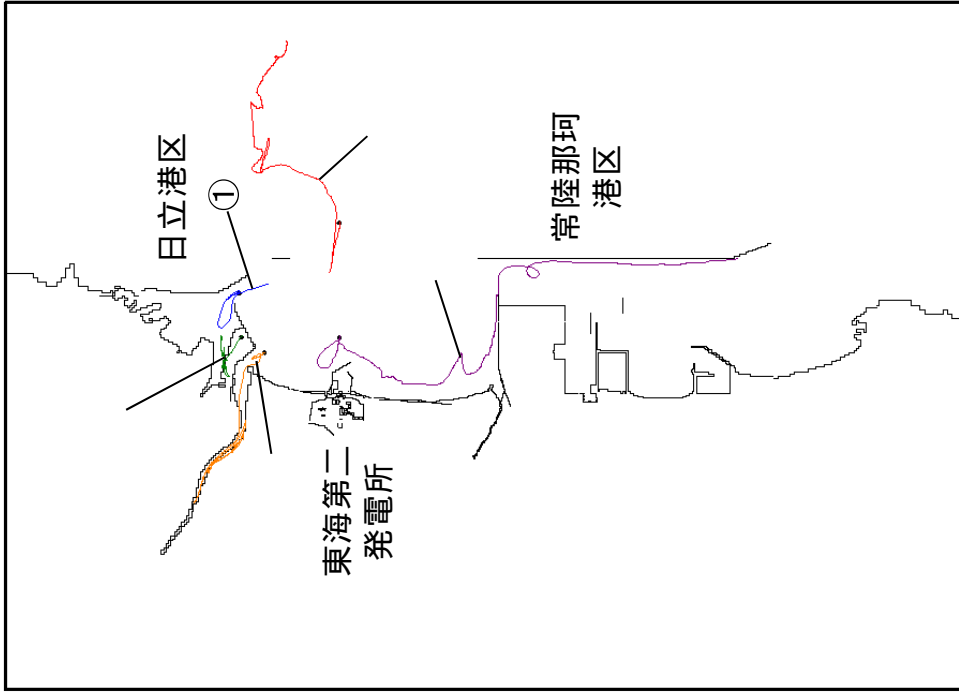
把握できると考えられる。また、水粒子の軌跡は押し波、引き波を交互に受けてある一定の範囲内を移動する挙動又は発電所へ接近してこない傾向を示していることから、漂流物に作用する慣性力を考慮したとしても、漂流物が発電所に影響を及ぼすような挙動を示すおそれはない。



漂流物軌跡解析の初期配置図

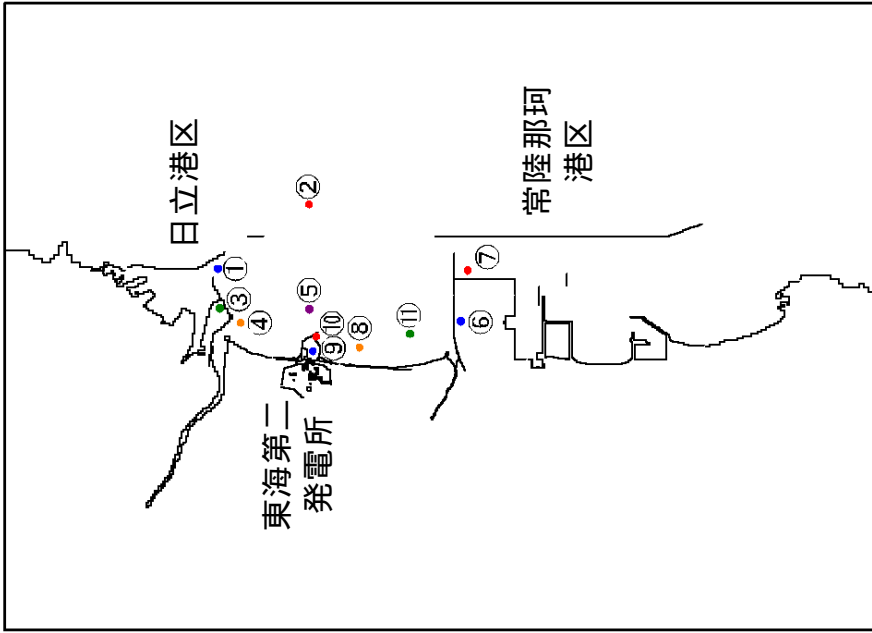
解析条件

- ・ 漂流物移動開始：浸水深 10cm
- ・ 解析時間：地震発生から 240 分



～の軌跡
(防波堤あり)

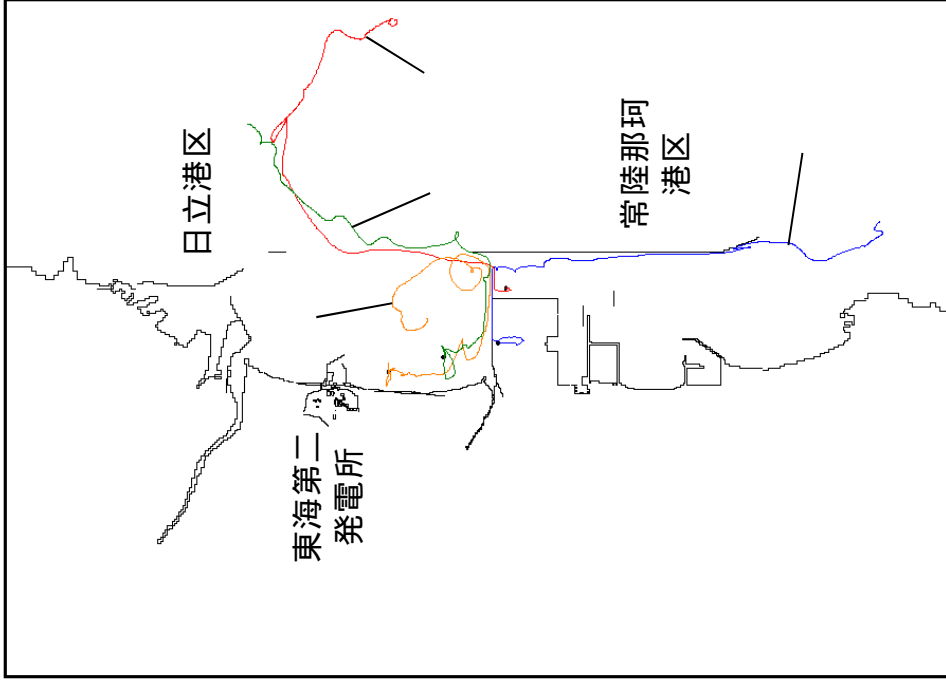
第 2.5-27 図 漂流物の軌跡解析結果 (1 / 4)



漂流物軌跡解析の初期配置図

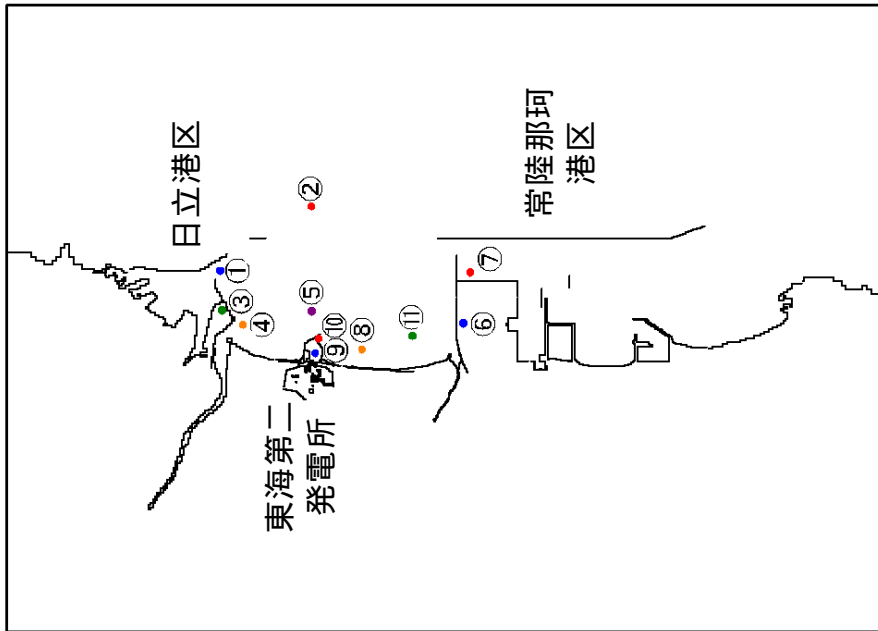
解析条件

- ・ 漂流物移動開始：浸水深 10cm
- ・ 解析時間：地震発生から 240 分



～ の軌跡
(防波堤あり)

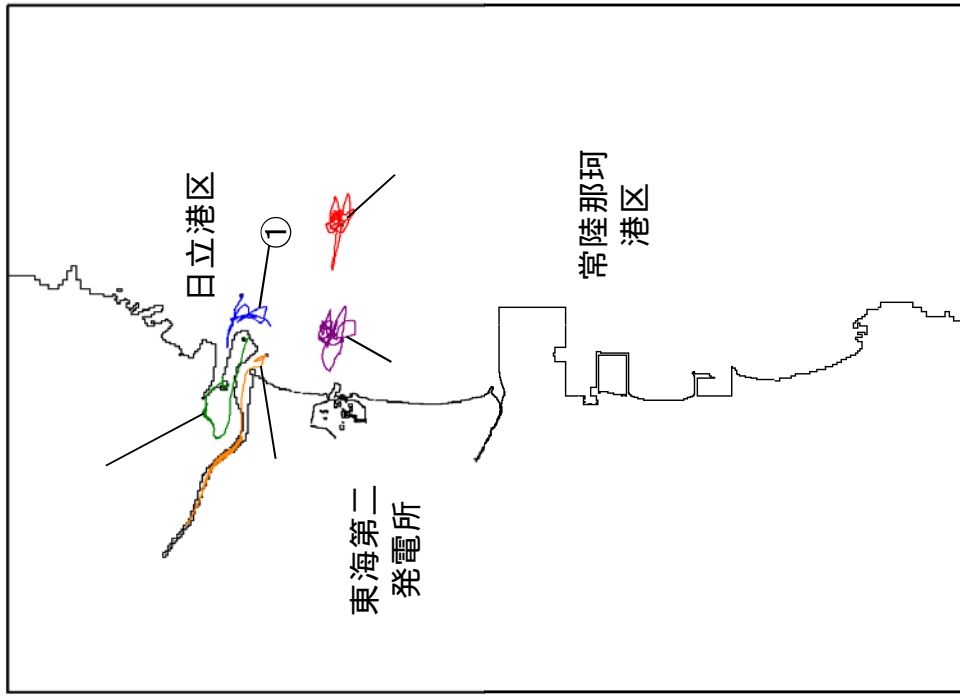
第 2.5-27 図 漂流物の軌跡解析結果 (2 / 4)



漂流物軌跡解析の初期配置図

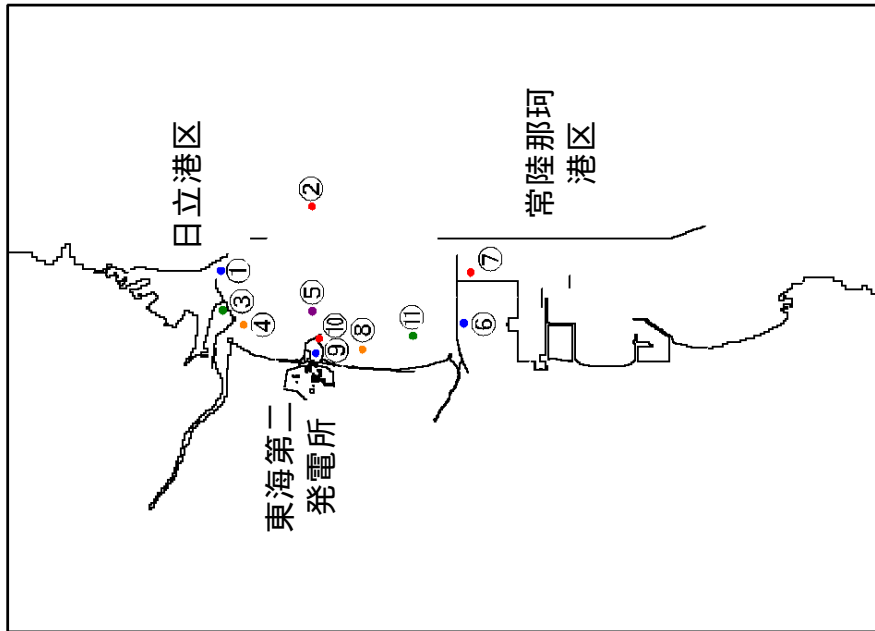
解析条件

- ・漂流物移動開始：浸水深 10cm
- ・解析時間：地震発生から 240 分



～ の軌跡
(防波堤なし)

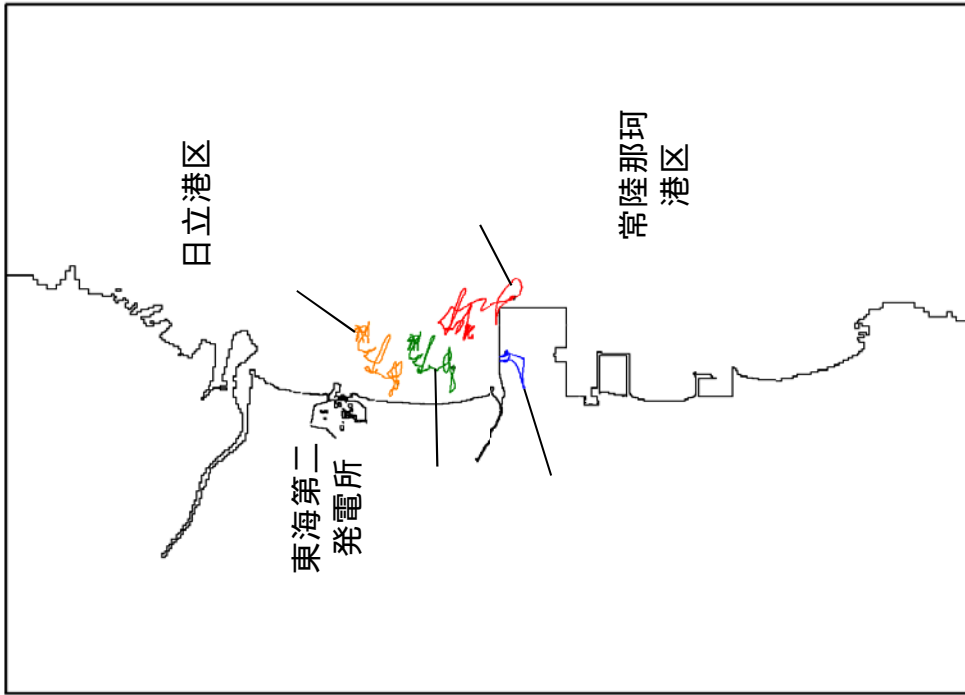
第 2.5-27 図 漂流物の軌跡解析結果 (3/4)



漂流物軌跡解析の初期配置図

解析条件

- ・漂流物移動開始：浸水深 10cm
- ・解析時間：地震発生から 240 分



の軌跡
(防波堤なし)

第 2.5-27 図 漂流物の軌跡解析結果 (4 / 4)

ii) 発電所南側エリア

建物類等

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建屋及び構築物については、基礎に固定された建物である。過去の被災事例を考慮すると、これらの建物が地震又は波力により部分的に損壊するおそれがあるが、本来の形状を維持したまま漂流物となることはないと考えられる。東北地方太平洋沖地震時の被害状況を踏まえた東海第二発電所の地震・津波による被害想定を添付資料40に示す。また、鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁は地震又は波力により損壊するおそれがあり、損壊により生じたコンクリート片等のがれきが漂流物となる可能性がある。また、鉄骨造建物の外装板は波力により破損する可能性があり、破損した外装板及び建屋内の軽量な物品等が漂流物となる可能性がある。家屋、倉庫等は、波力により破損する可能性があり、破損した部材及び建屋内の軽量な物品等が漂流物となる可能性がある。評価の結果、がれき、外装版及び軽量な物品等が漂流した場合、津波防護施設等及び取水口へ向かう可能性を否定できないため、津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性に与える影響について評価した。津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性への評価結果については(c)に示す。

設備類等

東京電力フュエル&パワー株式会社常陸那珂火力発電所の揚重設備等の機器については支持構造物により基礎に固定されている。これらの設備が地震又は波力により、損壊するおそれがあるが、重量物であり、気密性もなく沈降すると考えられることから漂流物とはならない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のコンクリート資材等

については重量物であることから漂流物とはならない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構，東京電力フュエル＆パワー株式会社常陸那珂火力発電所の貯蔵容器等の機器は支持構造物により基礎に固定されているが，地震又は波力により，損壊若しくは滑動して漂流物となる可能性がある。また，各調査エリアに存在する街灯等の比較的軽量なものは，漂流物となる可能性がある。評価の結果，貯蔵容器，街灯等の比較的軽量なものが漂流した場合，津波防護施設等及び取水口へ向かう可能性を否定できないため，津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性に与える影響について評価した。津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性への評価結果については(c)に示す。

車両については漂流物となる可能性があるが，漂流の過程で沈降すると考えられることから，津波防護施設等及び取水機能を有する安全設備に対する漂流物とはならない。

防砂林については，津波により倒木して漂流物となる可能性がある。評価の結果，防砂林が漂流した場合，津波防護施設等及び取水口へ向かう可能性を否定できないため，津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性に与える影響について評価した。津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性への評価結果については(c)に示す。

船舶（定期船）

発電所周辺を定期的に航行する定期船としては，発電所敷地南方約 3 kmに位置する常陸那珂火力発電所に寄港する船舶がある。船舶が停泊しているときに津波警報等が発表された場合には，荷役及び作業を中止した上で，緊急退避又は係留避泊する運用としていることから，漂流物とはならない。

津波の流向について

軌跡解析の結果からも発電所北側エリアで発生する漂流物は発電所へ接近してこないと考えられる。

第 2.5-27 図に発電所敷地周辺に漂流物を想定した軌跡解析を実施した結果を示す。発電所南側エリアの評価点については、防波堤なしケースに比べて防波堤ありケースの解析において漂流範囲が広がる傾向が確認された。漂流範囲が広がる傾向にあった防波堤ありケースでは、発電所南側エリアの北部の評価点（初期配置）については発電所南側エリアの北部の前面海域を漂流する挙動が確認された。発電所南側エリアの北部の他の評価点（初期配置）及び常陸那珂火力発電所敷地前面海域の評価点（初期配置）については北上しながら外海方向へ移動する挙動が確認された。常陸那珂火力発電所敷地の評価点（初期配置）については外海方向へ移動した後南方向へ移動する挙動が確認された。

以上より、軌跡解析の結果では発電所南側エリアで発生する漂流物が発電所へ接近してくる挙動は確認されなかった。

なお、解析は水粒子の軌跡のシミュレーションであり、漂流物の挙動と水粒子の軌跡が完全に一致するものではないが、水粒子の軌跡は漂流物の挙動と比較して敏感であり、漂流物の発電所への影響を評価するうえで重要な流向（漂流物の移動方向）については、十分に把握できると考えられる。また、水粒子の軌跡は押し波、引き波を交互に受けてある一定の範囲内を移動する挙動又は発電所へ接近してこない傾向を示していることから、漂流物に作用する慣性力を考慮したとしても、漂流物が発電所に影響を及ぼすような挙動を示すおそれはない。

(c) 津波防護施設等の健全性及び非常用海水ポンプの取水性への評価結果

i) 評価結果の整理

(a)及び(b)において，津波襲来時に津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が否定できない施設・設備として，発電所敷地内においては標識ブイ，建物の部分的な損壊によって生じるおそれのあるがれきや外装板及び構成部材等，車両，資機材等の軽量な物品が抽出され，発電所敷地外においては発電所北側の船舶，発電所南側の建物や設備の部分的な損壊によって生じるおそれのあるがれきや外装板及び構成部材等，貯蔵容器，資機材等の軽量な物品，防砂林が抽出された。発電所敷地内評価結果のうち津波防護施設等及び取水口へ向かう可能性が否定できない施設・設備と評価した対象物一覧を第 2.5-20 表に，発電所敷地外評価結果のうち津波防護施設等及び取水口へ向かう可能性が否定できない施設・設備と評価した対象物一覧を第 2.5-21 表にそれぞれ示す。

なお，発電所敷地外のうち発電所南側エリアの施設・設備が漂流物となった場合，軌跡解析の結果から津波防護施設等及び取水口へ向かうことは考え難いが，保守的に取水口へ向かうことが否定できない施設・設備として評価した。

第 2.5-20 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が
否定できない施設・設備（発電所敷地内）(1/5)

< 海域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	重量 （最も大きなものを記載）	備考
設備類等	標識ブイ	敷地内 港湾エリア	一式	固定あり	-	-	

< 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	寸法	重量	備考
建物類等	検潮小屋	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	2.9m × 2.9m × 2.3m	-	がれき類のみ
建物類等	海水電解装置建屋	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	8m × 11m × 3.7m	-	
建物類等	放水口モニター小屋	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	4m × 5m × 3m	-	
建物類等	北防波堤灯台	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	3m × 9m	-	
建物類等	復水冷却用水路 スクリーン室	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	-	-	
建物類等	塩素処理室	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	10m × 13m × 10m	-	
建物類等	放水口放射能 測定機器上屋	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	3m × 5m × 3m	-	
建物類等	ロータリースクリーン室	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	13m × 21m × 11m	-	
建物類等	主ゲート	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	4m × 18m × 10m	-	
建物類等	次亜塩素酸ソーダ注入室	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	-	-	

第 2.5-20 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地内）(2/5)

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
建物類等	合併処理浄化槽設備	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造	10m × 15m × 10m	-	がれき類のみ
建物類等	海上レーダー	敷地内 発電所構内	1	設置	鋼製支柱	-	-	
建物類等	物揚場倉庫	敷地内	1	設置	コンクリート製ブロック	7m × 12m × 3m	-	
建物類等	棧橋	敷地内 港湾エリア	1	設置	鋼製コンクリート造	1.2m × 40m × 4m	-	
建物類等	カーテンウォール	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造 (鋼材支柱)	-	-	外装板等のみ
建物類等	メンテナンスセンター	敷地内	1	設置	鉄骨造	34m × 19m × 11m	-	
建物類等	輸送本部建屋	敷地内	1	設置	鉄骨造	22m × 13m × 7m	-	外装板等のみ
建物類等	輸送本部倉庫	敷地内	1	設置	鉄骨造	12m × 8m × 4m	-	
建物類等	再利用物品置場テント	発電所構内	1	固定あり	-	-	-	構成部材等のみ
設備類等	フェンス	敷地内	一式	設置	-	-	-	
設備類等	水路変圧器函	敷地内	1	設置	直方	2m × 1.5m × 2m	-	
設備類等	放水口モニター	敷地内	1	設置	円柱 / 鋼製	0.5m × 1.5m	-	
設備類等	ジブクレーン ケープル収納箱	敷地内 港湾エリア	1	設置	直方体	0.6m × 0.6m × 0.6m	-	
設備類等	ホース収納箱	敷地内 港湾エリア	1	設置	直方体	0.2m × 0.8m × 1.4m	-	
設備類等	ページング・ 電話ボックス	敷地内 港湾エリア	1	設置	直方体	0.2m × 0.5m × 0.5m	-	

第 2.5-20 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地内）(3/5)

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	備考
設備類等	合併処理浄化槽電源盤	敷地内	1	設置	直方体	1m × 1m × 2.5m	-	
設備類等	出入管理所空調室外機	敷地内	1	固定あり	直方体	0.8m × 0.3m × 0.6m	-	
設備類等	輸送本部建屋空調室外機	敷地内	2	固定あり	直方体	0.5m × 0.8m × 2m	-	
設備類等	輸送本部建屋空調室外機	敷地内	1	固定あり	直方体	0.3m × 0.8m × 1.5m	-	
設備類等	仮設ハウス空調室外機	敷地内	3	固定あり	直方体	0.8m × 0.3m × 0.6m	-	
設備類等	海水電解装置建屋 空調室外機	敷地内	1	固定あり	直方体	1.2m × 1m × 2m	-	
設備類等	メンテナンスセンター 空調室外機	敷地内	1	固定あり	直方体	0.8m × 0.3m × 0.6m	-	
設備類等	ミラー	敷地内	1	固定あり	-	高さ2m	-	
設備類等	街灯	敷地内 港湾エリア	一式	固定あり	-	-	-	
設備類等	鉄製防護柵	敷地内	1	固定あり	-	-	-	
設備類等	自動販売機	敷地内	2	固定あり	直方体	2m × 0.8m × 2m	-	
設備類等	標識	敷地内	1	固定あり	-	-	-	
設備類等	潜水用防護柵	敷地内	1	固定なし	銅製	2.5m × 3.5m × 1m	-	
設備類等	オイルファンズ巻取機	敷地内 港湾エリア	1	固定なし	-	6m × 7m × 6m	-	
設備類等	使用済燃料輸送用 区画器具保管箱	敷地内 港湾エリア	1	固定なし	直方体	1.2m × 2.5m × 1.6m	-	

第 2.5-20 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地内）(4/5)

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
設備類等	オイルフェンス	敷地内	一式	固定なし	-	5m × 5m × 0.3m	-	
設備類等	工事用資材	敷地内 港湾エリア	一式	固定なし	鋼製架台	3m × 5m × 0.5m	-	
設備類等	工事用資材	敷地内 港湾エリア	3	固定なし	鋼材等	0.8m × 8m	-	
設備類等	工事用資材	敷地内 港湾エリア	一式	固定なし	鋼材等	6m × 6m × 1.5m	-	
設備類等	工事用資材	敷地内 港湾エリア	5	固定なし	鋼製	5m × 7m × 6m	-	
設備類等	資材	敷地内 港湾エリア	1	固定なし	直方体	1m × 3m × 3m	-	
設備類等	塵芥廃棄用コンテナ	敷地内	2	固定なし	直方体	3m × 1.5m × 1.5m	-	
設備類等	塵芥入れかご	敷地内	1	固定なし	直方体	1m × 1m × 1m	-	
設備類等	次亜塩素酸ソーダ 注入装置（仮設）	敷地内	一式	固定なし	-	3m × 3m × 2m	-	
設備類等	使用済燃料輸送関連機材	敷地内	1	固定なし	直方体	1.5m × 6m × 1m	-	
設備類等	工事用資材	敷地内	一式	固定なし	-	-	-	
設備類等	敷鉄板	敷地内	35	固定なし	直方体	1m × 8m × 0.1m	-	
設備類等	コンテナ	敷地内	1	固定なし	直方体	2m × 4m × 1m	-	
設備類等	パレット	敷地内	6	固定なし	直方体	1.2m × 1.2m × 0.2m	-	
設備類等	手洗いシンク	敷地内	1	固定なし	-	0.6m × 2m × 1m	-	

第 2.5-20 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地内）(5/5)

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
設備類等	普通車	敷地内	2	駐車	-	-	-	

第 2.5-21 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が
否定できない施設・設備（発電所敷地外）(1/8)

< 発電所北側エリア（その他） 海域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/材質	重量 （最も大きなものを記載）	備考
船舶	漁船	敷地外	35	航行/停泊	-	5t （総トン数） 15t （排水トン数）	総トン数5tを3倍した15tを排水トン数として設定する。

第 2.5-21 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地外）(2/8)

< 発電所南側エリア（その他） 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状） / 材質	寸法	重量	備考
設備類等	鉄塔	敷地外	一式	設置	-	-	-	がれき類のみ
建物類等	倉庫	敷地外	一式	設置	-	-	-	
建物類等	工場	敷地外	一式	設置	-	-	-	
建物類等	下水処理場	敷地外	一式	設置	-	-	-	
建物類等	家屋	敷地外	一式	設置	-	-	-	
建物類等	大型商業施設	敷地外	一式	設置	-	-	-	
建物類等	事務所建屋	敷地外	一式	設置	-	-	-	
設備類等	コンテナ	敷地外	約350	固定なし	-	-	-	
設備類等	電柱，街灯	敷地外	一式	固定あり	-	-	-	
設備類等	倉庫	敷地外	一式	固定あり	-	-	-	

第 2.5-21 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地外）(3/8)

< 発電所南側エリア（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所）） 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等	街灯							
設備類等	自動販売機							
設備類等								
設備類等								
設備類等								

第 2.5-21 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地外）(4/8)

< 発電所南側エリア（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所） 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
設備類等	フェンス							
設備類等	鉄柵							
設備類等	廃棄物保管容器							
設備類等	不用品収納箱							
設備類等	廃棄物収納箱							
設備類等	廃棄物収納 コンテナ							
設備類等	消火器入り保管箱							
設備類等	冷却塔							
設備類等	自転車							
設備類等	植生							
設備類等	防砂林							

第 2.5-21 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地外）(5/8)

< 発電所南側エリア（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（核燃料サイクル工学研究所）） 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等	車庫							
建物類等								
建物類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								

第 2.5-21 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地外）(6/8)

< 発電所南側エリア（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（核燃料サイクル工学研究所）） 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
設備類等	防砂林							

第 2.5-21 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地外）(7/8)

< 発電所南側エリア（東京電力フュエル&パワー株式会社常陸那珂火力発電所） 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等	車庫							
建物類等								
建物類等								
建物類等								
建物類等								
設備類等								

第 2.5-21 表 津波防護施設等，取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が

否定できない施設・設備（発電所敷地外）(8/8)

< 発電所南側エリア（東京電力フュエル&パワー株式会社常陸那珂火力発電所） 陸域 >

分類	名称	場所	数量	状態	主要構造（形状）/ 材質	寸法	重量	備考
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								
設備類等								

ii) 漂流物による影響を考慮した津波防護施設等の健全性評価

第2.5-20表及び第2.5-21表に示す施設・設備が津波防護施設等へ到達した場合に、津波防護施設等の健全性に及ぼす影響について評価した。第2.5-20表及び第2.5-21表に示す施設・設備が発電所敷地付近にて漂流した場合、津波防護施設等のうち敷地を取り囲む形で設置する防潮堤又は防潮扉が影響を受ける可能性が最も高いと考えられることから、防潮堤又は防潮扉を代表として衝突を考慮する対象漂流物を設定する。

「c. 漂流物となる可能性のある施設・設備の抽出」における調査結果から、防潮堤又は防潮扉の設置に伴い撤去又は移設する施設・設備を除き、建物類等の倒壊範囲に防潮堤又は防潮扉は設置されないため、遡上した津波により万が一敷地の建物類等が転倒した場合においても建物類等の転倒により防潮堤又は防潮扉に衝突するおそれはない。また、添付資料17の漂流物の到達可能性評価結果に示すとおり、漂流物の衝突力が大きいと考えられる津波襲来時は敷地前面東側においては防潮堤又は防潮扉の概ね軸直交方向に津波が襲来し、敷地側面北側及び敷地側面南側においては防潮堤又は防潮扉に沿うように概ね軸方向に津波が襲来することから、津波の流向を考慮すると漂流物の衝突による影響が大きくなるのは敷地前面東側であると考えられ、敷地側面北側及び敷地側面南側において仮に漂流物が衝突した場合を想定しても、衝突による影響は比較的小さいと考えられる。以上より、衝突による影響が大きいと考えられる発電所敷地内における敷地前面東側の陸域及び敷地前面海域に存在する施設・設備のうち最も重量の大きい総トン数5t（排水トン数15t）の漁船を対象漂流物とし、漂流物衝突荷重において考慮し評価する。漂流物の衝突を考慮する必要のある津波防護施設等は「3. 施設・設備の設

計・評価の方針及び条件」にて示すとおり漁船の衝突荷重に対して機能が十分保持できるよう設計することから，漂流物による津波防護施設等の健全性への影響はない。

iii) 漂流物による影響を考慮した取水性評価

第 2.5-20 表及び第 2.5-21 表に示す施設・設備に対して，非常用海水ポンプの取水性に及ぼす影響について評価した。具体的には 漂流物による取水口の閉塞を想定した取水性及び 漂流物の貯留堰内での堆積を想定した非常用海水ポンプの取水性について評価を実施した。以下に評価結果を示す。

漂流物による取水口の閉塞を想定した取水性評価

漂流物が取水口へ到達した場合に取水口を閉塞させ，取水性に影響を及ぼすおそれがあることから，漂流物による取水口の閉塞を想定した取水性評価を実施した。取水口上部の標高は T.P. + 3.31m であるのに対し，基準津波による取水口前面における水位は T.P. 約 + 14m であることから，漂流した場合，取水口へ向かう可能性が否定できない第 2.5-20 表及び第 2.5-21 表に示す施設・設備のうち発電所敷地内の海域における施設・設備及び発電所敷地外における施設・設備については，津波襲来時においては取水口の上部を通過し，取水口の上部を通過後は発電所敷地内の施設・設備も同様に，敷地前面東側から敷地側面北側又は敷地側面南側へ防潮堤に沿うように移動するものと考えられる。また，引き波時には外海方向へ移動するものと考えられることから取水口前面へは向かわないと考えられるが，ここでは保守的に第 2.5-20 表及び第 2.5-21 表に示す施設・設備が取水口前面に到達するものとして扱い，通水性に与える影響について評価した。

津波は流向を有していることから，漂流物が全て取水口前面に到

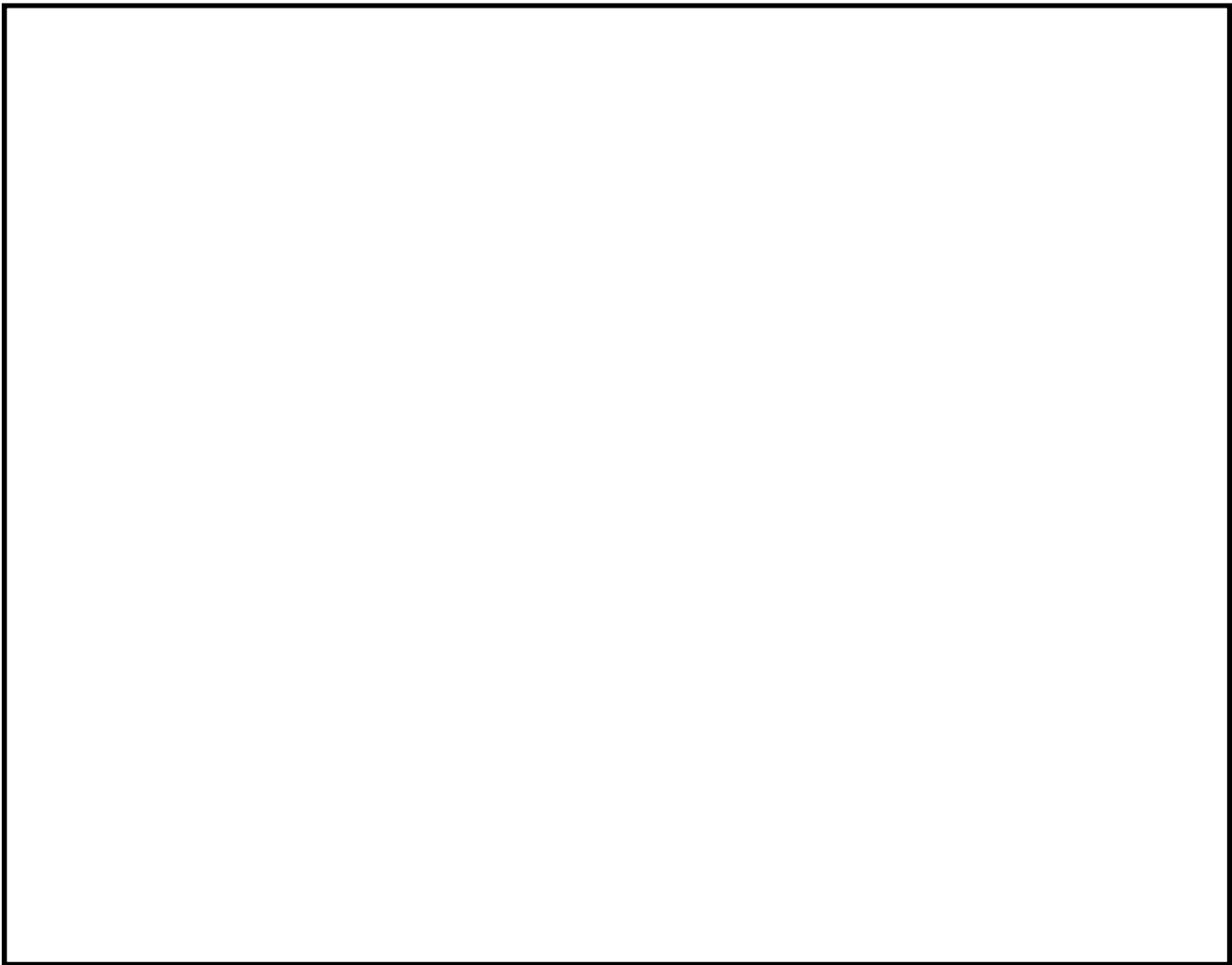
達する可能性は低いと考えられる。万が一、漂流物の全てが取水口前面へ集約された場合を想定しても、漂流物が隙間なく整列することは考えにくい。また、漂流物の形状から取水口に密着することは考えにくいため、取水口を完全に閉塞させることはなく、非常用海水ポンプの取水は可能であると考えられる。

実際に漂流物が取水口前面に堆積した場合における通水性に与える影響は、取水口を閉塞させるおそれのある面積に依存して大きくなることから、通水性に対する主要な影響因子は第 2.5-20 表及び第 2.5-21 表から発電所敷地内のメンテナンスセンターの外装板であると考えられる。第 2.5-22 表にメンテナンスセンターの主要諸元を示す。

第 2.5-22 表 メンテナンスセンターの主要諸元


対象	主要構造	寸法	棟数
メンテナンスセンター	鉄骨造	長さ約 34m × 幅約 19m × 高さ約 11m	1

(a)にて示したとおり、メンテナンスセンターについては外装板が波力により破損する可能性がある。破損した外装板が漂流した場合に、壁一面分の面積を有したまま取水口へ到達することは考え難いが、保守的に壁一面分の面積を有したまま取水口へ到達した場合を想定して取水性評価を実施した。第 2.5-28 図に取水口構造及び外装板による閉塞想定図、第 2.5-23 表に外装板の取水口前面への到達を想定した取水性評価結果を示す。第 2.5-23 表に示すとおり想定閉塞面積に対して、取水口呑口面積が大きいいため取水口を完全に閉塞させることはなく、非常用海水ポンプの取水は可能である。

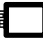



第 2.5-28 図 取水口構造及び外装板による閉塞想定図

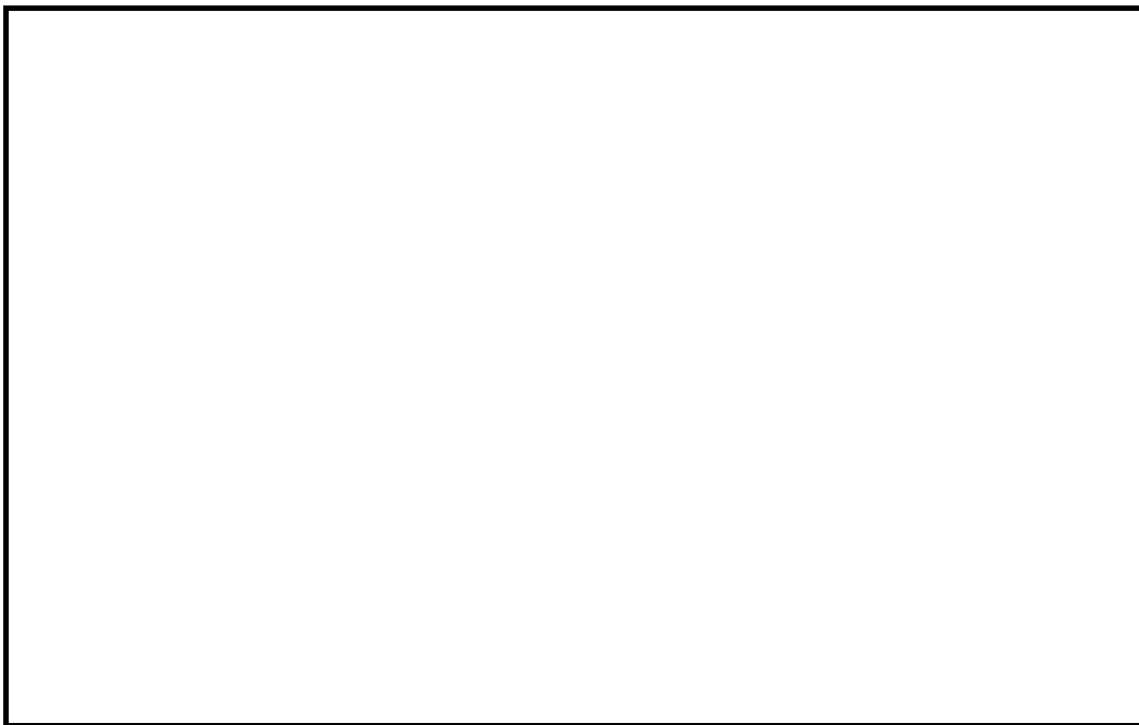
第 2.5-23 表 外装板の取水口前面への到達を想定した取水性評価

対象	想定閉塞面積 (m ²)	取水口呑口面積 (m ²)	取水の可否
メンテナンスセンター 外装板	234 ¹	 ²	可

1：第 2.5-22 表に示す寸法をもとに，外装板を長さ 34m，高さ 11m の長方形として扱い，外装板に閉塞されうる取水口呑口面積を算出

2：第 2.5-27 図に示す内部寸法から，1 口当たりの有効面積を幅  m，高さ  m の長方形の面積とし，8 口分の面積として算出


次に地震又は津波の波力によりカーテンウォールが倒壊した場合の取水性評価結果について示す。カーテンウォールが地震又は津波により倒壊した場合は、取水口前面に堆積し、取水性に影響を及ぼす可能性があることから取水性評価を実施した。カーテンウォールの構造を第 2.5-29 図に示す。カーテンウォールについては、基準地震動 S_s による耐震性を確認していないことから、漂流物に対する捕捉効果は期待しない。第 2.5-24 表にカーテンウォールが倒壊し、取水口前面に堆積した場合における取水性評価結果を示す。第 2.5-24 表に示すとおり想定閉塞面積に対して、取水口呑口面積が大きいため取水口を完全に閉塞させることはなく、非常用海水ポンプの取水は可能である。





A A断面図

第 2.5-29 図 カーテンウォール構造図

第 2.5-24 表 カーテンウォールの倒壊を想定した取水性評価

対象	想定閉塞面積 (m ²)	取水口呑口面積 (m ²)	取水の可否
カーテンウォール	164 ¹	 ²	可

- 1：想定閉塞高さについては保守的にカーテンウォールの高さ 5m，想定閉塞幅については，取水口前面に到達しうる最大の幅として取水口呑口の幅である 42.8m とし，長方形の面積として算出
- 2：第 2.5-27 図に示す内部寸法から，1 口当たりの有効面積を幅  m，高さ  m の長方形の面積とし，8 口の面積として算出

漂流物の貯留堰内での堆積を想定した非常用海水ポンプの取水性評価

漂流物の取水口前面又は固定バースクリーンへの到達可能性について再整理すると，(b)にて示した軌跡解析結果及び津波の流況から漂流物はそもそも東海第二発電所へ到達し難く，仮に取水口周辺に到達した場合においても貯留堰やカーテンウォールの鋼管杭等の存在，海底 (T.P. 約 -6.9m) と取水口呑口下端 (T.P. -6.04m) との高低差等の障害を考慮すると，漂流物が取水口前面又は固定バースクリーンへ到達し難いことは明らかである。しかしながら，万が一漂流物が取水口周辺まで漂流し，かつ上記の障害をくぐり抜けて貯留堰内に堆積した場合に，貯留堰の有効貯留容量が低減し，引き波時における非常用海水ポンプの継続運転に影響を及ぼす可能性があることから，漂流物の貯留堰内での堆積を想定した引き波時における非常用海水ポンプの取水性評価を実施した。貯留堰の有効貯留容量及び堆積物により想定する低減範囲を第 2.5-30 図に示す。仮に取水口前面に漂流物が堆積した場合においても，堆積物による低減を想定した場合の有効貯留容量は第 2.5-25 表に示すとおり約 517m³であり，非常用海水ポンプの運転継続可能時間は約 7 分である。引き波継続時間は 2.5-31 図に示すとおり約 3 分であることから，取水口前面への漂流物の堆積を想定した場合においても非常用海水ポンプ

の取水性への影響はない。

第 2.5-25 表 貯留堰内への漂流物の堆積を想定した
非常用海水ポンプの取水性評価

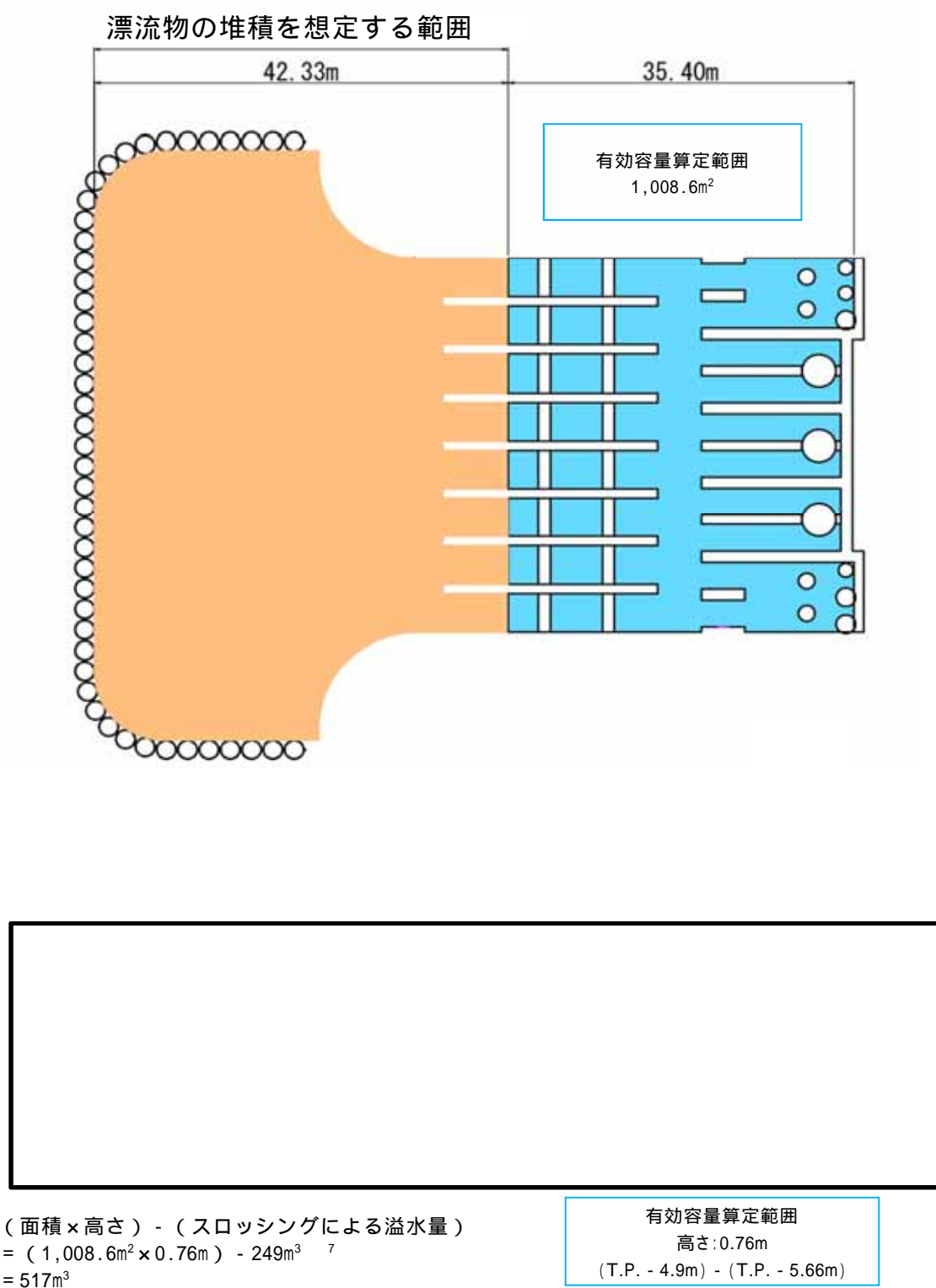
項目	評価結果
有効貯留面積	1008.6m ² ¹
有効水深	0.76m ²
スロッシングによる溢水量	249m ³ ³
有効貯留容量 (× -)	約 517m ³
低減容量を差し引いた有効貯留容量における非常用海水ポンプの運転継続可能時間	約 7 分 ⁴

1 : 取水ピット内構造物及び海水ポンプの面積を控除した第 2.5-30 図に示す面積とした。

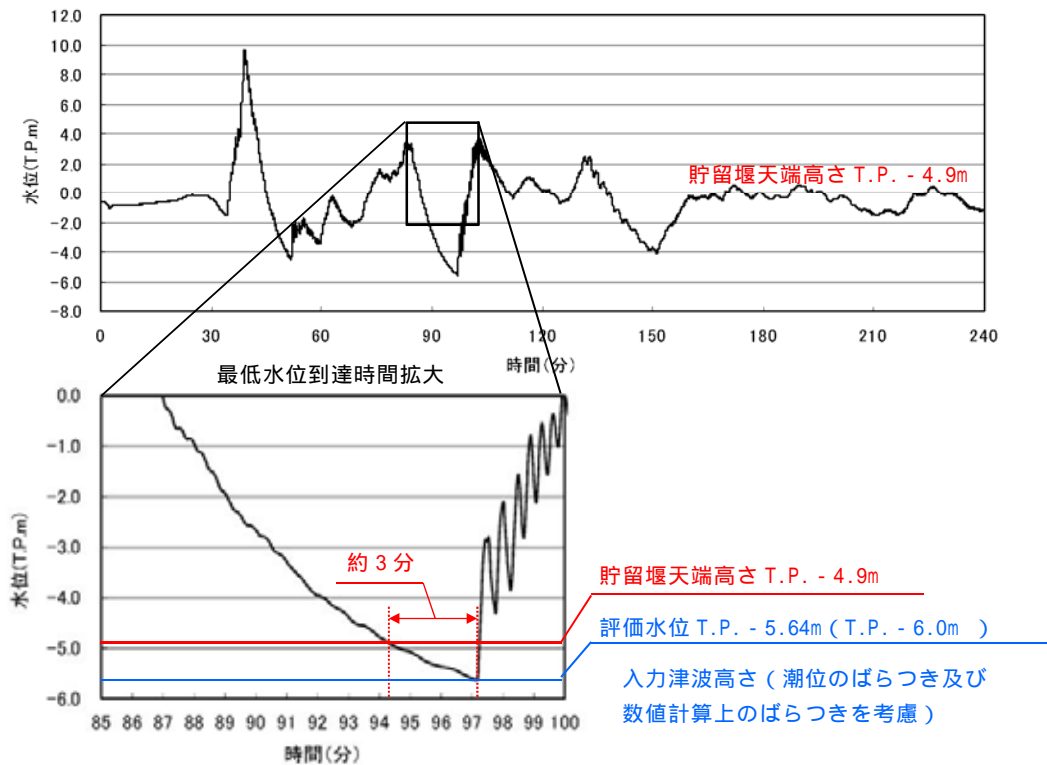
2 : 貯留堰天端高さと残留熱除去系海水ポンプの取水可能水位の差から算出 (有効水深の算出については添付資料 1 2 参照)

3 : スロッシングによる溢水量算定については添付資料 1 2 参照

4 : 非常用海水ポンプ取水量を 4,323m³/h として算出



第 2.5-30 図 貯留堰の有効貯留容量及び堆積物により想定する低減範囲



第 2.5-31 図 引き波の継続時間

及び の評価結果から、漂流物による取水性への影響はないものと考えられる。また、地震発生後長期間においてがれきや流木等が取水口付近に到達する可能性があるが、大津波警報発表時は循環水ポンプが停止しており、比較的取水量が少ない非常用海水ポンプのみの運転状態であることから、万が一がれきや流木等が取水口付近に到達した場合においても、漂流物が引き寄せられ取水口を完全に閉塞させることはないと考えられる。しかしながら、漂流物による取水性への影響がないことを確認するため、津波・構内監視カメラにより取水口前面における漂流物の堆積状況を監視し、取水ピット水位計により取水ピット内の水位が取水可能な水位であることを監視することとする。さらに、必要な場合には取水口前面の堆積物の除去を行うこととする。上記に示す津波に対する長期的な対応については運用を定めることとする。

[5] 取水スクリーンの破損による通水性への影響

海水中の塵芥を除去するために設置されている除塵装置（固定バースクリーン、回転レイキ付バースクリーン及びトラベリングスクリーン）については、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時に破損して、それ自体が漂流物となる可能性がある。この場合には、破損・分離し漂流物となった構成部材等が取水路を閉塞させることより、取水路の通水性に影響を与えることが考えられるため、その可能性について確認した。

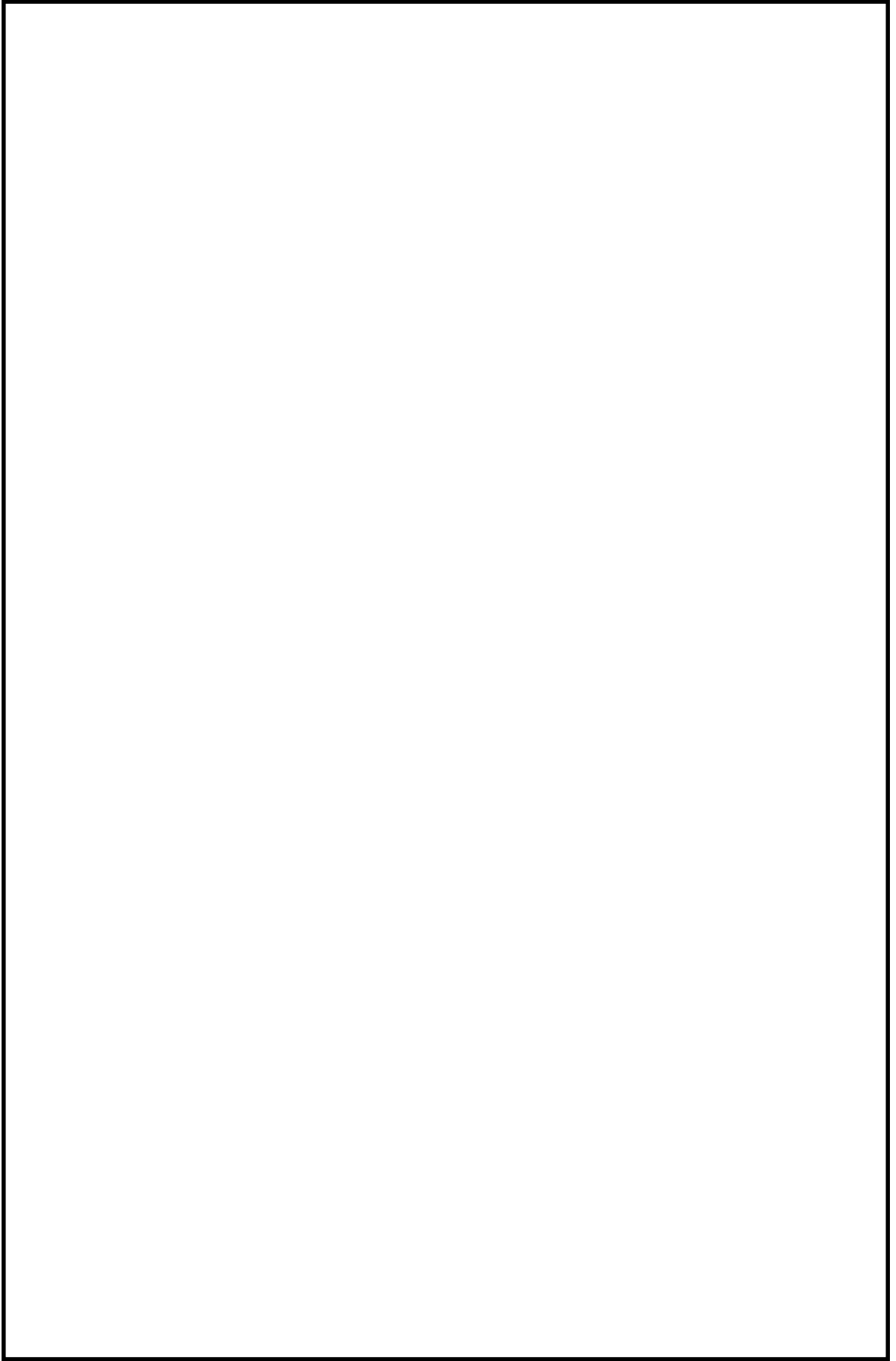
その結果、除塵装置は、基準津波により破損して漂流物になることはなく、非常用海水ポンプの取水性に影響を及ぼすものではないことを確認した。以下に除塵装置に構造を示すとともに、確認内容、確認結果を示す。

a. 構造

除塵装置は、取水する海水中の塵芥を除去するために、取水口から取水ピットに至る取水路の経路 8 区画に対して設置されており、取水口から固定バースクリーン、回転レイキ付バースクリーン、トラベリングスクリーンの順に設置されている。第 2.5-32 図に除塵装置の配置図、第 2.5-33 図に除塵装置の概略構造図を示す。

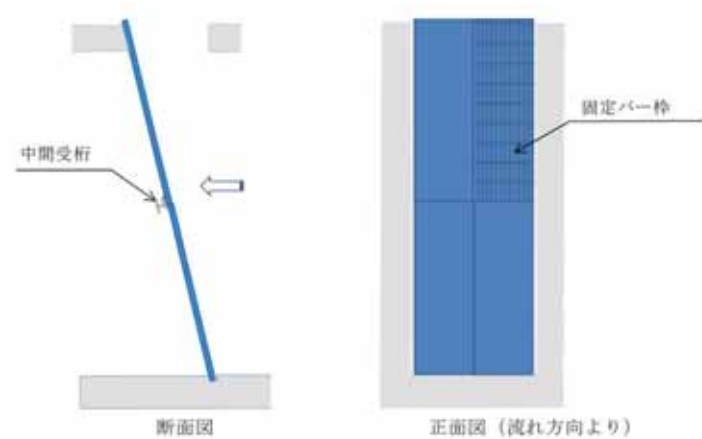
固定バースクリーンは、鋼材を溶接により格子状に接合した固定バー枠構造であり、取水路 1 区画当たり 4 分割された固定バー枠からなる。固定バー枠の上端及び下端は取水路に支持され、中間部分は中間受桁により支持される。

回転レイキ付バースクリーン及びトラベリングスクリーンは、それぞれ多数のバスケット（バー枠又は網枠）がキャリングチェーンにより接合された構造であり、キャリングチェーンは上部の駆動機構により回転する。下部スプロケットは取水路、上部スプロケットは駆動装置に支持される。

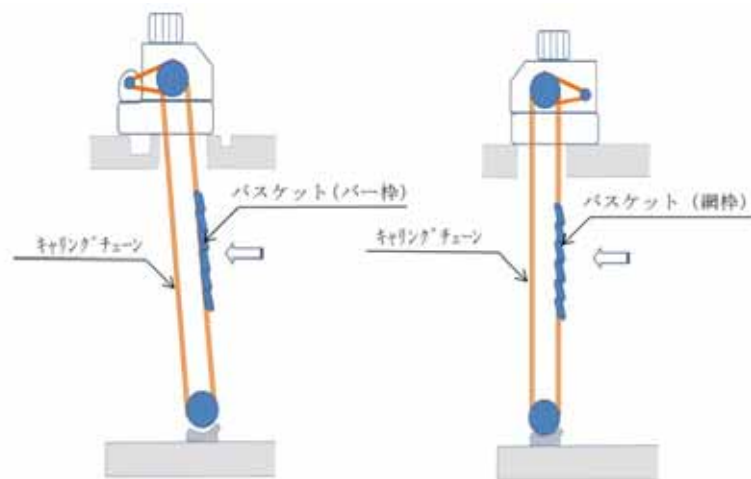


第 2.5-32 図 除塵装置配置図

5 条 2.5-131



(固定バースクリーン)



(回転レイキ付バースクリーン)

(トラベリングスクリーン)

図 2.5-33 図 除塵装置概略構造

b . 評価内容

評価条件

- ・ 取水路内の津波流速は，取水路の管路解析により得られた取水口前面の流速である 1.5m/s を適用する。
- ・ 取水路内流速 1.5m/s において，除塵装置に生じる水位差（損失水頭）が設計水位差内に収まっていることを確認する。
- ・ 除塵装置に生じる水位差が設計水位差を超える場合には，構造部材の強度評価を実施する。

c . 評価結果

固定バースクリーンについては、設計水位差内であったが、回転レイキ付バースクリーン及びトラベリングスクリーンについては、設計水位差以上であった。

このため、回転レイキ付バースクリーン及びトラベリングスクリーンに対して、基準津波により生じる水位差によって発生する荷重又は応力を評価した。その結果、各スクリーンの許容値以下であることを確認した。

以上の確認結果より、いずれの除塵装置においても基準津波によって破損することはなく漂流物にならないため、取水性に影響を及ぼすものではないことを確認した。第 2.5-26 表に除塵装置の取水性影響評価結果を示す。

第 2.5-26 表 流速 1.5m / s 時の除塵装置の取水性影響確認結果

設備	部材	設計水位差	流速 1.5m/s 時の水位差	基準津波による水位差の際の発生値 / 許容値	判定
固定バースクリーン	バースクリーン	0.5m	0.2m	-	
	中間受桁	0.5m	0.2m	-	
回転レイキ付バースクリーン	キャリングチェーン	1.5m	1.5m	124kN / 156kN (張力 / 許容張力)	○
	バスケット(バー枠)	1.5m	1.5m	84N/mm ² / 156N/mm ² (発生応力 / 許容応力)	○
トラベリングスクリーン	キャリングチェーン	1.5m	2.0m	138kN / 156kN (張力 / 許容張力)	○
	バスケット(網枠)	1.5m	2.0m	149N/mm ² / 156N/mm ² (発生応力 / 許容応力)	○

耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて

東海第二発電所において設置する津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備においては，設置許可基準規則及び関連審査ガイドに記載される下記事項を考慮した上で荷重の組合せを設定する。

	記載箇所	記載内容	考慮する荷重
1	耐震審査ガイド ¹ 6.3.1及び6.3.2	常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力を組合せること。	・常時荷重 ・地震荷重
2	耐震審査ガイド ¹ 6.3.3	地震と津波が同時に作用する可能性について検討し，必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮すること。	・地震荷重 ・津波荷重
3	耐津波審査ガイド ² 5.1	耐津波設計における荷重の組合せを適切に考慮して，津波と余震荷重が考慮されていること。	・常時荷重 ・津波荷重 ・余震荷重
4	耐津波審査ガイド ² 5.4.2	津波による波圧及び漂流物の衝突による荷重の組合せを考慮して設計すること。	・津波荷重 ・漂流物衝突荷重
5	耐津波審査ガイド ² 5.3	津波監視設備については，地震荷重・風荷重の組合せを考慮すること。	・地震荷重 ・風荷重
6	設置許可基準規則 第6条	重要安全施設は，当該重要安全施設に大きな影響を及ぼす恐れがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	・その他自然現象による荷重

1：「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」

2：「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」

1. 考慮する荷重について

(1) 常時荷重

常時作用している荷重として、自重、積載荷重及び海中施設に対する静水圧等を考慮する。

なお、当該施設・設備に運転時の荷重が作用する場合は、運転時荷重を考慮する。

(2) その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）

各荷重は「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」に規定する設計基準風速の風荷重、設計基準積雪量の積雪荷重、降下火砕物による荷重を考慮する。

竜巻以外の風荷重として「建築基準法（建設省告示第1454号）」に基づく立地地域（東海村）の設計基準風速による風荷重を考慮する。ただし、竜巻による風荷重又は降下火砕物による荷重については、「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」において外部事象防護対象施設に該当する施設・設備について考慮する。

(3) 津波荷重（静）

津波による浸水に伴う静水圧（水頭）を考慮する。

(4) 津波荷重（動・突き上げ）

津波の波圧が水路等の経路を經由して作用する場合は、経路の応答圧力（水頭）として動水圧及び静水圧によって鉛直上向きに作用する荷重を考慮する。

(5) 津波荷重（動・波圧）

津波の波力が直接作用する場合は、津波高さ又は津波の浸水深による静水圧並びに動水圧として作用する津波の波圧による荷重を考慮する。

(6) 地震荷重 (S_s)

基準地震動 S_s に伴う地震力を考慮する。

(7) 余震荷重

余震荷重として、弾性設計用地震動 S_d に伴う地震力を考慮する。

なお、施設が浸水した状態で余震が発生した場合の動水圧荷重（スロッシング荷重）も合わせて考慮する。

(8) 漂流物衝突荷重

漂流物の衝突荷重を考慮する。

2. 荷重の組合せ

(1) 荷重の組合せの考え方

荷重の組合せの設定に当たっては、施設・設備の設置状況を考慮し、以下の考え方により組合せを設定する。

a. 設置場所

屋内又は海中に設置する施設・設備については、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）の影響を受けないため考慮は不要とする。

b. 津波荷重の種別

津波の波力の影響を受けない施設・設備については、津波荷重として、「津波荷重（静）」を考慮する。

津波の波力の影響を受ける施設・設備については、津波荷重として動水圧を考慮する。直接波力が作用する施設・設備については、「津波荷重（動・波圧）」を考慮する。経路を經由して波圧が作用する施設・設備については、「津波荷重（動・突き上げ）」を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定される施設・設備については「漂流物衝突荷重」を考慮する。

3. 各施設・設備の設計において考慮する荷重の組合せ

各施設・設備に展開し，津波防護施設及び浸水防止設備の設計に当たって考慮する荷重の組合せを以下のとおり整理する。第1表に各施設・設備の荷重の組合せを示す。

(1) 防潮堤及び防潮扉

防潮堤及び防潮扉は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a．設置場所

屋外の設置であるため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，設備の設置状況，構造（形状）等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b．津波荷重の種別

津波の波力を直接受けることから，津波荷重（動・波力）を考慮する。

c．漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されるため，漂流物の衝突荷重を考慮する。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重（ S_s ）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・波圧）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・波圧） + 余震荷重
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・波圧） + 漂流物衝突荷重

なお，防潮堤及び防潮扉は外部事象防護対象施設には該当しないが，津波防護に対する重要性を鑑み，自主的に竜巻による風荷重及び降下火砕物荷重を考慮する。

上記のほか，防潮堤・防潮扉の設計においては，安全側の評価を行う観点から，常時荷重，津波荷重，余震荷重及び漂流物衝突荷重の組合せの影響を考慮する。（詳細については，詳細設計段階で検討する。）なお，津波荷重と余震荷重の組合せにおいては，最大荷重が同時に作用する可能性が小さいことから，津波により浸水している状態で余震が発生することを想定し，津波荷重は入力津波による浸水高さに応じた静水圧とする。

(2) 放水路ゲート

放水路ゲートは，その設置状況より以下のとおり整理される。

a．設置場所

屋外の設置であるため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，設備の設置状況，構造（形状）等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b．津波荷重の種別

荷重を受ける方向は鉛直上向き以外の方向もあるが，津波の波力が放水路を經由して受けるため，経路の応答圧力による荷重が支配的であり，津波荷重（動・突き上げ）を考慮する。

c．漂流物衝突の有無

放水口の開口からの漂流物は想定されないため，漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重（ S_s ）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・突き上げ）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・突き上げ） + 余震荷重

(3) 構内排水路逆流防止設備

構内排水路逆流防止設備は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a．設置場所

屋外の設置であるため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，設備の設置状況，構造（形状）等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b．津波荷重の種別

構内排水路逆流防止設備は，防潮堤の前面に設置されているため，津波の波力を直接受けると考え，津波荷重（動・波力）を考慮する。

c．漂流物衝突の有無

集水枡内に設置するため，漂流物の到達は想定されないため，漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・常時荷重 + 地震荷重（ S_s ）
- ・常時荷重 + 津波荷重（動・波力）
- ・常時荷重 + 津波荷重（動・波力） + 余震荷重

(4) 貯留堰

貯留堰は，その設置状況より以下のとおり整理される

a．設置場所

海中の設置であるため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）は考慮しない。

海中の設置であるため，貯留堰天端高さより上方の水頭を積載荷重として考慮する。

b . 津波荷重の種別

津波の波力を直接受けることから，津波荷重（動・波力）を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されるため，漂流物の衝突荷重（押し波時及び引き波時）を考慮する。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重（ S_s ）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・波圧）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・波圧） + 余震荷重
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・波圧） + 漂流物衝突荷重

上記のほか，貯留堰の設計においては，安全側の評価を行う観点から，常時荷重，津波荷重，余震荷重及び漂流物衝突荷重の組合せの影響を考慮する。（詳細については，詳細設計段階で検討する。）

(5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋

取水路点検用開口部浸水防止蓋は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a . 設置場所

屋外の設置のため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，設備の設置状況，構造（形状）等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b . 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を經由して受け，鉛直上向きに作用するため，津波荷重（動・突き上げ）を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

取水路の上版への設置であり，漂流物の到達が想定されないため，漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重 (S_s)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・突き上げ)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・突き上げ) + 余震荷重

(6) 海水ポンプグラウンドレン排出口逆止弁，取水ピット空気抜き配管逆止弁

海水ポンプグラウンドレン排出口逆止弁及び取水ピット空気抜き配管逆止弁は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a . 設置場所

屋外の設置であるため，その他自然現象による荷重(風荷重，積雪荷重等)については，設備の設置状況，構造(形状)等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b . 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を經由して受け，鉛直上向きに作用するため，津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

取水ピット上版への設置であり，漂流物の到達が想定されないため，漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重 (S_s)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・突き上げ)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・突き上げ) + 余震荷重

(7) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋

放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a．設置場所

屋外の設置のため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，設備の設置状況，構造（形状）等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b．津波荷重の種別

津波の波力が放水路を經由して受け，鉛直上向きに作用するため，津波荷重（動・突き上げ）を考慮する。

c．漂流物衝突の有無

放水路の上版への設置であり，漂流物の到達が想定されないため，漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・常時荷重 + 地震荷重（ S_s ）
- ・常時荷重 + 津波荷重（動・突き上げ）
- ・常時荷重 + 津波荷重（動・突き上げ） + 余震荷重

(8) SA用海水ピット開口部浸水防止蓋

SA用海水ピット開口部浸水防止蓋は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a．設置場所

屋外の設置であるため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，設備の設置状況，構造（形状）等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b . 津波荷重の種別

津波の波力が S A 用海水ピット用取水塔及び海水引込み管を經由して受け，鉛直上向きに作用するため，津波荷重（動・突き上げ）を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

S A 用海水ピット上部開口部への設置であり，漂流物の到達が想定されないため，漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重（ S_s ）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・突き上げ）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・突き上げ） + 余震荷重

(9) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプグランド dren 排水口逆止弁，緊急用海水ポンプ室床 dren 排水口逆止弁

緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプグランド dren 排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床 dren 排水口逆止弁は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a . 設置場所

屋内の設置のため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）は考慮しない。

なお，緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプグランド dren 排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床 dren 排水口逆止弁は屋内の設置であり，火山防護施設ではないため，降下火砕物荷重は考慮しない。

b . 津波荷重の種別

津波の波力がS A用海水ピット用取水塔 ,海水引込み管 ,S A用海水ピット及び緊急用海水取水管を經由して受け ,鉛直上向きに作用するため ,津波荷重 (動・突き上げ) を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

緊急用海水ポンプピットの上版への設置であり ,漂流物の到達が想定されないため ,漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し ,以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重 (S_s)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・突き上げ)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・突き上げ) + 余震荷重

(10) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋

海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋は ,その設置状況より以下のとおり整理される。

a . 設置場所

屋外の設置であるため ,その他自然現象による荷重 (風荷重 ,積雪荷重等) については ,設備の設置状況 ,構造 (形状) 等の条件を含めて ,適切に組合せを考慮する。

b . 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であり ,非常用海水系配管 (戻り管) ,屋外タンク等の損傷に起因する溢水による浸水のため ,津波荷重 (静) を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であるため，漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重 (S_s)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (静)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (静) + 余震荷重

(11) 海水ポンプ室貫通部止水処置，原子炉建屋境界貫通部止水処置

海水ポンプ室貫通部止水処置及び原子炉建屋境界貫通部止水処置は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a . 設置場所

屋外又は屋外との境界の設置であるため，その他自然現象による荷重 (風荷重，積雪荷重等) については，設備の設置状況，構造 (形状) 等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b . 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であり，循環水系配管，非常用海水系配管 (戻り管)，屋外タンク等の損傷に起因する溢水による浸水のため，津波荷重 (静) を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であるため，漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重 (S_s)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (静)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (静) + 余震荷重

(12) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a．設置場所

屋外の設置であるため，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，設備の設置状況，構造（形状）等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b．津波荷重の種別

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置は，防潮堤の前面に設置されているため，津波の波力を直接受けると考え，津波荷重（動・波力）を考慮する。

c．漂流物衝突の有無

防潮堤及び防潮扉の下部への設置となり防潮堤前面に位置するが，構造（形状）より漂流物が直接貫通部止水処置に衝突するとは考え難いことから，漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重（ S_s ）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・波力）
- ・ 常時荷重 + 津波荷重（動・波力） + 余震荷重

(13) 津波・構内監視カメラ

津波・構内監視カメラは、その設置状況より以下のとおり整理される。

a . 設置場所

屋外の設置ため、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)については、設備の設置状況、構造(形状)等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

b . 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない防潮堤内側に設置するため、津波荷重は考慮しない。

c . 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない防潮堤内側に設置するため、漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

・ 常時荷重 + 地震荷重 (S_s)

(14) 取水ピット水位計

取水ピット水位計は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a . 設置場所

屋外の設置であるため、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)については、設備の設置状況、構造(形状)等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

b . 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を經由して受け、鉛直上向きに作用するため、津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

取水ピットへの設置であり，漂流物の到達は想定されないため，漂流物衝突荷重を考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重 (S_s)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・突き上げ)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・突き上げ) + 余震荷重

(15) 潮位計

潮位計は，その設置状況より以下のとおり整理される。

a . 設置場所

屋外の設置であるため，その他自然現象による荷重(風荷重，積雪荷重等)については，設備の設置状況，構造(形状)等の条件を含めて，適切に組合せを考慮する。

b . 津波荷重の種別

潮位計は，取水路の取水口側に設置されているため，津波の波力を直接受けると考え，津波荷重(動・波力)を考慮する。

c . 漂流物衝突の有無

取水路内への設置であり，漂流物の到達は想定されないため，漂流物衝突荷重を考慮しない。

上記を考慮し，以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・ 常時荷重 + 地震荷重 (S_s)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・波圧)
- ・ 常時荷重 + 津波荷重 (動・波圧) + 余震荷重

第1表 各施設・設備の荷重の組合せ(1/3)

施設・設備	荷重の組合せ	常時荷重	その他自然現象による荷重	津波荷重			地震荷重	余震荷重	漂流物衝突荷重	備考
				静	動き上げ	動波圧				
防潮堤及び防潮扉	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動波圧)									
	常時 + 津波(動波圧) + 余震									
	常時 + 津波(動波圧) + 漂流物									
放水路ゲート	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動突き上げ)									
	常時 + 津波(動突き上げ) + 余震									
構内排水路逆流防止設備	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動波圧)									
	常時 + 津波(動波圧) + 余震									
貯留堰	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動波圧)									
	常時 + 津波(動波圧) + 余震									
	常時 + 津波(動波圧) + 漂流物									海中の設置であるため、その他自然現象に伴う荷重(風荷重、積雪荷重等)は考慮しない
取水路点検用開口部浸水防止蓋	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動突き上げ)									
	常時 + 津波(動突き上げ) + 余震									
海水ポンドブドレン排出逆止弁	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動突き上げ)									
	常時 + 津波(動突き上げ) + 余震									
取水ピット空気抜き配管逆止弁	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動突き上げ)									
	常時 + 津波(動突き上げ) + 余震									

その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)は、設備の設置状況、構造(形状)等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

第1表 各施設・設備の荷重の組合せ(2/3)

施設・設備	荷重の組合せ	常時荷重	その他自然現象による荷重	津波荷重			地震荷重	余震荷重	漂流物衝突荷重	備考
				静	動き上がり	動圧				
放水ゲート開口部浸水防止蓋	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
SA用ピット開口部浸水防止蓋	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
緊急海水ポンプ用ピット開口部浸水防止蓋	常時 + 地震									屋内の設置のため、その他自然現象(風荷重、積雪荷重等)は考慮しない。
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
緊急海水ポンプドレイン出口逆止弁	常時 + 地震									屋内の設置のため、その他自然現象(風荷重、積雪荷重等)は考慮しない。
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
緊急海水ポンプドレイン出口逆止弁	常時 + 地震									屋内の設置のため、その他自然現象(風荷重、積雪荷重等)は考慮しない。
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
	常時 + 津波(動き上がり) + 余震									
海水ポンプ室ケル点浸水防止蓋	常時 + 地震									
	常時 + 津波(静)									
	常時 + 津波(静) + 余震									

その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)は, 設備の設置状況, 構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

第1表 各施設・設備の荷重の組合せ(3/3)

施設・設備	荷重の組合せ	常時荷重	その他自然現象による荷重	津波荷重			地震荷重	余震荷重	漂流物衝突荷重	備考
				静	動き突上げ	動波圧				
海水ポンプ室貫通部止水処置	常時 + 地震									
	常時 + 津波(静)									
	常時 + 津波(静) + 余震									
原子炉建屋境界貫通部止水処置	常時 + 地震									
	常時 + 津波(静)									
	常時 + 津波(静) + 余震									
防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動波圧)									
	常時 + 津波(動波圧) + 余震									
津波・構内監視カメラ	常時 + 地震									
	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動突き上げ)									
取水ピット水位計	常時 + 津波(動突き上げ) + 余震									
	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動波圧)									
潮位計	常時 + 津波(動波圧) + 余震									
	常時 + 地震									
	常時 + 津波(動波圧)									

その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)は, 設備の設置状況, 構造(形状)等の条件を含めて, 適切に組合せを考慮する。

各種基準類における衝突荷重の算定式及び衝突荷重について

1. はじめに

東海第二発電所において考慮する漂流物の衝突荷重の算定に当たり、既往の算定式について調査し、適用する算定式について検討すると共に、基準津波による津波シミュレーションから算定した津波流速に基づき、漂流物の衝突荷重を設定した。

2. 基準類における衝突荷重算定式について

「耐津波設計に係る工認審査ガイド」において、記載されている参考規格・基準類のうち、漂流物の衝突荷重又は衝突エネルギーについて記載されているものは、「道路橋示方書・同解説 共通編（（社）日本道路協会、平成14年3月）」及び「津波漂流物対策設計ガイドライン（案）（財）沿岸技術研究センター、（社）寒地港湾技術研究センター（平成21年）」であり、それぞれ以下のように適用範囲・考え方、算定式を示している。

2.1 道路橋示方書・同解説 共通編

(1) 適用範囲・考え方

流木その他の流送物の衝突のおそれがある場合の衝突荷重を算定する式を示している。

(2) 算定式

$$\text{衝突力 } P = 0.1 \times W \times v$$

ここで、P：衝突力（kN）

W：流送物の重量（kN）

v : 表面流速 (m / s)

2.2 津波漂流物対策設計ガイドライン (案)

(1) 適用範囲・考え方

「漁港・漁場の施設の設計の手引き (全国漁港漁場協会2003年版) 」の接岸エネルギーの算定方法に準じて設定されたもので、漁船のほか、車両、流木、コンテナにも適用される。支柱及び漂流物捕捉スクリーンの変形でエネルギーを吸収させることにより、漂流物の侵入を防ぐための津波漂流物対策施設の設計に適用される式を示している。

(2) 算定式

$$\text{船舶の衝突エネルギー } E = E_0 = W \times v^2 / 2g$$

船の回転により衝突エネルギーが消費される (1 / 4点衝突) の場合 :

$$E = E_0 = W \times v^2 / 4g$$

$$\text{ここで, } W = W_0 + W_1 = W_0 + (\quad / 4) \times D^2 L \quad w$$

W : 仮想重量 (kN)

W_0 : 排水トン数 (kN)

W_1 : 付加重量 (kN)

D : 喫水 (m)

L : 横付けの場合は船の長さ, 縦付けの場合は船の幅 (m)

w : 海水の単位体積重量 (kN / m³)

3. 漂流物の衝突荷重算定式の適用事例

安藤ら (2006)¹によれば、南海地震津波による被害を想定して、高知港を対象に平面二次元津波シミュレーション結果に基づいた被害予測手法の

検討を行い、特に漂流物の衝突による構造物の被害、道路交通網等アクセス手段の途絶について検討を行い、港湾全体における脆弱性評価手法を検討している。この中で、荷役設備・海岸施設の漂流物による被害を検討するに当たって、漂流物の衝突力を算定しており、船舶については道路橋示方書による式を選定している（下表参照）。

1：地震津波に関する脆弱性評価手法の検討，沿岸技術研究センター論文集 No.6（2006）

表-1 各施設の許容漂流速度

		選 定 式	対象施設		
			クレーン	水門	倉庫
車両		陸上遡上津波と漂流物の衝突力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.8 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
コンテナ	20ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.9 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
	40ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.7 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
船舶	小型	衝突荷重（道路橋示方書）	5.0m/s超	5.0m/s超	5.0m/s超
	大型	衝突荷重（道路橋示方書）	5.0m/s超	1.8 m/s	1.8 m/s
木材		陸上遡上津波と漂流物の衝突力に関する実験的研究 ⁴⁾	5.0m/s超	1.7 m/s	1.7 m/s

また、船舶による衝突荷重の算出においては、（財）沿岸技術研究センター及び国土交通省国土技術政策総合研究所による研究においても、道路橋示方書に示される算定式が採用されている。

4. 漂流物による衝突力算定式に関する既往の研究論文

平成23年度 建築基準整備促進事業「40．津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討」中間報告 その2（平成23年10月 東京大学生産技術研究所）」では、「漂流物が建築物に及ぼす影響の評価について研究途上の段階であり、断片的な知見に留まっている。」この内容は建築物を対象としており、厳密には対象物が異なることから参考として扱う。また、漂流物が建築物に衝突する際に瞬間的に作用する衝突力に関する既往の研究を示しているが、「対象としている漂流物は(a)，(b)，(d)，(e)が流木，(c)，

(d) , (e)がコンテナである ((e)は任意の漂流物を対象としているものの実質流木とコンテナしか算定できない) 。 」としている。一方 , 東海第二発電所における漂流物としては , 漁船を想定していることから評価式 ((a) ~ (e)) については , 今後その他の衝突荷重の算定式の適用性も踏まえて今後検討する。

漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文（1/2）

既往の評価式	内 容
<p>(a) 松富の評価式</p> <p>[1] 松富英夫：流木衝突力の実用的な評価式と変化特性，土木学会論文集，No.621，pp.111-127，1999.5</p>	<p>松富[1]は，津波による流木の衝突力を次式の通り提案している。本式は，円柱形状の流木が縦向きに衝突する場合の衝突力評価式である。</p> $\frac{F_m}{\gamma D^2 L} = 1.6 C_{MA} \left\{ \frac{v_{A0}}{(gD)^{0.5}} \right\}^{1.2} \left(\frac{\sigma_f}{\gamma L} \right)^{0.4}$ <p>ここで，F_m：衝突力 C_{MA}：見かけの質量係数（段波，サージでは1.7，定常流では1.9） A_0：流木の衝突速度 D：流木の直径 L：流木の長さ f：流木の降伏応力 γ：流木の単位体積重量 g：重力加速度</p>
<p>(b) 池野らの評価式</p> <p>[2] 池野正明・田中寛好：陸上遡上津波と漂流物の衝突力に関する実験的研究，海岸工学論文集，第50巻，pp.721-725，2003</p>	<p>池野ら[2]は，円柱以外にも角柱，球の形状をした木材による衝突力を次式の通り提案している。</p> $\frac{F_H}{gM} = S \cdot C_{MA} \left\{ \frac{V_H}{(g^{0.5} D^{0.25} L^{0.25})} \right\}^{2.5}$ <p>ここで，F_H：漂流物の衝突力 S：係数（5.0） C_{MA}：付加質量係数（円柱横向き：2.0（2次元），1.5（3次元），角柱横向き：2.0～4.0（2次元），1.5（3次元），円柱縦向き：2.0程度，球：0.8程度） V_H：段波波速 D：漂流物の代表高さ L：漂流物の代表長さ M：漂流物の質量 g：重力加速度</p>
<p>(c) 水谷らの評価式</p> <p>[3] 水谷法美ら：エブロン上のコンテナに作用する津波力と漂流衝突力に関する研究，海岸工学論文集，第52巻 pp.741-745，2005</p>	<p>水谷ら[3]は，津波により漂流するコンテナの衝突力を次式の通り提案している。</p> $F_m = 2\rho_w \eta_m B_c V_x^2 + \frac{WV_x}{gdt}$ <p>ここで，F_m：漂流衝突力 dt：衝突時間 m：最大遡上水位 w：水の密度 B_c：コンテナ幅 V_x：コンテナの漂流速度 W：コンテナ重量 g：重力加速度</p>

漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文（2 / 2）

既往の評価式	内 容															
<p>(d) 有川らの評価式</p> <p>[4] 有川太郎ら：遡上津波によるコンテナ漂流力に関する大規模実験，海岸工学論文集，第54巻，pp.846-850，2007</p> <p>[5] 有川太郎ら：津波による漂流木のコンクリート壁面破壊に関する大規模実験，土木学会論文集B2，Vol.66，No.1，pp.781-785，2010</p>	<p>有川ら[4]は，コンクリート構造物に鋼製構造物（コンテナ等）が漂流衝突する際の衝突力を次式の通り提案している。</p> $F = \gamma_p \chi^{2/5} \left(\frac{5}{4} \tilde{m} \right)^{3/5} v^{6/5}$ $\chi = \frac{4\sqrt{a}}{3\pi} \frac{1}{k_1 + k_2}, \quad k = \frac{1-v^2}{\pi E}, \quad \tilde{m} = \frac{m_1 m_2}{m_1 + m_2}$ <p>ここで，F：衝突力 a：衝突面半径の1/2（コンテナ衝突面の縦横長さの平均の1/4） E：ヤング率（コンクリート版） ：ポアソン比 m：質量 v：衝突速度 p：塑性によるエネルギー減衰効果（0.25） m やk の添え字は，衝突体と被衝突体を示す。 また，有川ら[5]は，松富[1]にならい，上式において $m = C_{MA} m$（C_{MA}：サージタイプの1.7）とすることで，流木のコンクリート版に対する衝突力を評価できるとしている。</p>															
<p>(e) FEMA の評価式</p> <p>[6] FEMA, Guidelines for Design of Structures for Vertical Evacuation from Tsunamis, FEMA P646,</p>	<p>FEMA P646[6]では，漂流物による衝突力を正確に評価するのは困難としながら，以下の式を一例として示している。</p> $F_i = C_m u_{\max} \sqrt{km}$ <p>ここで，F_i：衝突力 C_m：付加質量係数（2.0 を推奨） u_{\max}：最大流速 m：漂流物の質量 k：漂流物の有効剛性 漂流物の質量・有効剛性は主要な漂流物について表3.1の通り概略値が与えられているが，それ以外の漂流物については設計において評価することとなっている。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 漂流物の質量と有効剛性</p> <table border="1" data-bbox="571 1559 1377 1742"> <thead> <tr> <th>漂流物</th> <th>質量 m [kg]</th> <th>有効剛性 k [N/m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材木・丸太</td> <td>450</td> <td>2.4×10^6</td> </tr> <tr> <td>40ft コンテナ</td> <td>3,800（空載）</td> <td>6.5×10^8</td> </tr> <tr> <td>20ft コンテナ</td> <td>2,200（空載）</td> <td>1.5×10^9</td> </tr> <tr> <td>20ft 重量コンテナ</td> <td>2,400（空載）</td> <td>1.7×10^9</td> </tr> </tbody> </table>	漂流物	質量 m [kg]	有効剛性 k [N/m]	材木・丸太	450	2.4×10^6	40ft コンテナ	3,800（空載）	6.5×10^8	20ft コンテナ	2,200（空載）	1.5×10^9	20ft 重量コンテナ	2,400（空載）	1.7×10^9
漂流物	質量 m [kg]	有効剛性 k [N/m]														
材木・丸太	450	2.4×10^6														
40ft コンテナ	3,800（空載）	6.5×10^8														
20ft コンテナ	2,200（空載）	1.5×10^9														
20ft 重量コンテナ	2,400（空載）	1.7×10^9														

5. 漂流物の衝突荷重算定式の選定

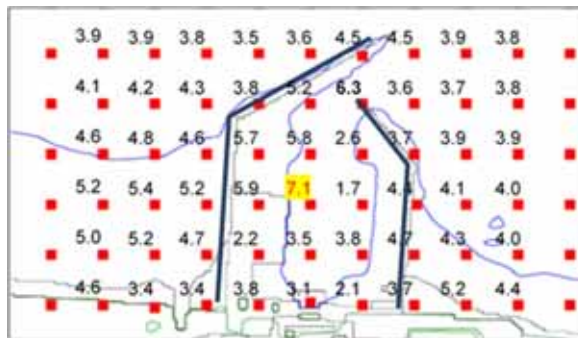
既往の知見によると，さまざまな漂流物の衝突力算定式が提案されていることから，今後その他の衝突荷重の算定式の適用性についても検討し，詳細設計に反映する。

ここでは，（財）沿岸技術研究センター及び国土交通省による検討においても，漁船の衝突荷重の算定については「耐津波設計に係る工認審査ガイド」に記載されている参考規格・基準類のうち，道路橋示方書に示される算定式を採用していることから，道路橋示方書による方法で算定した例について次項より示す。

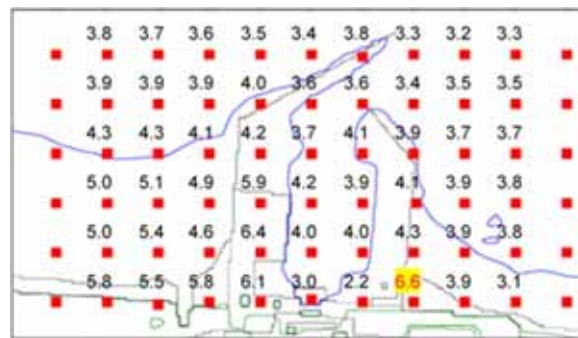
6. 漂流物の評価に考慮する津波の流速

津波による漂流物の漂流速度は，津波の流速に支配されることから，漂流速度として津波の流速を用いることとし，流速は津波シミュレーションにより算定する。

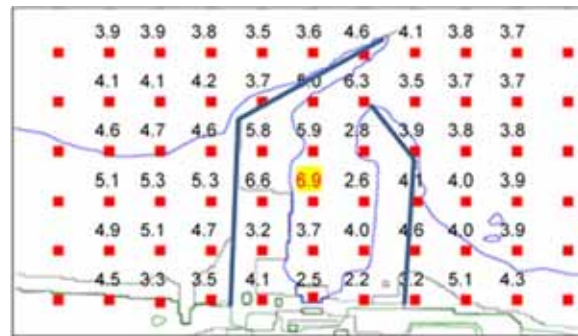
基準津波に対して，防波堤があるモデル，防波堤がないモデル及び防波堤の耐震評価結果から防波堤を1 m沈下させたモデルを用いて津波シミュレーションを実施し，敷地前面海域における表面流速を評価した。それぞれのケースにおける前面海域の最大流速分布を第1図に示す。



(防波堤ありモデル)



(防波堤なしモデル)



(防波堤 1 m 沈下モデル)

第 1 図 前面海域の最大流速分布図

7. 防潮堤に想定する漂流物の衝突荷重（道路橋示方書の例）

津波シミュレーションの結果より，前面海域の最大流速は防波堤ありモデルにおいて7.1m/s，防波堤なしモデルにおいて6.6m/s，防波堤1m沈下モデルにおいて6.9m/sであった。

上記の最大流速は7.1m/sであるが，漂流物の評価に考慮する津波の流速は，安全側の設定とし，10m/sとする。

また，東海第二発電所で想定する漂流物の最大重量は，15t（排水トン数）の漁船とする。

漂流物の衝突荷重については，道路橋示方書による方法の場合は以下の通りとなる。

$$\text{漂流物の衝突荷重 } P = 0.1 \times 15 \times 9.8 \times 10 = 147 \text{ (kN)}$$

貯留堰の構造及び仕様について

貯留堰は津波防護施設及び非常用取水設備であり，地震後の繰返しの襲来を想定した，経路からの津波に対し，余震及び漂流物の衝突を考慮した場合においても，引き波による取水ピットの水位低下に対して，非常用海水ポンプの機能保持に必要な高さの海水を確保し，主要な構造体の境界部への止水処置により止水性を保持することを機能設計上の性能目標として，取水口前面の海中に設置する。

また，地震後の繰返しの襲来を想定した，津波荷重，余震及び漂流物の衝突を考慮した荷重に対し，津波後の再使用性を考慮し，主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし，有意な沈下が生じないよう十分な支持性能を有する岩盤に設置するとともに，鋼管矢板間には鋼管矢板継手，構造物の境界には止水ゴムを設置し，部材の変形や破断等で有意な漏えいを生じさせない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

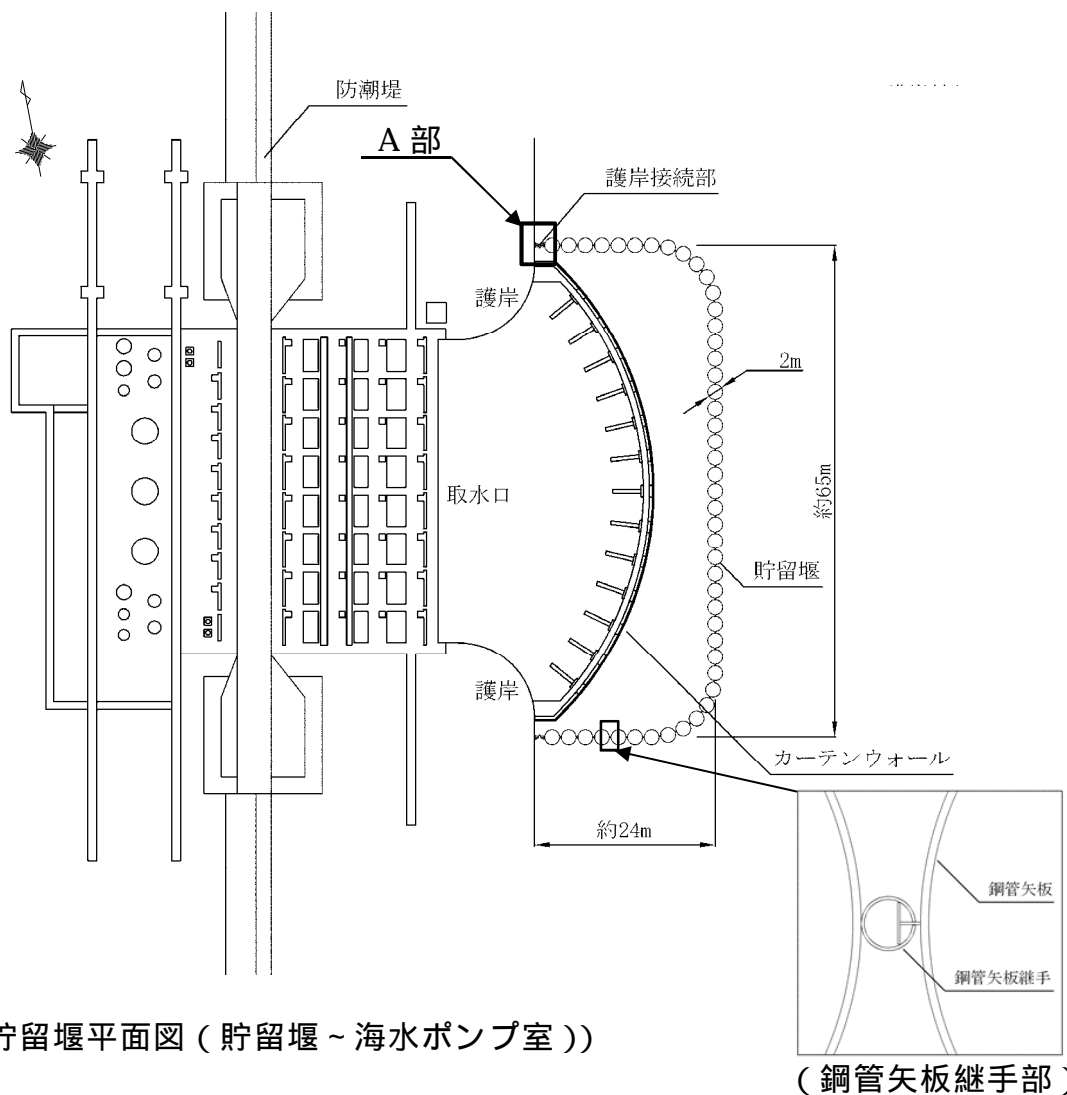
本資料では，貯留堰の構造及び仕様について示すとともに，貯留堰に求められる海水の貯留機能及び止水機能を確保するための設計方針及び施工において確認すべき事項，維持管理方針等について示す。

1. 貯留堰の構造及び仕様

貯留堰は，その機能・目的から貯留堰本体及び護岸接続部に区分され，このうち貯留堰本体は鋼管矢板と鋼管矢板同士を接続する鋼管矢板継手，護岸接続部は止水ゴムと止水ゴムへの津波漂流物の衝突を防ぐ防護材及びこれらを取り付けるための鋼材より構成される。既設構造物である貯留堰取付護岸

は、貯留堰の間接支持構造物であり、前面鋼矢板とタイ材及び控え工鋼矢板より構成される。

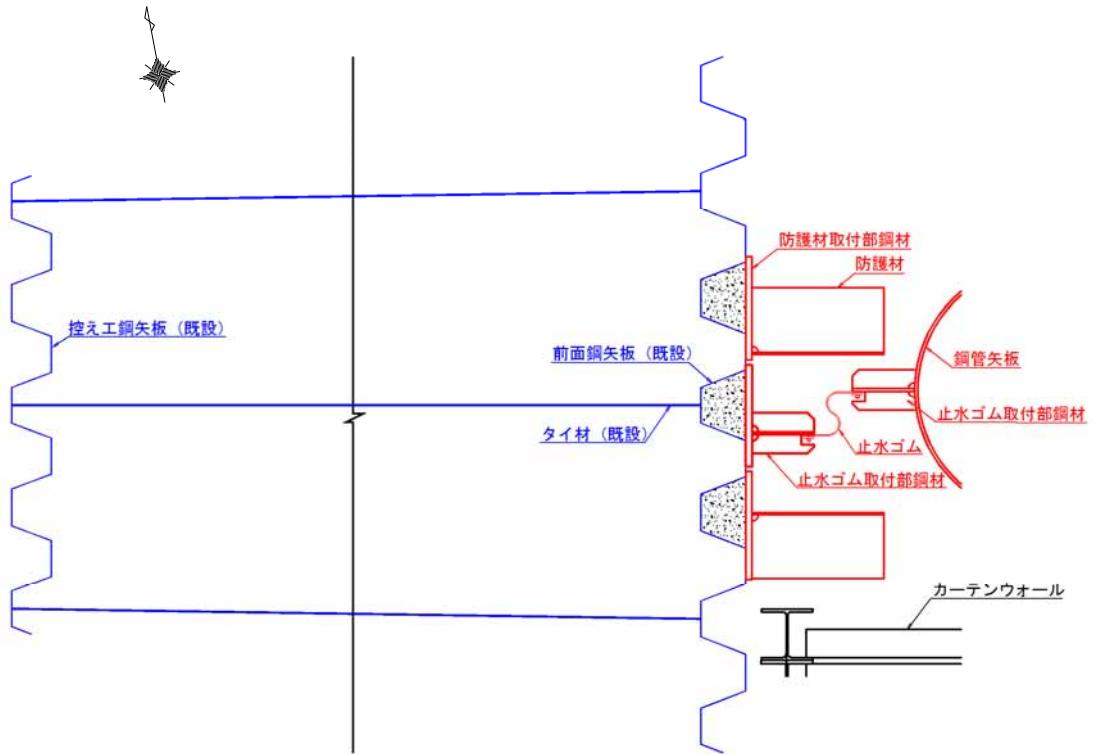
鋼管矢板は、2,000mmの炭素鋼鋼管であり、全47本の鋼管矢板を連続的に打設することにより堰形状を構成する。鋼管矢板は、下端を岩盤に十分根入れすることにより支持性能を確保するとともに、天端は、非常用海水ポンプの取水に必要な水量を確保するため、海底地盤レベルT.P. - 6.89mに対して天端高さをT.P. - 4.9mとしており、約2mの堰高さを有する。貯留堰の寸法は、約65m×約24mである。第1-1図に貯留堰の全体構造、第1-1表に貯留堰の主要仕様を示す。



((貯留堰平面図(貯留堰～海水ポンプ室))

(鋼管矢板継手部)

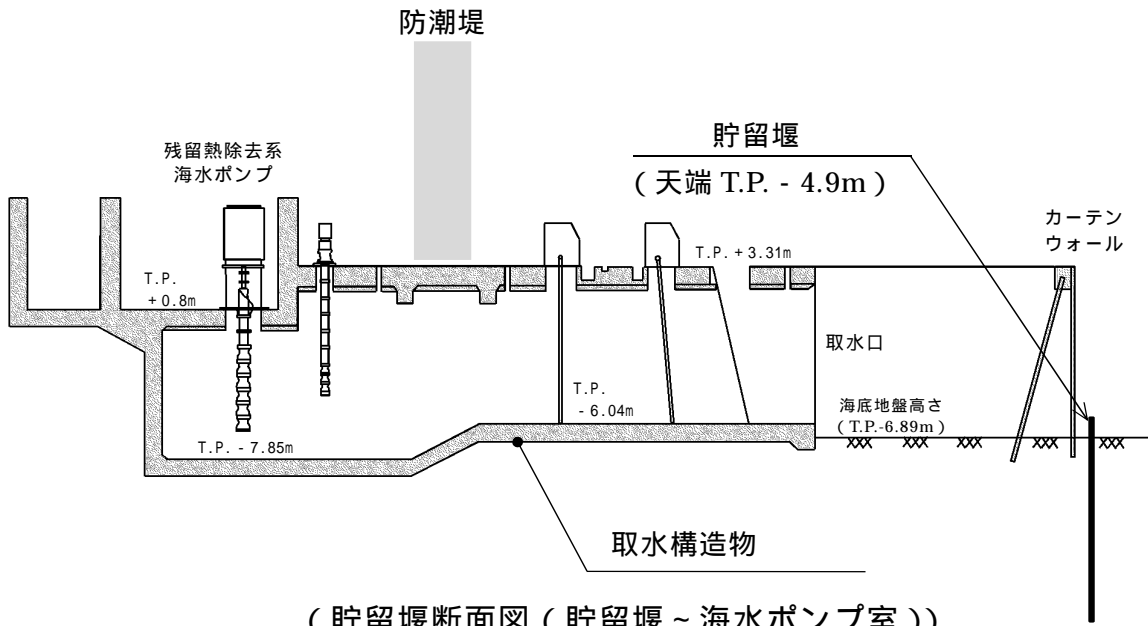
第 1-1 図 貯留堰全体構造 (1/6)



(A部拡大)

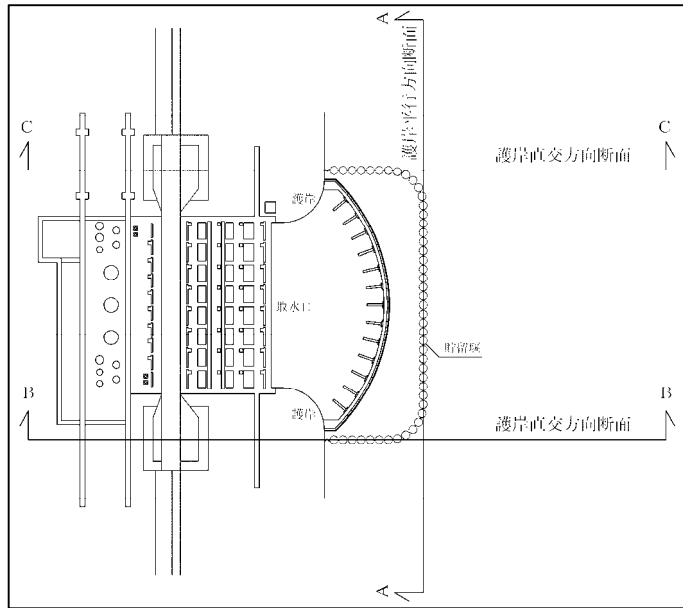
赤：貯留堰
青：貯留堰取付護岸

第 1-1 図 貯留堰全体構造 (2 / 6)



(貯留堰断面図 (貯留堰 ~ 海水ポンプ室))

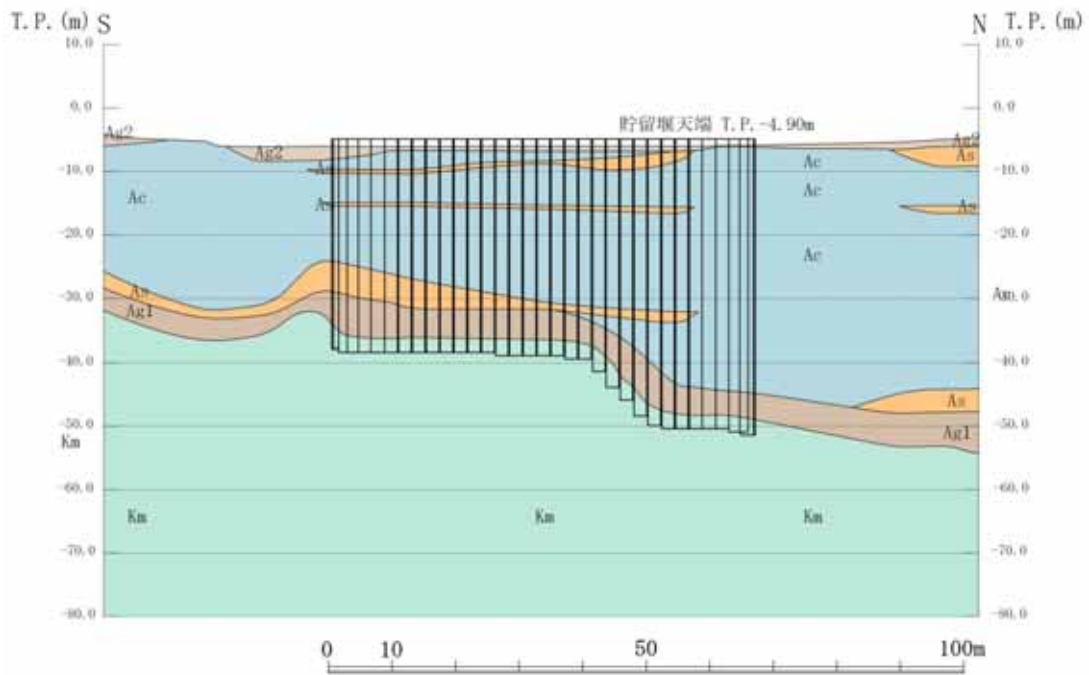
第 1-1 図 貯留堰全体構造 (3 / 6)



地質構成表

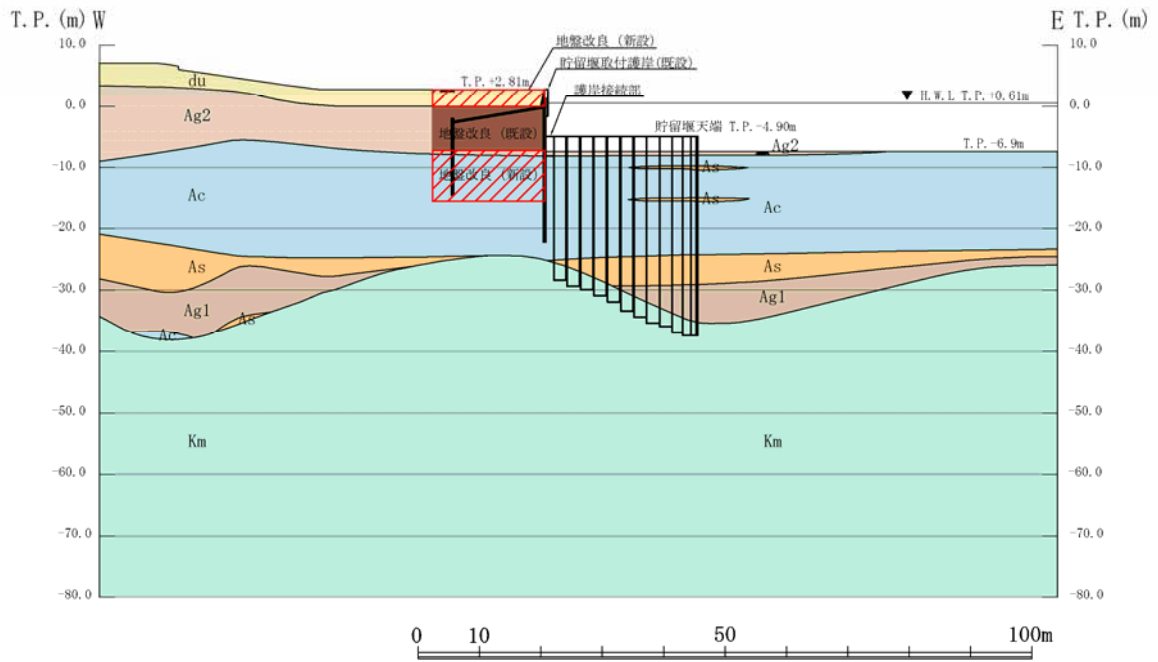
地質時代	地質区分	記号	岩相	備考	
第 新 世	砂丘層		du	砂	敷地全体に広く分布する。
	沖積低地 堆積層	久慈川 堆積層	Ag2	砂礫	敷地全体に広く分布する。
			Ac	粘土	久慈川が侵食した凹状の 谷を埋めて分布する。
			As	砂	
			Ag1	砂礫	
四 更 紀 新 世	低位段丘 堆積層	段丘堆積層2	D2c-3	シルト	敷地南部に埋没段丘として 分布する。
			D2s-3	砂	
			D2g-3	砂礫	
			D2c-2	シルト	
			D2g-2	砂礫	
	中位段丘 堆積層	段丘堆積層1	Im	ローム	敷地の南西部に分布し、 いわゆる鶴田段丘面を 構成する。
			D1c-1	シルト	
		D1g-1	砂礫		
第三紀 鮮新世	久米層	Km	砂質泥岩	敷地の基礎岩である。	

断面位置図及び地質構成表



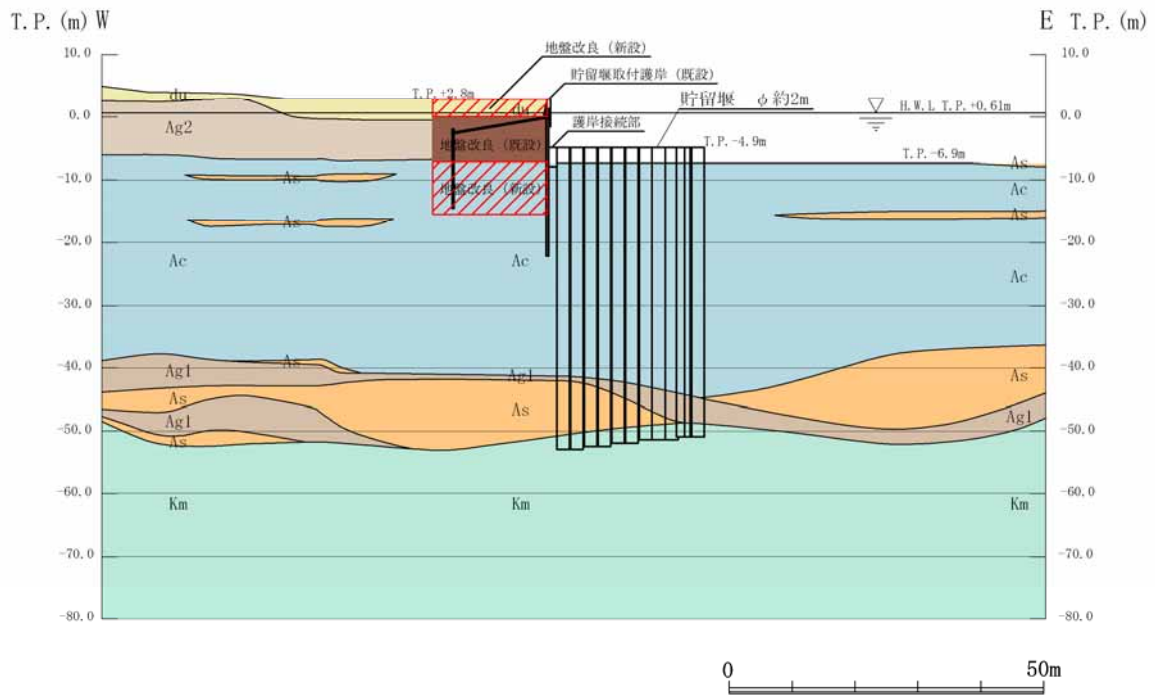
護岸平行方向断面 (A - A 断面)

第 1-1 図 貯留堰全体構造 (4 / 6)



注：地盤改良の範囲については、今後の設計進捗により変更の可能性がある。

護岸直角方向断面 (B - B 断面)

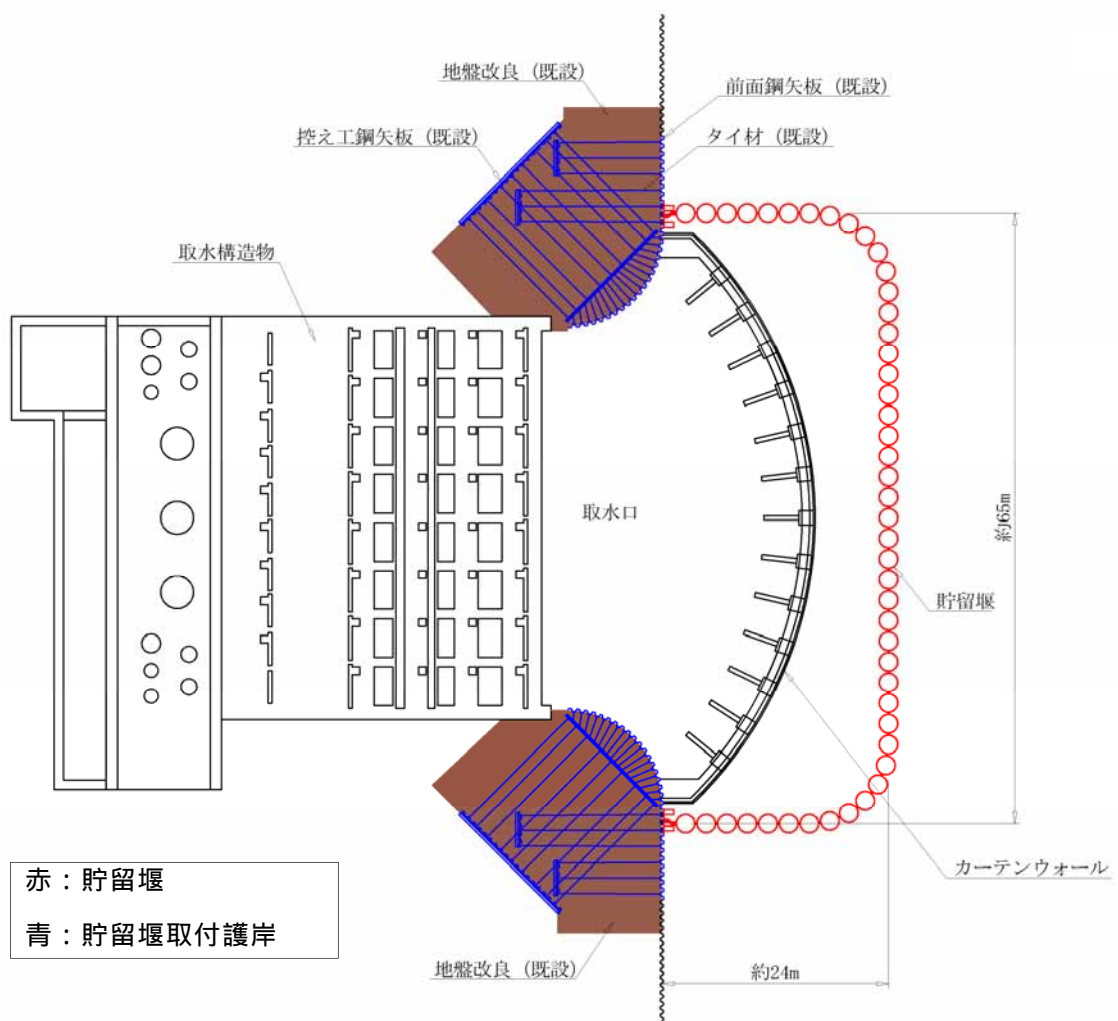


注：地盤改良の範囲については、今後の設計進捗により変更の可能性がある。

護岸直角方向断面 (C - C 断面)

第 1-1 図 貯留堰全体構造 (5 / 6)

5 条 添付 3 2 - 5



第 1-1 図 貯留堰全体構造 (6 / 6)

第 1-1 表 貯留堰および貯留堰取付護岸の主要仕様

施設区分	構成部位		項目		仕様	
貯留堰	貯留堰本体	鋼管矢板	材 質		SM570	
			寸 法 (mm)	外 径	2000	
			許容応力度 (N/mm ²)	引 張	255	
				圧 縮	255	
			せん断	145		
		鋼管矢板継手	材 質		SM400	
			型 式		P-T型	
			寸 法 (mm)	継手間隔	180	
	許容応力度 (N/mm ²)		引 張	140		
		圧 縮	140			
		せん断	80			
	護岸接続部	止水ジョイント	止水ゴム	材 質		C R ・ 補強布
				型 式		F R 特殊型
			許容引張力 (N/mm)	引 張	118.7	
		止水ゴム 取付部鋼材	材 質		SM400	
			許容応力度 (N/mm ²)	引 張	140	
				圧 縮	140	
			せん断	80		
防護材		材 質		SM400		
		許容応力度 (N/mm ²)	引 張	140		
			圧 縮	140		
	せん断	80				
防護材 取付部鋼材	材 質		SM570			
	許容応力度 (N/mm ²)	引 張	255			
		圧 縮	255			
	せん断	145				
貯留堰取付護岸	前面鋼矢板 (既設)	材 質		SY295		
		型 式		型		
		終局強度 (N/mm ²)	引 張	450		
	控え工鋼矢板 (既設)	材 質		SY295		
		型 式		型		
		終局強度 (N/mm ²)	引 張	450		
	タイ材 (既設)	材 質		タイプル		
		型 式		F130T		
		間 隔 (mm)		1600		
		終局強度 (kN/本)	引 張	1281		

2. 設計方針

貯留堰は津波防護施設であるため、「3.1 津波防護施設の設計」に記載のとおり、審査ガイドに基づき、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せた条件で設計を行うとともに、漂流物の衝突及び自然現象による荷重との組合せを適切に考慮することにより、耐震・耐津波設計上の十分な裕度をもって海水貯留機能を確保する。

(1) 評価方針

貯留堰は、前述の機能設計上及び構造強度設計上の性能目標を達成するために、構造強度を有すること及び止水性を損なわないことが必要となる。このため構造部材の健全性及び基礎地盤の支持性能の観点から評価を行う。

第2-1表に貯留堰の構成部位とその役割を示す。

また、第2-2表に、貯留堰の評価の項目と、その評価方法及び許容限界を示す。

(2) 検討フロー

貯留堰の耐震評価の検討フローを第2-1.1図に、強度評価の検討フローを第2-1.2図に示す。

第 2-1 表 貯留堰および貯留堰取付護岸の構成部位とその役割

施設区分	構成部位		構成部位の役割	
貯留堰	貯留堰本体	鋼管矢板	地震荷重，津波荷重及び漂流物衝突荷重を支持地盤に伝達するとともに，各荷重に対して十分な耐性を有することにより止水性を確保し，貯留堰としての機能を保持する。	
		鋼管矢板継手	地震荷重，津波荷重及び漂流物衝突荷重を連続する鋼管矢板に伝達するとともに，各荷重に対して十分な耐性を有することにより鋼管矢板間の止水性を確保し，貯留堰としての機能を保持する。	
	護岸接続部	止水ジョイント	止水ゴム	津波荷重及び土圧に対して十分な耐性を有し，貯留堰本体と貯留堰取付護岸との間に生じる変位に追従することにより貯留堰本体と貯留堰取付護岸との間の止水性を確保し，貯留堰としての機能を保持する。
			止水ゴム取付部鋼材	
		防護材		漂流物衝突荷重に対して十分な耐性を有し，止水ジョイントを防護することにより貯留堰本体と貯留堰取付護岸との間の止水性を確保し，貯留堰としての機能を保持する。
		防護材取付部鋼材		
貯留堰取付護岸	前面鋼矢板（既設）		地震荷重に対して十分な耐震性を有し，地震荷重，津波荷重及び漂流物衝突荷重を受ける防護材及び止水ジョイントを支持し，貯留堰取付護岸の止水性を保持する。	
	控え工鋼矢板（既設）			
	タイ材（既設）			

第 2-2 表 貯留堰の評価項目と許容限界値

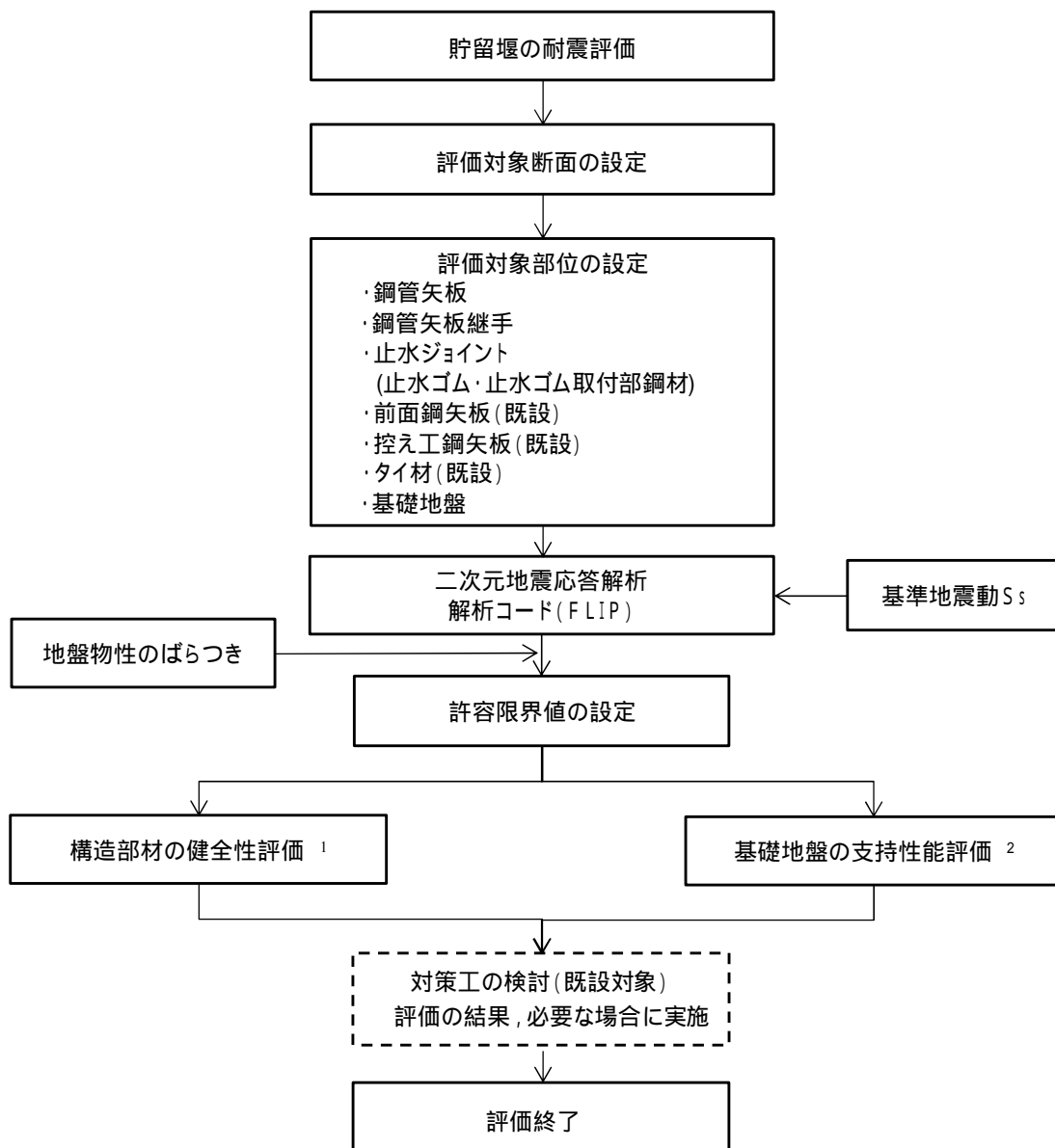
評価方針	評価項目	部位	評価方法	許容限界
構造強度を有すること	構造部材の健全性	鋼管矢板	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
		鋼管矢板継手	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
		止水ゴム	発生する引張力が許容限界以下であることを確認	許容引張力
		止水ゴム取付部鋼材	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
		防護材	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
		防護材取付部鋼材	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
	基礎地盤の支持性能	基礎地盤	接地圧が許容限界以下であることを確認	極限支持力
止水性を損なわないこと	構造部材の健全性	鋼管矢板	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
		鋼管矢板継手	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
		止水ゴム	発生する引張力が許容限界以下であることを確認	許容引張力
		止水ゴム取付部鋼材	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
		防護材	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
		防護材取付部鋼材	発生応力が許容限界以下であることを確認	短期許容応力度
	基礎地盤の支持性能	基礎地盤	接地圧が許容限界以下であることを確認	極限支持力

妥当な安全余裕を考慮する。

第 2-3 表 貯留堰取付護岸の評価項目と許容限界値

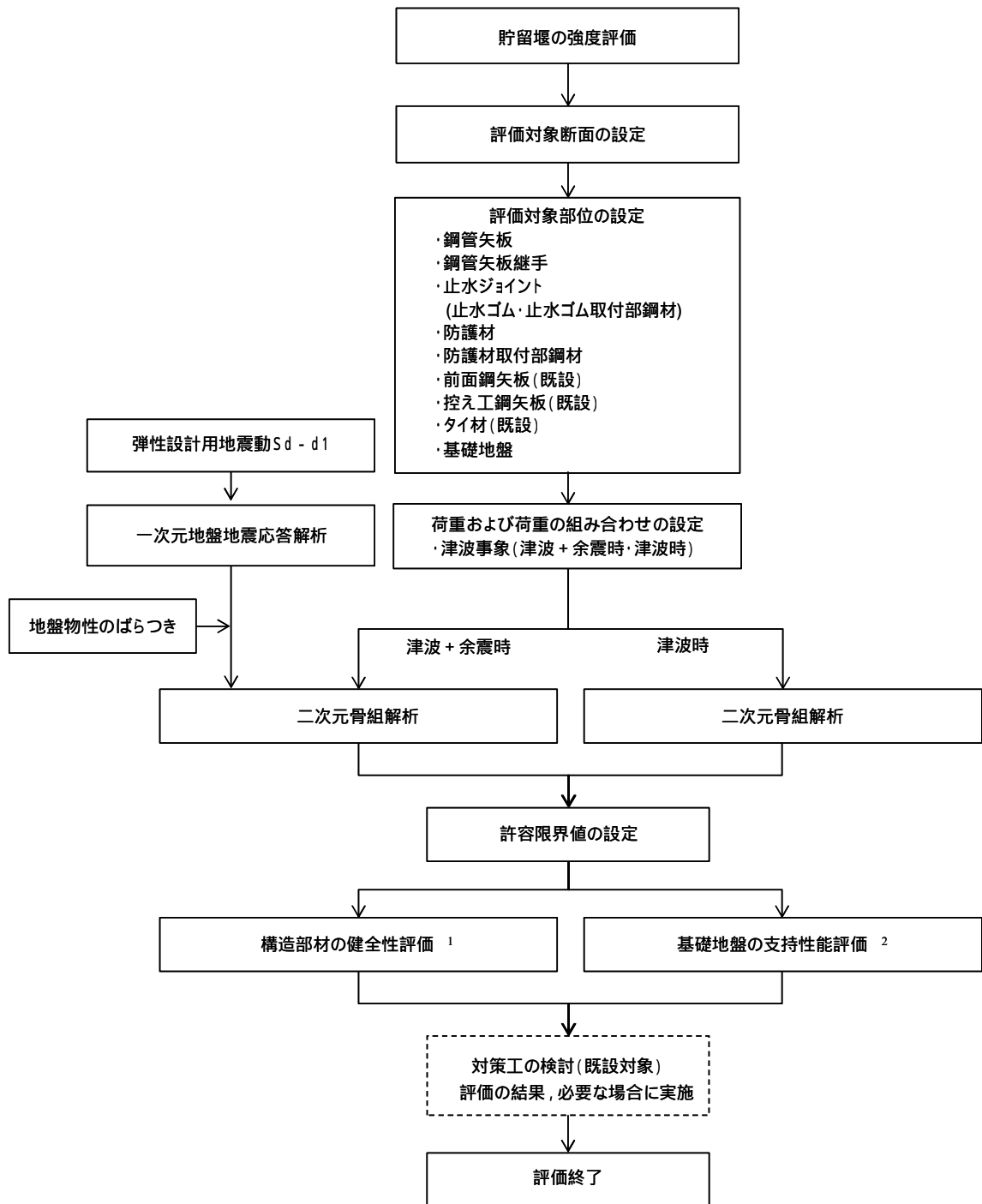
評価方針	評価項目	部位	評価方法	許容限界
構造強度を有すること	構造部材の健全性	前面鋼矢板（既設）	発生応力が許容限界以下であることを確認	終局強度
		控え工鋼矢板（既設）	発生応力が許容限界以下であることを確認	終局強度
		タイ材（既設）	発生応力が許容限界以下であることを確認	終局強度
止水性を損なわないこと	構造部材の健全性	前面鋼矢板（既設）	発生応力が許容限界以下であることを確認	終局強度 （機能保持限界）
		控え工鋼矢板（既設）	発生応力が許容限界以下であることを確認	終局強度 （機能保持限界）
		タイ材（既設）	発生応力が許容限界以下であることを確認	終局強度 （機能保持限界）

妥当な安全余裕を考慮する。



- 1：構造部材の健全性評価を実施することで，第 2-2 表に示す「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」，第 2-3 表に示す「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」を満足することを確認する。
- 2：基礎地盤の支持性能評価を実施することで，第 2-2 表に示す「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」を満足することを確認する。

第 2-1.1 図 貯留堰検討フロー（耐震評価）



1：構造部材の健全性評価を実施することで，第 2-2 表に示す「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」，第 2-3 表に示す「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」を満足することを確認する。

2：基礎地盤の支持性能評価を実施することで，第 2-2 表に示す「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」を満足することを確認する。

第2-1.2図 貯留堰検討フロー（強度評価）

敷地側面北側防潮堤設置ルート変更に伴う入力津波の設定について

1. はじめに

敷地北側の防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）については，設置ルートの変更を行うこととした（第486回審査会合（平成29年7月13日）にてご説明）。防潮堤の設置ルート変更に伴い，数値シミュレーションの結果（以下「評価結果」という。）に影響を及ぼす可能性があることから，防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる数値シミュレーションを実施し，評価結果への影響を確認した。影響確認の結果，防潮堤前面の敷地前面東側及び敷地側面南側における最高水位に変化はなく，敷地側面北側における最高水位は低下することを確認したため，第503回審査会合（平成29年9月1日）において確認結果を提示し，これまでの基準津波を変更する必要がないことが確認された。このため，耐津波設計の評価において想定する基準津波及び施設・設備の設計・評価に用いる入力津波についても，設置変更許可においてはこれまでの評価結果を適用することとしている。

詳細設計においては，防潮堤の設置ルート変更前のモデル（以下「既往モデル」という。）による評価結果を適用できると考えられる評価位置を除き，施設・設備の設計・評価に用いる入力津波について防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を反映する。

2. 防潮堤の設置ルート変更に伴う評価結果への影響確認

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる遡上解析を実施し，評価結果への影響を確認したところ，防潮堤前面の敷地前面東側及び敷地側面南側における最高水位に変化はなく，敷地側面北側における最高水位は低下することを確認した。防潮堤設置ルート変更前後における防潮堤前面の最高水位比較を第1表に示す。

第1表 防潮堤設置ルート変更前後における防潮堤前面の最高水位比較

項目		既往モデル	防潮堤設置ルート変更を反映したモデル
遡上解析結果			
モデルの変更事項		-	敷地北側防潮堤設置ルートの変更
防潮堤 前面最 高水位	敷地側面北側	T.P. + 15.2m	T.P. + 11.7m
	敷地前面東側	T.P. + 17.1m	T.P. + 17.1m
	敷地側面南側	T.P. + 15.4m	T.P. + 15.4m

3. 詳細設計における入力津波の設定方針及び評価の見通し

詳細設計においては，既往モデルによる評価結果を適用できると考えられる評価位置を除き，施設・設備の設計・評価に用いる入力津波について防潮堤設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を反映する。防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果をもとに，防波堤の有無による影響，地盤変状による影響等評価結果に影響を与えうる因子についてパラメータスタディを実施し，施設・設備の設計・評価において最も保守的となる条件による評価結果を反映することから，適切な評価が可能である。

4. 防潮堤の設置ルート変更に伴い設置位置等に変更が生じる施設・設備

防潮堤の設置ルート変更に伴い放水路ゲート設置位置に変更が生じる。また，鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の岩着支持杭との干渉回避のためS A用海水ピット取水塔からS A用海水ピットへ接続する海水引込み管の埋設ルートに変更が生じる。第2表に放水路ゲート及び海水引込み管の設置位置等の変更事項を示す。

放水路ゲート及び海水引込み管については防潮堤設置ルート変更前の設置位置等に対して変更が生じたことから，評価結果に影響を及ぼす可能性がある。

第2表 防潮堤設置ルート変更に伴う放水路ゲート及び海水引込み管の設置位置等の変更事項

施設・設備	既往の設置位置等	防潮堤設置ルート変更に伴う設置位置等	設置位置等の変更事項
放水路ゲート			敷地北側防潮堤設置ルートの変更に伴う放水路ゲートの設置位置の変更
海水引込み管			鋼管杭鉄筋コンクリート防着の岩の干渉を回避するための海水引込み管の埋設ルートの変更

5. 耐津波設計の評価に必要な数値シミュレーション

耐津波設計の評価を実施するに当たり、設計上考慮すべき因子として、「1.4(1)入力津波の設計因子の設定について」にて示したとおり、水位、水深、流向、流速等を抽出している。抽出された因子毎に、耐津波設計の評価条件を設定するため、数値シミュレーションを実施している。耐津波設計の評価に必要な数値シミュレーションの体系を第3表に示す。

第3表 耐津波設計の評価に必要な数値シミュレーションの体系

総称	評価項目	解析項目	評価位置	因子(評価荷重)	目的
数値シミュレーション	敷地への浸水を防止するための施設・設計・評価	遡上解析	防潮流堤前面 ・敷地側面北側 ・敷地側面東側 ・敷地側面南側 遡上域	水位 浸水深	基準津波による遡上波が地上部から、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地に到達・流入する可能性を検討し、到達・流入の可能性がある場合はこれを防止するため、防潮流堤等の設計・評価に必要な津波襲来時における防潮流堤前面位置の水位・浸水深を確認する。また、遡上波の敷地への回り込みがないことを確認する。
			防潮流堤前面 敷地側面海域	流向・流速	津波防護施設等の設計・評価において考慮する漂流物衝突荷重を算定するため、算定に必要な津波襲来時における流速を確認する。
		管路解析	取水ピット 放水路ゲート設置箇所 SA用海水ピット 緊急用海水ポンプピット	水位	津波が取水路、放水路等の経路から、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地に流入する可能性を検討し、流入の可能性がある場合はこれを防止するため、流入経路に対する浸水対策の設計・評価に必要な津波襲来時における各評価位置の水位を確認する。
			敷地側面海域及び広域 遡上域	流向・流速	漂流物調査範囲の設定並びに基準津波による漂流物の津波防護施設等及び取水口への到達可能性評価を実施するため、基準津波による敷地側面海域及び広域の流向・流速を確認する。また、陸域については遡上域を確認する。
	水位変動に伴う低下による重要な機能への影響評価	遡上解析	敷地側面海域及び広域	流向・流速	基準津波による漂流物が、津波防護施設等及び取水口に到達しないことを検証するため、漂流物の挙動を確認する。
			貯留堰前面	水位・継続時間	引き波による水位低下・継続時間に対して、非常用海水ポンプの運転継続が可能であることを確認するため、下降側の水位及び継続時間を確認する。
		砂移動評価	取水口前面	砂濃度 流向・流速 (堆積高さ)	非常用海水ポンプの取水性を確保するため、基準津波による海底の砂移動による取水口前面に堆積した砂が、取水口及び取水路を閉塞させないことを確認する。
			取水ピット		非常用海水ポンプの取水性を確保するため、取水ピットに堆積した砂が、非常用海水ポンプの取水性に影響を及ぼさないことを確認する。

6. 耐津波設計の評価に係る解析項目のスクリーニング

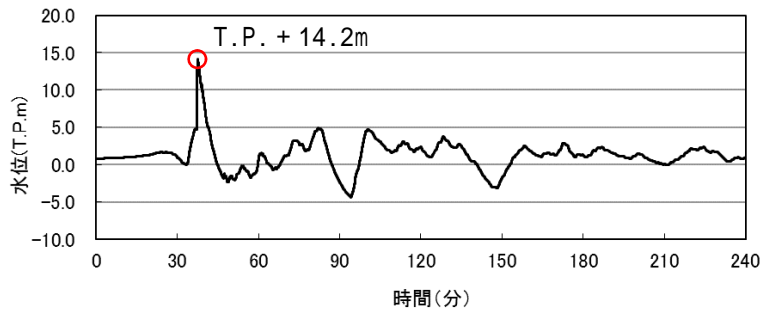
6.1 敷地への浸水を防止するための施設・設備の設計・評価に用いる解析項目

防潮堤の設置ルート変更に伴う防潮堤前面での遡上解析の評価結果及び防潮堤の設置ルート変更に伴い設置位置等に変更が生じる施設・設備の評価位置での管路解析の評価結果への影響を考慮し、第3表に示した解析項目について、既往モデルによる評価結果を適用することが可能な解析項目と、防潮堤設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を用いて評価する必要がある解析項目とに整理した。

「2. 防潮堤の設置ルート変更に伴う評価結果への影響確認」にて示したとおり、防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果により、これまでの基準津波を変更する必要がないことが確認されたことから、防潮堤前面（敷地側面北側、敷地前面東側及び敷地側面南側）での遡上解析の評価結果及び取水ピットでの管路解析の評価結果については防潮堤の設置ルート変更による大きな影響はないと考えられる。影響確認結果を以下に示す。

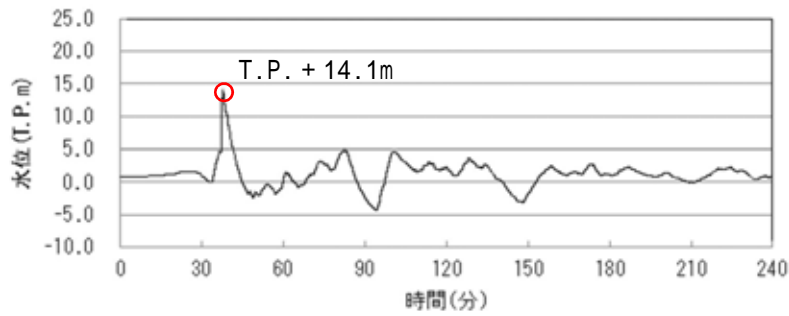
既往モデルによる津波評価における取水口前面での遡上解析の評価結果は第1図に示すとおりである。既往モデルによる津波評価における遡上解析の評価結果から、取水口前面の上昇側最高水位はT.P. + 14.2mであった。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第2図に示す。第2図に示すとおり、遡上解析の評価結果から、取水口前面の上昇側最高水位はT.P. + 14.1mであった。既往モデルによる評価結果と比べ有意な差はなく、ほぼ同等の評価結果であった。



【水位上昇側】

第 1 図 既往モデルによる取水口前面の遡上解析の評価結果（津波評価）



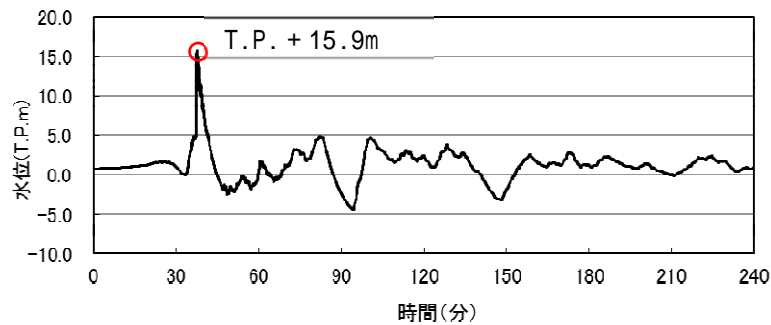
【水位上昇側】

第 2 図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる取水口前面の遡上解析の評価結果（津波評価）

さらに、取水ピットにおける管路解析の評価結果への影響確認を実施した。

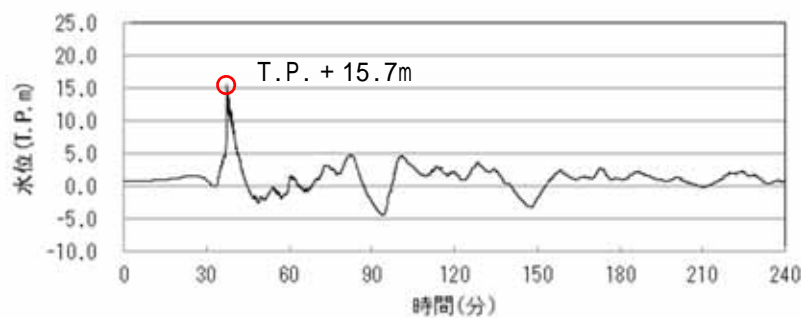
既往モデルによる津波評価における取水ピットでの管路解析の評価結果は第3図に示すとおりである。既往モデルによる津波評価における管路解析の評価結果から、取水ピットの上昇側最高水位はT.P. + 15.9mであった。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第4図に示す。第4図に示すとおり、管路解析の評価結果から、取水ピットの上昇側最高水位はT.P. + 15.7mであった。既往モデルによる評価結果と比べ有意な差はなく、ほぼ同等の評価結果であった。



【水位上昇側】

第 3 図 既往モデルによる取水ピットの応答解析の評価結果（津波評価）



【水位上昇側】

第 4 図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる取水ピットの
応答解析の評価結果（津波評価）

以上より，防潮堤前面における遡上解析の評価結果及び取水ピットにおける管路解析の評価結果については既往の評価結果を適用することが可能と考えられる。しかしながら，防潮堤前面（敷地側面北側，敷地前面東側及び敷地側面南側）における遡上解析の評価結果については，実際の設備形状による評価結果をもとに防潮堤の設計・評価を実施する必要があると考えられることから，防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる遡上解析の評価結果を適用する。

防潮堤の設置ルート変更に伴い放水路ゲート設置位置に変更が生じ，鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の岩着支持杭との干渉回避のためS A用海水ピット取水塔からS A用海水ピットへ接続する海水引込み管の埋設ルートに変更が生じることから，入力津波の設定において放水路ゲート設置箇所，S A用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットの評価位置においては防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルにて管路解析を実施し評価をする必要があると考えられる。

防潮堤前面及び敷地前面海域における流向・流速を確認するための遡上解析については，防潮堤の設置ルート変更による海域の流況への影響が考えられることから，防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を用いて評価する必要があると考えられる。

敷地への浸水を防止するための施設・設備の設計・評価に用いる解析項目における既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目及び防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要がある解析項目の整理結果を第4表に示す。

第4表 既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目及び防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要がある解析項目（浸水防止）

既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目	防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要がある解析項目
応答解析<水位> ・取水ピット	遡上解析<水位> ・防潮堤前面（敷地側面北側） ・防潮堤前面（敷地前面東側） ・防潮堤前面（敷地側面南側） 応答解析<水位> ・放水路ゲート設置箇所 ・S A用海水ピット ・緊急用海水ポンプピット 遡上解析<流向・流速> ・防潮堤前面 ・敷地前面海域

< >内は入力津波の因子を示す。

既往の評価結果を適用することが可能と考えられるが、実際の設備形状による解析結果に基づき評価を実施する必要があるため、防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルにて解析を実施し評価する。

6.2 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響評価に用いる解析項目

水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響評価項目は、「非常用海水冷却系の取水性評価」及び「津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認」である。「非常用海水冷却系の取水性評価」を実施するに当たり必要な解析項目は、貯留堰前面の遡上解析、取水口前面の砂移動評価、取水ピットの砂堆積評価であり、「津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認」を実施するに当たり必要な解析項目は、敷地前面海域及び広域の遡上解析、漂流物軌跡解析である。水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響評価に必要な解

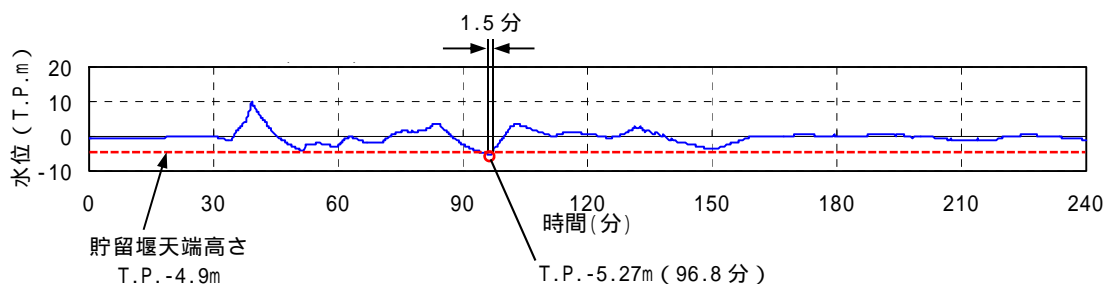
析項目を第3表に示す。これらのうち、「2. 防潮堤の設置ルート変更に伴う評価結果への影響確認」にて示したとおり、防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果により、これまでの基準津波を変更する必要がないことが確認されたことから、貯留堰前面の遡上解析、取水口前面における砂移動評価、取水ピット内における砂堆積評価の評価結果についても防潮堤の設置ルート変更による大きな影響はないと考えられる。影響確認結果を以下に示す。

水位下降側の引き波時における貯留堰前面の水位が、貯留堰天端高さであるT.P. - 4.9mを下回る継続時間について確認し、非常用海水ポンプの運転可能継続時間に対する影響確認を実施した。

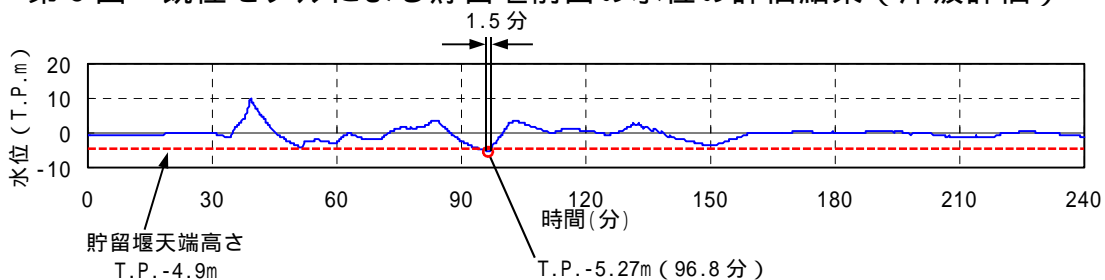
既往モデルによる津波評価における貯留堰前面の遡上解析の評価結果は第5図に示すとおりである。既往モデルによる津波評価における遡上解析の評価結果から、貯留堰前面における水位が貯留堰天端高さを下回る継続時間は1.5分であり、最低水位はT.P. - 5.27mであった。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第6図に示す。第6図に示すとおり、遡上解析の評価結果から、貯留堰前面における水位が貯留堰天端高さを下回る継続時間は1.5分であり、最低水位はT.P. - 5.27mであった。既往モデルによる評価結果と比べ有意な差はなく、ほぼ同等の評価結果であった。

一方貯留堰は、非常用海水ポンプ全7台が約30分運転継続するために必要な容量である約2,370m³の有効容量を確保できる設計とすることから、非常用海水ポンプの運転継続可能時間に対する影響はない。



第5図 既往モデルによる貯留堰前面の水位の評価結果（津波評価）



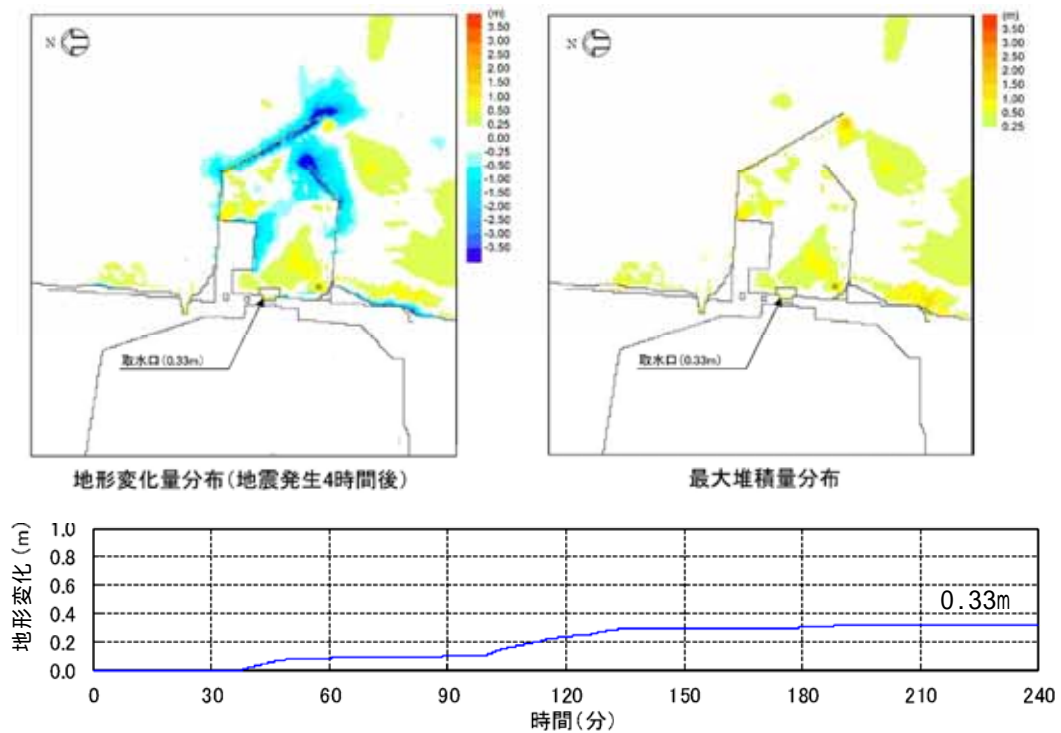
第6図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる貯留堰前面の水位の評価結果（津波評価）

既往モデルによる津波評価における砂移動評価の評価結果は第7図に示すとおりである。既往モデルによる津波評価における砂移動評価の評価結果から、取水口前面における砂の堆積高さが高くなる傾向にある砂移動モデルは、水位上昇側及び下降側ともに高橋他（1999）であった（浮遊砂上限濃度1%及び防波堤ありの場合において、水位上昇側では堆積高さ0.33m、水位下降側では堆積高さ0.19m）。このため、防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる砂移動評価において、高橋他（1999）の砂移動モデルによる取水口前面の砂堆積高さを評価し、防潮堤設置ルート変更による影響確認を実施した。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第8図に示す。第8図に示すとおり、高橋他（1999）の砂移動モデルによる砂移動評価の評価結果から、浮遊砂上限濃度1%及び防波堤ありの場合において、取水口前面における砂の堆積高さは水位上昇側で0.31m、水位下降側で

0.20mであり，既往モデルによる評価結果と比べ有意な差はなく，ほぼ同等の評価結果であった。

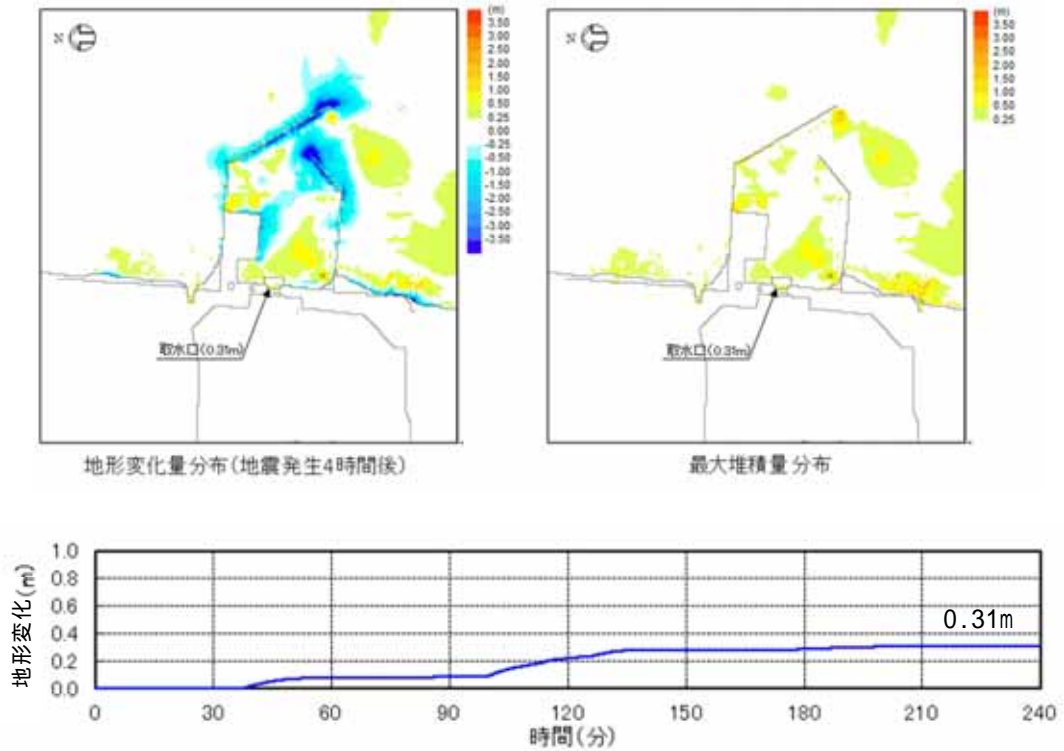
		浮遊砂 上限濃度 (%)	防波堤	取水口前面における 堆積高さ (m)
水位 上昇側	藤井他 (1998)	1	あり	0.01
		5	あり	0.01
	高橋他 (1999)	1	あり	0.33
水位 下降側	藤井他 (1998)	1	あり	0.01
		5	あり	0.01
	高橋他 (1999)	1	あり	0.19



【砂移動評価の評価結果（水位上昇側，高橋他（1999），浮遊砂上限濃度 1 %）】

第 7 図 既往モデルによる砂移動評価の評価結果（津波評価）

		浮遊砂 上限濃度 (%)	防波堤	取水口前面における 堆積高さ (m)
水位 上昇側	高橋他 (1999)	1	あり	0.31
水位 下降側	高橋他 (1999)	1	あり	0.20



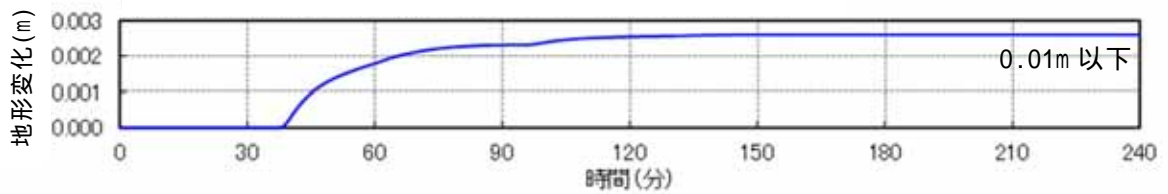
【砂移動評価の評価結果（水位上昇側，高橋他（1999），浮遊砂上限濃度 1 %）】

第 8 図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる砂移動評価の
評価結果（津波評価）

同様に，取水ピットにおける砂堆積評価の評価結果についても影響確認を実施した。取水ピットの砂堆積評価についても高橋他（1999）の砂移動モデルにて影響確認を実施した。既往モデルによる津波評価における取水ピットの砂堆積評価の評価結果は第9図に示すとおりである。既往モデルによる津波評価における取水ピットの砂堆積評価の評価結果から，取水ピットにおける砂の堆積高さは浮遊砂上限濃度1%，防波堤あり，スクリーンによる損失あり，貝付着あり及び非常用海水ポンプの運転がある場合において，水位上昇側及び下降側ともに堆積高さ0.01m以下であった。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第10図に示す。第10図に示すとおり，高橋他（1999）の砂移動モデルによる取水ピットの砂堆積評価の評価結果から，取水ピットにおける砂の堆積高さは浮遊砂上限濃度1%，防波堤あり，スクリーンによる損失あり，貝付着あり及び非常用海水ポンプの運転がある場合において，水位上昇側及び下降側ともに堆積高さ0.01m以下であり，既往モデルによる評価結果と比べ有意な差はなく，ほぼ同等の評価結果であった。

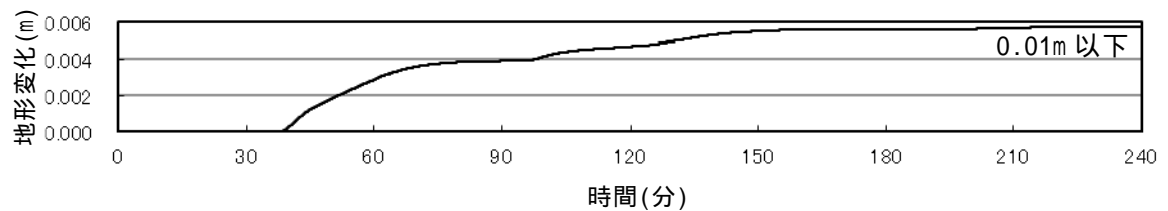
		浮遊砂 上限濃 度 (%)	防波堤	スクリーン 損失	貝付着	非常用海 水ポンプ の取水	堆積高さ (m)
水位 上昇側	高橋他 (1999)	1	あり	あり	あり	あり	0.01 以下
水位 下降側	高橋他 (1999)	1	あり	あり	あり	あり	0.01 以下



【砂堆積評価の評価結果（水位上昇側，高橋他（1999），浮遊砂上限濃度 1 %）】

第 9 図 既往モデルによる取水ピットの
砂堆積評価の評価結果（津波評価）

		浮遊砂 上限濃 度 (%)	防波堤	スクリーン 損失	貝付着	非常用海 水ポンプ の取水	堆積高さ (m)
水位 上昇側	高橋他 (1999)	1	あり	あり	あり	あり	0.01 以下
水位 下降側	高橋他 (1999)	1	あり	あり	あり	あり	0.01 以下



【砂堆積評価の評価結果（水位上昇側，高橋他（1999），浮遊砂上限濃度 1 %）】

第 10 図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる
取水ピットの砂堆積評価の評価結果（津波評価）

以上より，取水口前面における砂移動評価，取水ピットにおける砂堆積評価については，既往の評価結果を適用することが可能と考えられる。

敷地前面海域及び広域における遡上解析及び漂流物軌跡解析については，防潮堤の設置ルート変更による海域の流況への影響が考えられることから，防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を用いて評価する必要があると考えられる。

水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響評価に用いる解析項目において，既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目及び防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要がある解析項目の整理結果を第5表に示す。

第5表 既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目及び
防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて
評価する必要がある解析項目（水位変動）

既往モデルによる評価結果を適用可能な 解析項目	防潮堤設置ルート変更反映モデルによる 評価結果を用いて評価する必要がある 解析項目
遡上解析<水位> ・貯留堰前面 砂移動評価<砂濃度・砂堆積> ・取水口前面 砂堆積評価<砂堆積> ・取水ピット	遡上解析<流向・流速> ・敷地前面海域及び広域 漂流物軌跡解析<流向・流速> ・敷地前面海域及び広域

< > 内は入力津波の因子を示す。

7. 詳細設計における入力津波の設定について

詳細設計における入力津波の設定に当たっては，「6. 耐津波設計の評価に係る解析項目のスクリーニング」の第4表及び第5表にて示したとおり各解析項目を取扱うこととし，「既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項

目」として整理した解析項目の評価結果については既往モデルによる評価結果を適用し、「防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要がある解析項目」として整理した解析項目の評価結果については防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を適用する。